

⑪放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(厚生労働省令第六十三号)

改正 平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号

同二八年二月三日同第一二号

同二九年九月二二日同第九四号

同三〇年二月一六日同第一五号

同三〇年三月三〇日同第四六号

同三一年三月二九日同第五〇号

令和元年一〇月三日同第六一号

同二年三月四日同第二一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この省令は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）

第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令元厚労令六一・一部改正)

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなけれ

ばならない。

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
 - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
 - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同

時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二七厚労令一三三・平二八厚労令一二・平二九厚労令九四・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令四六・平三一厚労令五〇・令二厚労令二一・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学

校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二十七年四月一日）

（職員の経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則 （平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年九月二日厚生労働省令第九四号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の

日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則 （平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年一〇月三日厚生労働省令第六一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月四日厚生労働省令第二一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

⑫「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

雇児育発 0530 第 1 号
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長
(公 印 省 略)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

本日、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成 26 年 5 月 30 日雇児発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）の趣旨及び内容が示されたところであるが、基準第 10 条第 3 項第 9 号の取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

基準第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の（3）のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが一定の目安と考えられること。

⑬放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令について

30 子 事 第 2-2 号

平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部を改正する省令について

みだしのことについて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（平成30年3月30日付子発0330第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）が別添のとおり通知されました。

本市では、省令基準を踏まえて、基準条例を策定しているため、本改正を受けて、放課後児童支援員の資格・要件について、変更がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

（１）放課後児童支援員の資格要件の拡大について

放課後児童支援員の基礎資格等について、基準省令第10 条第3 項に第10 号として、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設する。

（２）基準省令第10 条第3 項第4 号の規定の明確化

基準省令第10 条第3 項第4 号で、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令第10 条第3 項第4 号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4 条に規定する免許状を有する者」に改正する。

2 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日

（放課後事業推進室 電話番号：972-3096）

⑭放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う 留意事項について

平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局青少年家庭部
放課後事業推進室長

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部改正に伴う留意事項について

みだしのことについて、30子事第2-2号通知により、改正内容を通知しましたが、改正内容の取扱いについては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 基準省令第10条第3項第10号について

- ・実務経験に含めることができる期間については、放課後児童健全育成事業に従事した期間であり、その他の児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した期間については、対象とならない。
- ・「市町村長が適当と認めたもの」には、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上あり、かつ総勤務時間が5,000時間程度あることを想定しているため、これらの要件に該当しない場合については、対象とならない。

2 基準省令第10条第3項第4号について

- ・改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にしている点では、変更はないが、教員免許状の更新をしていない者、特別支援学校の教員免許のみを有する者、臨時免許状や特別免許状を有している者及び養護教諭免許を有する者についても、放課後児童支援員と認められる。

(放課後事業推進室 電話番号：972-3096)

⑮名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 8 日

条例第 60 号

改正 令和 2 年条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2 条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第 5 条第 2 項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり」と、省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と、省令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 5 条 放課後児童健全育成事業者は、省令第 15 条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日)

- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であつて、省令第 9 条第 2 項及び省令第 10 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

附 則 (令和 2 年条例第 21 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

⑯名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「 1回は」と」の次に「、省令第10条第 3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。） 」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員であ

る者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

⑪令和元年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

開催日	区 分 (会場)	名 称	講 師 (敬称略)	トワイライト スクール		トワイライト ルーム		
				運営 指導者	地域 協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
5月21日	①放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	(1)発達障害の理解と受容 (2)知的障害・発達障害のあ る子どもたちの行動・感じ方 の疑似体験	ドロップス キャラバン隊 in 名古屋				○	
6月21日	②運営スタッフ研修 (鯉城ホール)	食物アレルギー対応について	聖霊病院 第二小児科部長 谷田 寿志 小児アレルギーエデュケー ター看護師 榎原 一水 管理栄養士 中橋桃子	○		○	○	
9月11日	③子ども指導員研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	コミュニケーションについて	RITZ代表 坂崎立子				○	
11月1日	④放課後児童クラブ 指導員等中級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	リスクマネジメントについて	東京海上日動火災保険株式会 社 小澤邦光				○	
11月20日	⑤A P 研修会 (鶴舞中央図書館 第一集会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 司書		○			○
1月22日 1月29日	⑥A P 研修会 (高齢者就業支援 センター大会議室)	遊びの力について	NPO法人名古屋おやこセン ター 副理事長 竹内由美		○			○
2月5日	⑦放課後児童クラブ 指導員等上級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	合理的配慮が必要な子どもに 対するひと手間/ひと工夫の しどころ/しかた	アイズサポート代表 伊藤久志				○	

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

令和元年度は、県主催の子育て支援員研修、キャリアアップ研修、コーディネーター研修、指導者等研修、放課後児童支援員認定資格研修等の情報提供を行っている。

⑰令和2年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

開催日	区 分 (会場)	名 称	講 師 (敬称略)	トワイライト スクール		トワイライト ルーム		
				運営 指導者	地域 協力員	運営 指導者	子ども 指導員	地域 協力員
※1	①放課後児童クラブ 指導員等初級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	(1)発達障害の理解と受容 (2)知的障害・発達障害のあ る子どもたちの行動・感じ方 の疑似体験	ドロップス キャラバン隊 in 名古屋				○	
11月17日	②運営スタッフ研修 (鯉城ホール)	食物アレルギー対応研修	聖霊病院 第二小児科部長 谷田 寿志 小児アレルギーエデュケー ター看護師 榎原 一水	○		○	○	
※1	③指導者研修 (昭和文化小劇場)	子どもの権利を知っています か	子ども権利擁護委員 間宮静 香	○		○	○	
※1	④A P 研修会 (鶴舞中央図書館 第一集会室)	読み聞かせ研修	鶴舞中央図書館 司書		○			○
※1	⑤A P 研修会 (高齢者就業支援 センター大会議室)	発達障害について	あっとわん 下村真由美		○			○
※1	⑥放課後児童クラブ 指導員等上級研修 (高齢者就業支援 センター大会議室)	事例で学ぶ発達障害の理解と 支援	西部地域療育センター所長 宮地泰士	○		○	○	

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

令和元年度は、県主催の子育て支援員研修、キャリアアップ研修、コーディネーター研修、指導者等研修、放課後児童支援員認定資格研修等の情報提供を行っている。

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、予定していた研修を中止とした。

⑱愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱（抜粋）及び研修科目一覧

（写）

愛知県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は愛知県とし、事業の一部を委託して行う。

3. 実施内容

（1）研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（2）定員

認定資格研修の定員は1回あたり100名程度とする。ただし、感染症拡大防止等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

（3）研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は別紙のとおりとする。

（4）研修の教材

「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用することとする。

（5）科目の一部免除

研修対象者が、既に資格等を取得しており、受講申込書等により確認を行った場合には、以下のとおり、研修科目の一部を免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2－④子どもの発達理解」、「2－⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2－⑥障害のある子どもの理解」、「2－⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2－⑥障害のある子どもの理解」、「2－⑦特に配慮を必要とする子

どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達」

(6) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、愛知県知事(以下、「知事」という。)は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書(様式第1号-①)による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

(7) 修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号-①)及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号-②)を交付する。

4. 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類(以下「受講申込書等」という。)を委託業者に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を委託業者に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

5. 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「愛知県放課後児童支援員認定者資格名簿」を作成する。

(2) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証 書換交付・再交付申請書」(様式第3号)により、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更を生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際は、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

放課後児童支援員に係る愛知県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間 90分×3】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安心・安全への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の順守

合計 24時間（16科目）

名古屋市
トワイライトスクール等
に関するアンケート調査

令和 2 年 11 月

名古屋市

目 次

I	調査の概要.....	1
1	調査の目的	1
2	調査対象	1
3	調査期間	1
4	調査方法	1
5	回収状況	1
6	調査結果の表示方法	1
II	調査結果	2
1	保護者調査	2
2	子ども調査	61
3	自由記述	80

I 調査の概要

1 調査の目的

小学校内で実施している放課後事業についての満足度等を調査し、事業の充実を図り、また今後の事業展開の資料とすることを目的として実施しました。

2 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の小学校1年生から6年生の子ども及びその保護者

3 調査期間

令和2年10月19日（月）から令和2年10月30日（金）

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

配 布 数	回答者数	有効回答率
2,450 通	890 通	36.3%

6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・「世帯類型」とは、問12から問14までの回答から、ひとり親家庭・二世帯家庭（共働き）・二世帯家庭（専業主婦（夫））・三世帯家庭（共働き）・三世帯家庭（専業主婦（夫））の5つに分類したものです。
- ・「留守家庭児童健全育成事業の有無」とは、問1で回答された学校の学区内に留守家庭児童育成会（以下、「育成会」という）が所在しているかどうかにより分類したものです。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）

Ⅱ 調査結果

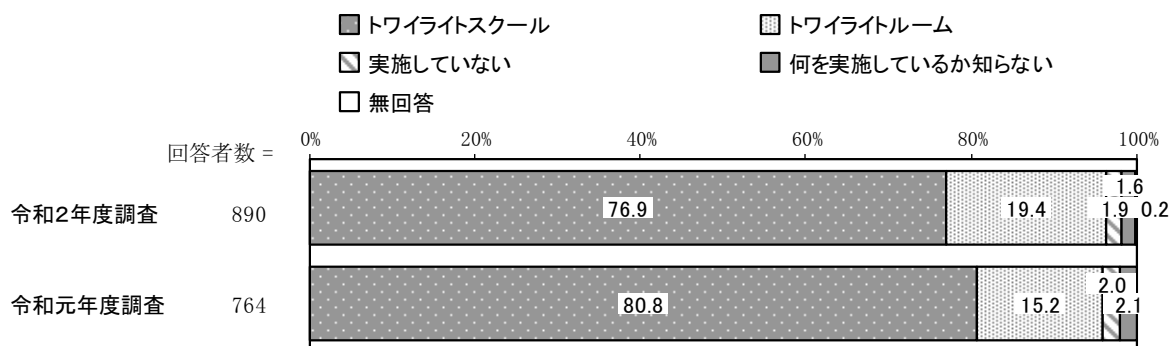
1 保護者調査

問 1) お子さまの通っている学校で実施している本市の放課後事業について、あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。なお、「1. トワイライトスクール」、「2. トワイライトルーム」を選んだ場合は、学校名もご記入ください。

「トワイライトスクール」の割合が76.9%と最も高く、次いで「トワイライトルーム」の割合が19.4%となっています。

令和2年度は名古屋市立小学校全261校のうち、トワイライトスクールを212校、トワイライトルームを49校で実施しており、その比率と大きくは変わりません。

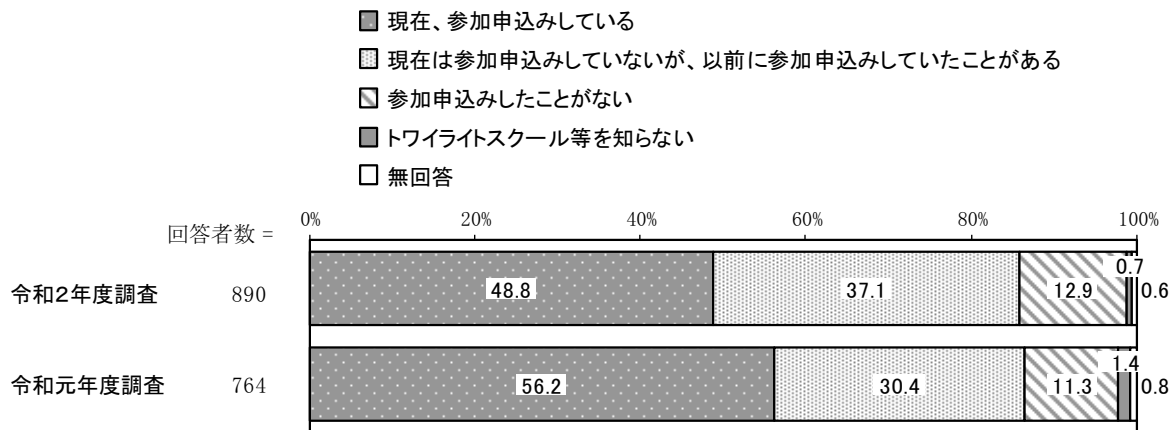
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問2) お子さまは、トワイライトスクール又はトワイライトルーム（以下「トワイライトスクール等」と言います。）に参加申込みされていますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

「現在、参加申込みしている」の割合が48.8%と最も高く、次いで「現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」の割合が37.1%、「参加申込みしたことがない」の割合が12.9%となっています。

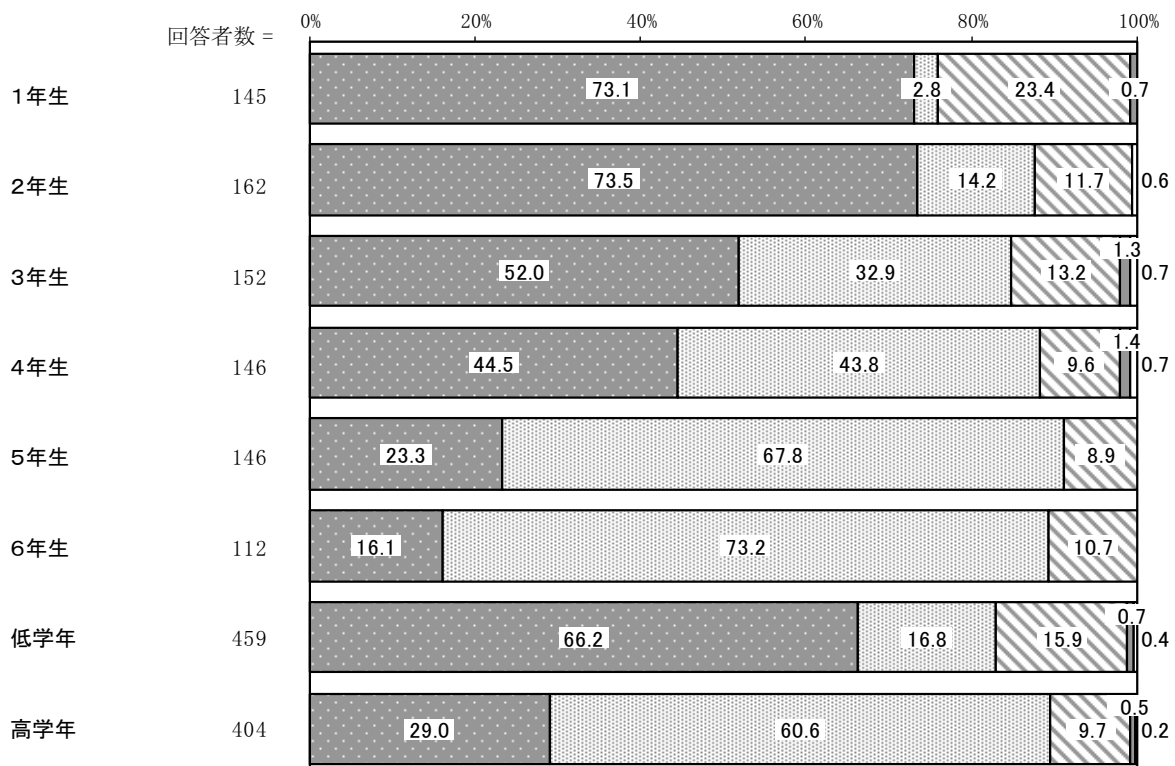
令和元年度調査と比較すると、「現在、参加申込みしている」が7.4ポイント減少し、「現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」が6.7ポイント増加しています。



【学年別】

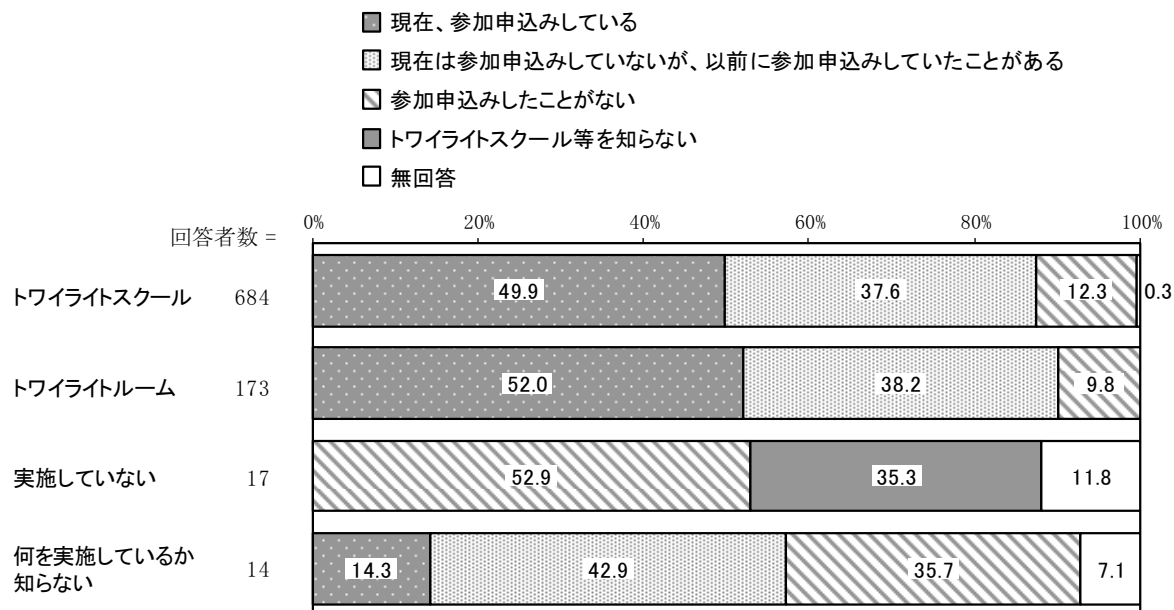
学年別でみると、学年が低くなるにつれて「現在、参加申込みしている」の割合が高く、「現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」の割合が低くなる傾向がみられます。

また、高学年に比べ、低学年で「現在、参加申込みしている」の割合が高く、「現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」の割合が低くなっています。



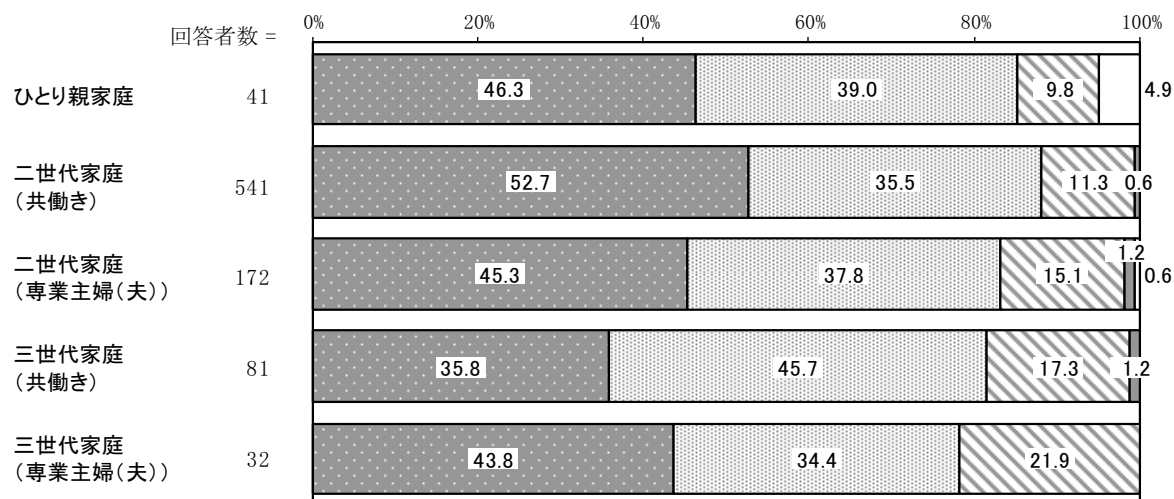
【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、トワイライトスクール、トワイライトルームともに「現在、参加申込みしている」の割合が高くなっています。



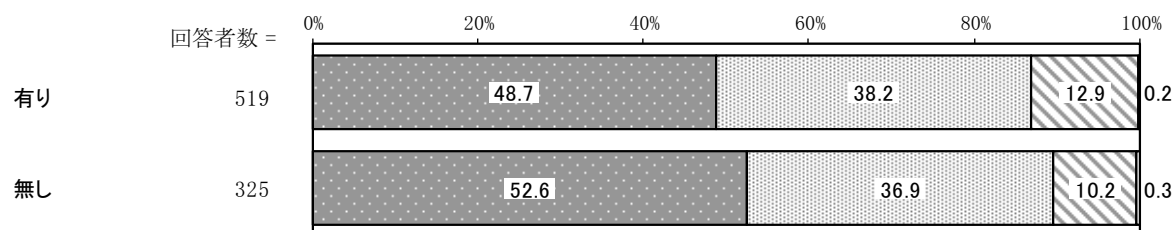
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、二世世代家庭（共働き）で「現在、参加申込みしている」の割合が高くなっています。また、三世世代家庭（共働き）で「現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。

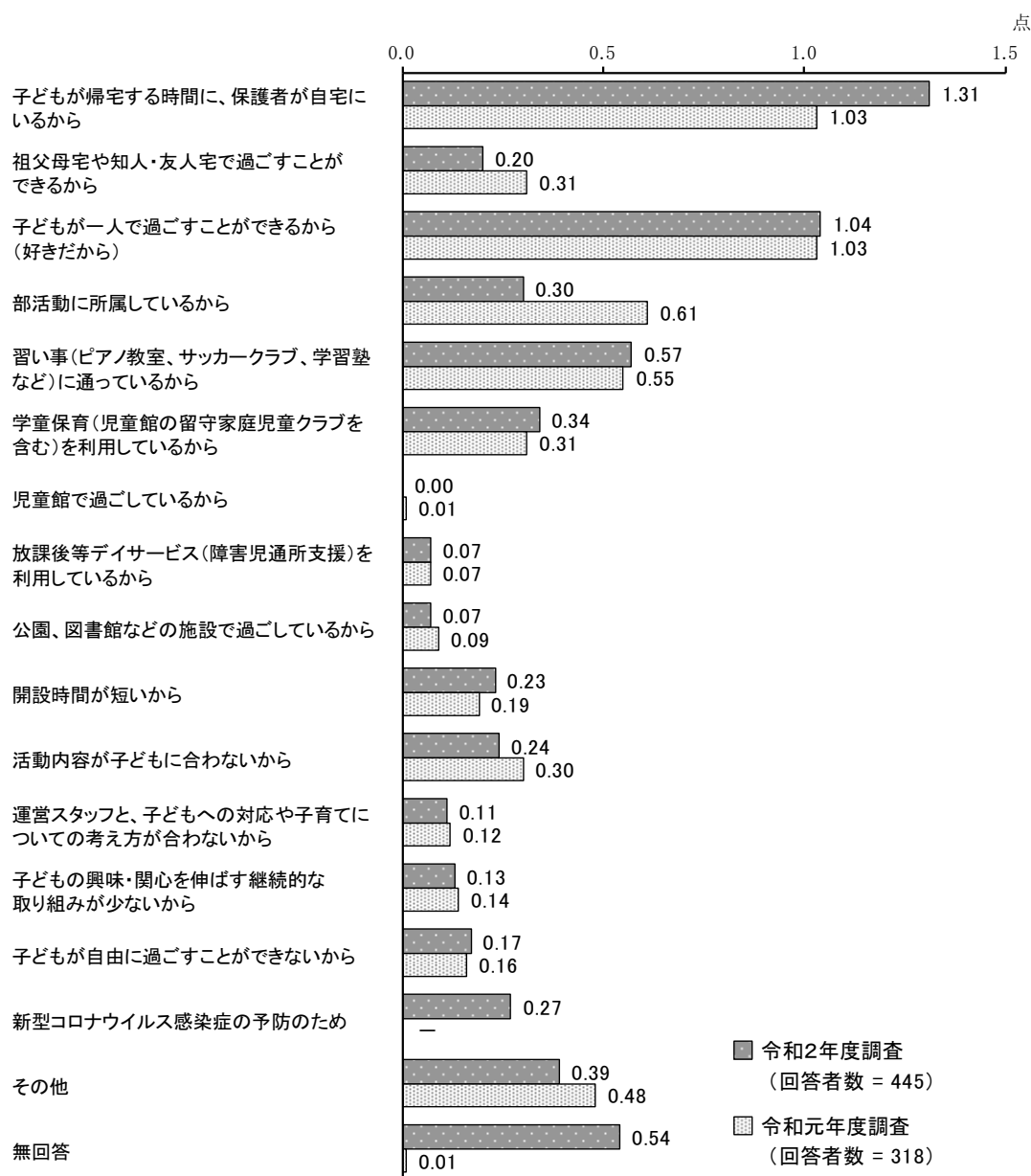


問2で、「2. 現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」、「3. 参加申込みしたことがない」と答えた方にお聞きします。

問3) トワイライトスクール等に参加申込みをしていない(参加申込みをしなくなった)理由は何ですか。主な理由を3つまで順位をつけて□に番号を記入してください。

「子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから」が1.31点と最も高く、次いで「子どもが一人で過ごすことができるから(好きだから)」が1.04点、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)に通っているから」が0.57点となっています。

令和元年度調査と比較すると、「子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから」が0.28ポイント増加し、「部活動に所属しているから」が0.31ポイント減少しています。



※計算方法

1位とした有効回答数を3点、2位とした有効回答数を2点、3位とした有効回答数を1点とし、合計した得点を全体の有効回答数で割ることで算出しています。

※「新型コロナウイルス感染症の予防のため」は令和2年度調査で追加されたものです。

【学年別】

学年別でみると、学年が高くなるにつれて「子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）」の点数が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、2年生で「子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから」の点数が、1年生で「学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから」の点数が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で「学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから」「開設時間が短いから」の点数が高く、「子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから	祖父母宅や知人・友人宅で過ごすことができるから	子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）	部活動に所属しているから	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っているから	学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから	児童館で過ごしているから	放課後等デイサービス（障害児通所支援）を利用しているから
1年生	38	1.37	0.34	0.08	0.00	0.37	1.05	0.00	0.08
2年生	42	1.45	0.19	0.31	0.00	0.36	0.62	0.00	0.21
3年生	70	1.34	0.23	0.71	0.00	0.47	0.34	0.00	0.09
4年生	78	1.21	0.27	0.90	0.45	0.54	0.24	0.00	0.04
5年生	112	1.34	0.11	1.52	0.37	0.64	0.21	0.00	0.05
6年生	94	1.19	0.14	1.52	0.60	0.69	0.19	0.00	0.03
低学年	150	1.38	0.25	0.44	0.00	0.41	0.60	0.00	0.12
高学年	284	1.25	0.16	1.35	0.46	0.63	0.21	0.00	0.04

区分	公園、図書館などの施設で過ごしているから	開設時間が短いから	活動内容が子どもに合わないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	子どもの興味・関心を伸ばす継続的な取り組みが少ないから	子どもが自由に過ごすことができないから	新型コロナウイルス感染症の予防のため	その他	無回答
1年生	0.00	0.45	0.00	0.18	0.13	0.11	0.37	0.29	1.18
2年生	0.00	0.50	0.19	0.07	0.24	0.17	0.48	0.40	0.81
3年生	0.07	0.43	0.29	0.10	0.13	0.31	0.46	0.53	0.50
4年生	0.09	0.15	0.29	0.15	0.18	0.24	0.41	0.50	0.33
5年生	0.13	0.11	0.25	0.07	0.07	0.01	0.16	0.44	0.53
6年生	0.05	0.13	0.32	0.12	0.14	0.19	0.05	0.21	0.43
低学年	0.03	0.45	0.19	0.11	0.16	0.22	0.44	0.43	0.76
高学年	0.10	0.13	0.29	0.11	0.12	0.13	0.19	0.38	0.44

【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクール、トワイライトルームで「子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っているから」の点数が高く、「放課後等デイサービス（障害児通所支援）を利用しているから」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから	祖父母宅や知人・友人宅で過ごすことができるから	子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）	部活動に所属しているから	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っているから	学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから	児童館で過ごしているから	放課後等デイサービス（障害児通所支援）を利用しているから
トワイライトスクール	341	1.27	0.20	1.04	0.29	0.55	0.38	0.00	0.03
トワイライトルーム	83	1.46	0.20	1.18	0.37	0.60	0.25	0.00	0.11
実施していない	9	1.22	0.11	0.22	0.00	0.33	0.00	0.00	0.67
何を実施しているか知らない	11	1.64	0.27	0.73	0.36	1.00	0.18	0.00	0.55

区分	公園、図書館などの施設で過ごしているから	開設時間が短いから	活動内容が子どもに合わないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	子どもの興味・関心を伸ばす継続的な取り組みが少ないから	子どもが自由に過ごすことができなから	新型コロナウイルス感染症の予防のため	その他	無回答
トワイライトスクール	0.09	0.30	0.23	0.13	0.14	0.15	0.28	0.38	0.55
トワイライトルーム	0.01	0.04	0.33	0.06	0.11	0.24	0.30	0.41	0.33
実施していない	0.00	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.67	2.67
何を実施しているか知らない	0.09	0.00	0.09	0.09	0.09	0.00	0.18	0.45	0.27

【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、二世帯家庭（専業主婦（夫））で「子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから」の点数が高くなっています。また、ひとり親家庭、二世帯家庭（共働き）で「子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）」の点数が、二世帯家庭（専業主婦（夫））で「新型コロナウイルス感染症の予防のため」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから	祖父母宅や知人・友人宅で過ごすことができるから	子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）	子どもが一人で過ごすことができるから	部活動に所属しているから	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っているから	学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから	児童館で過ごしているから	放課後等デイサービス（障害児通所支援）を利用しているから
ひとり親家庭	20	1.15	0.25	1.50	0.50	0.50	0.15	0.00	0.00	0.00
二世帯家庭（共働き）	253	0.88	0.17	1.19	0.31	0.52	0.52	0.00	0.09	0.09
二世帯家庭（専業主婦（夫））	91	2.24	0.13	0.90	0.26	0.69	0.00	0.00	0.00	0.09
三世帯家庭（共働き）	51	1.76	0.39	0.55	0.27	0.55	0.18	0.00	0.00	0.00
三世帯家庭（専業主婦（夫））	18	1.50	0.39	0.56	0.33	0.78	0.00	0.00	0.00	0.00

区分	公園、図書館などの施設で過ごしているから	開設時間が短いから	活動内容が子どもに合わないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	子どもの興味・関心を伸ばす継続的な取り組みが少ないから	子どもが自由に過ごすことができないから	新型コロナウイルス感染症の予防のため	その他	無回答
ひとり親家庭	0.05	0.20	0.20	0.10	0.30	0.10	0.15	0.40	0.45
二世帯家庭（共働き）	0.07	0.35	0.29	0.14	0.15	0.19	0.24	0.37	0.53
二世帯家庭（専業主婦（夫））	0.05	0.02	0.13	0.07	0.10	0.05	0.43	0.41	0.42
三世帯家庭（共働き）	0.16	0.10	0.31	0.10	0.06	0.24	0.20	0.47	0.67
三世帯家庭（専業主婦（夫））	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.11	0.28	0.72	1.28

【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから」「子どもの興味・関心を伸ばす継続的な取り組みが少ないから」の点数が高くなっています。また、育成会が学区内にない学区の方が「子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）」「部活動に所属しているから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	子どもが帰宅する時間に、保護者が自宅にいるから	祖父母宅や知人・友人宅で過ごすことができるから	子どもが一人で過ごすことができるから（好きだから）	部活動に所属しているから	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っているから	学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているから	児童館で過ごしているから	放課後等デイサービス（障害児通所支援）を利用しているから
有り	265	1.32	0.18	0.94	0.24	0.59	0.40	0.00	0.03
無し	153	1.26	0.22	1.26	0.41	0.52	0.29	0.00	0.07

区分	公園、図書館などの施設で過ごしているから	開設時間が短いから	活動内容が子どもに合わないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	子どもの興味・関心を伸ばす継続的な取り組みが少ないから	子どもが自由に過ごすことができないから	新型コロナウイルス感染症の予防のため	その他	無回答
有り	0.08	0.26	0.24	0.10	0.18	0.16	0.29	0.45	0.54
無し	0.07	0.23	0.27	0.15	0.07	0.19	0.25	0.28	0.46

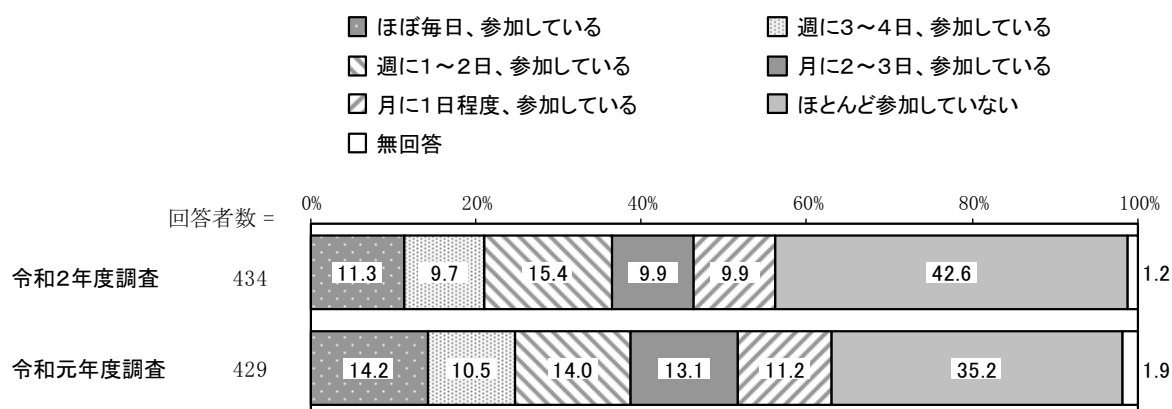
問4～9は、問2で、「1. 現在、参加申込みしている」と答えた方にお聞きします。

問4) お子さまは、トワイライトスクール等にどれくらい参加されていますか。
それぞれあてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

(1) 授業のある日

「ほとんど参加していない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「週に1～2日、参加している」の割合が15.4%、「ほぼ毎日、参加している」の割合が11.3%となっています。

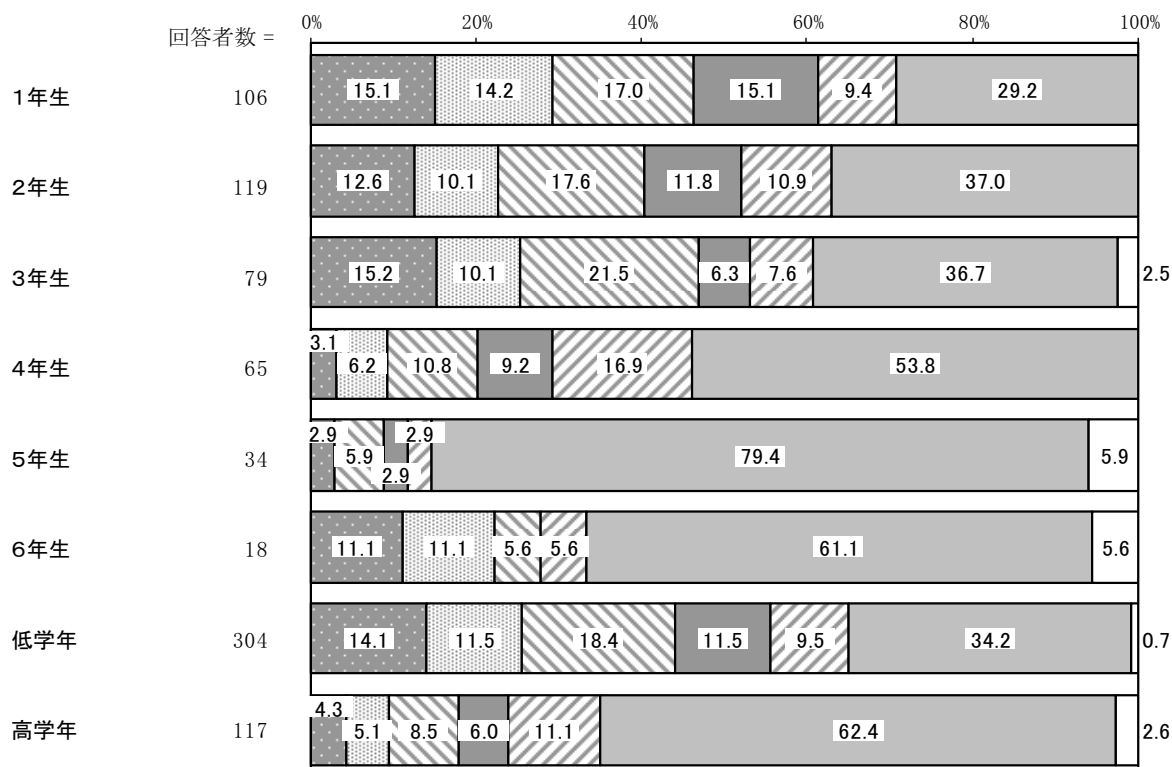
令和元年度調査と比較すると、「ほとんど参加していない」が7.4ポイント増加しています。



【学年別】

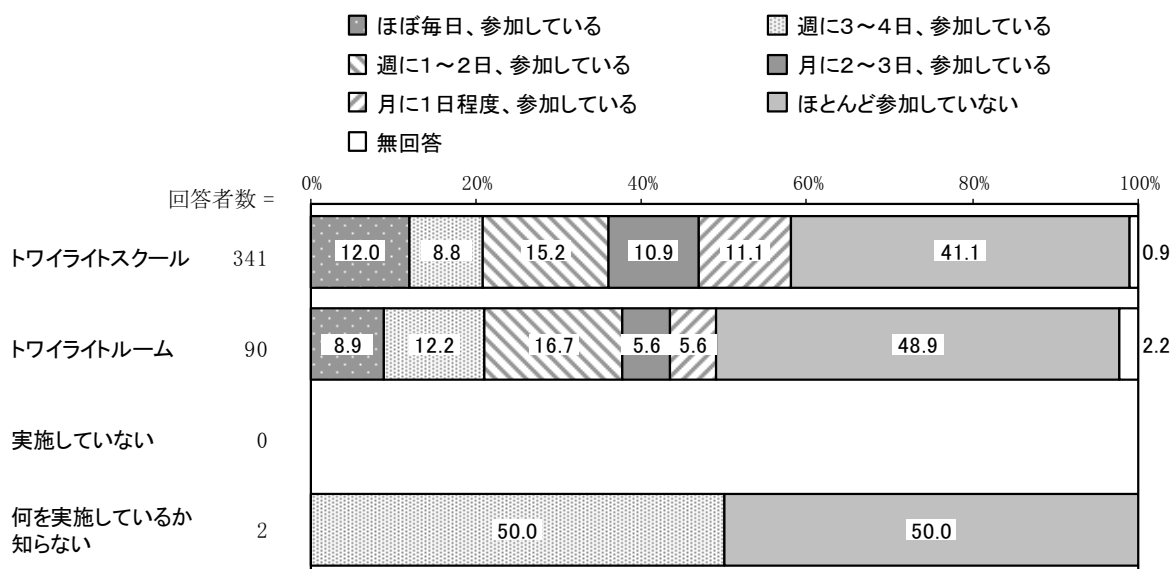
学年別でみると、5年生以下で学年が高くなるにつれて「ほとんど参加していない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、1年生から3年生で「ほぼ毎日、参加している」「週に1～2日、参加している」の割合が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で「ほぼ毎日、参加している」の割合が高く、「ほとんど参加していない」の割合が低くなっています。



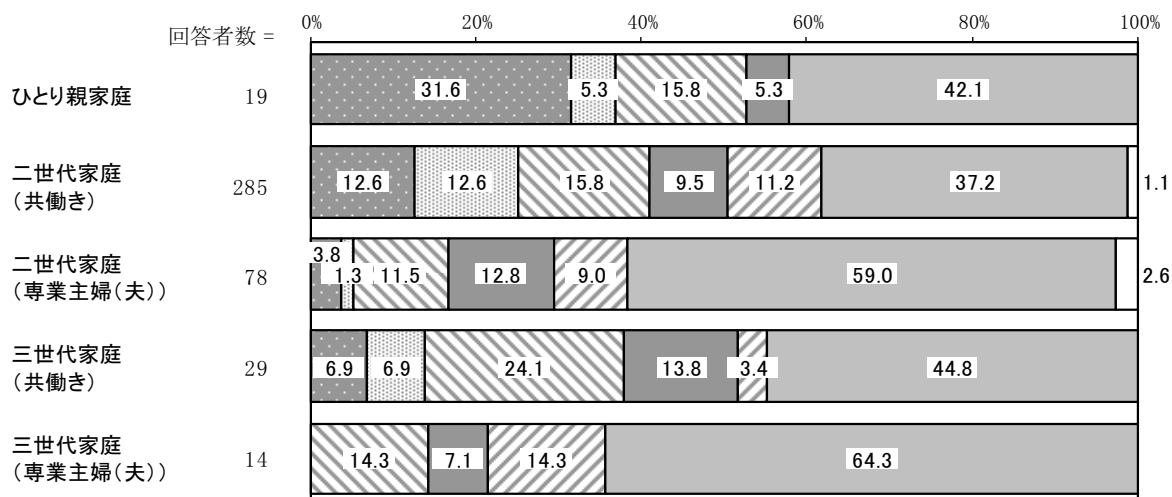
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトルームに比べ、トワイライトスクールで「月に2～3日、参加している」「月に1日程度、参加している」の割合が高く、「ほとんど参加していない」の割合が低くなっています。



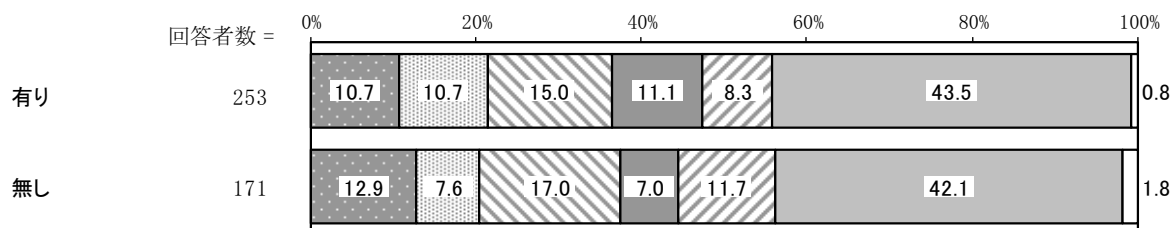
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「ほぼ毎日、参加している」の割合が高くなっています。また、三世帯家庭（専業主婦（夫））で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

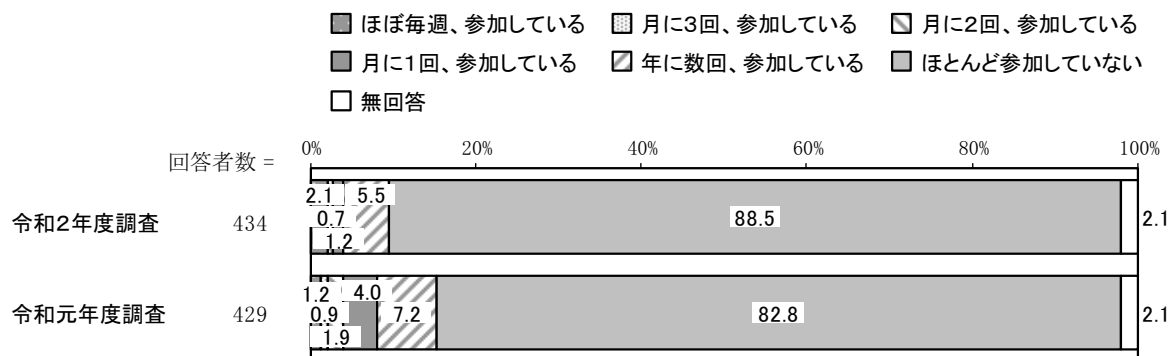
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。



(2) 土曜日

「ほとんど参加していない」の割合が88.5%と最も高くなっています。

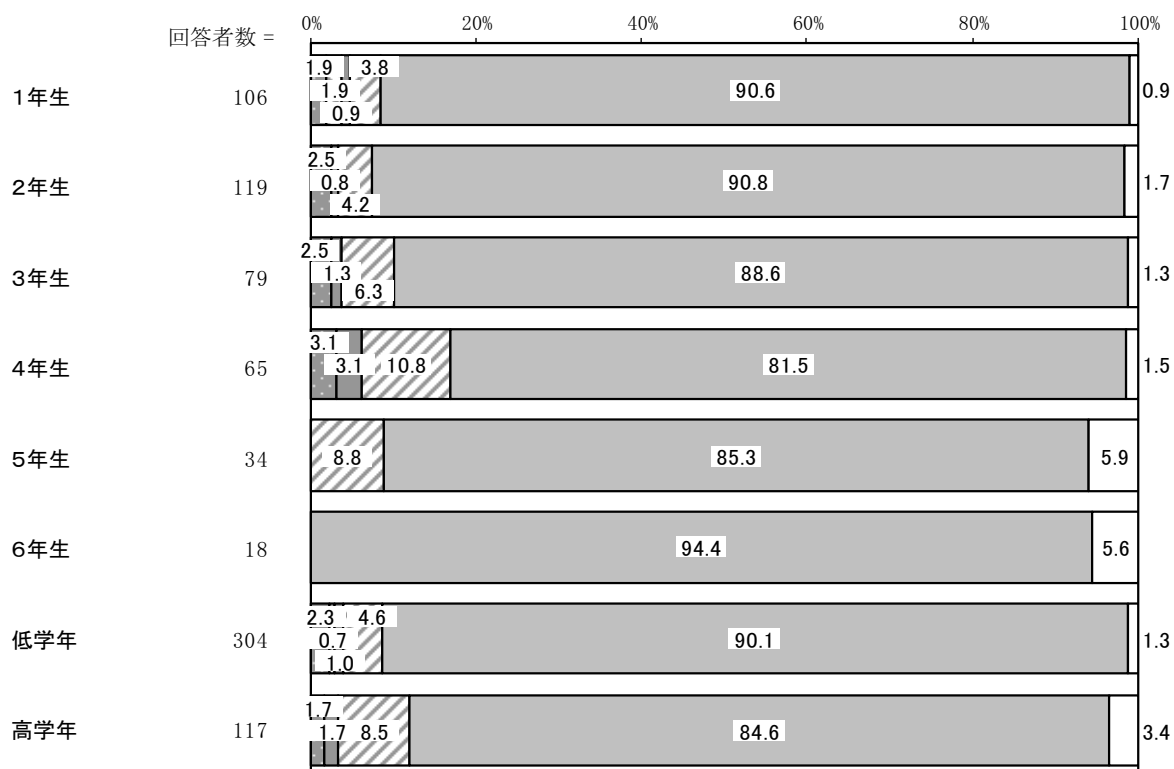
令和元年度調査と比較すると、「ほとんど参加していない」が5.7ポイント増加しています。



【学年別】

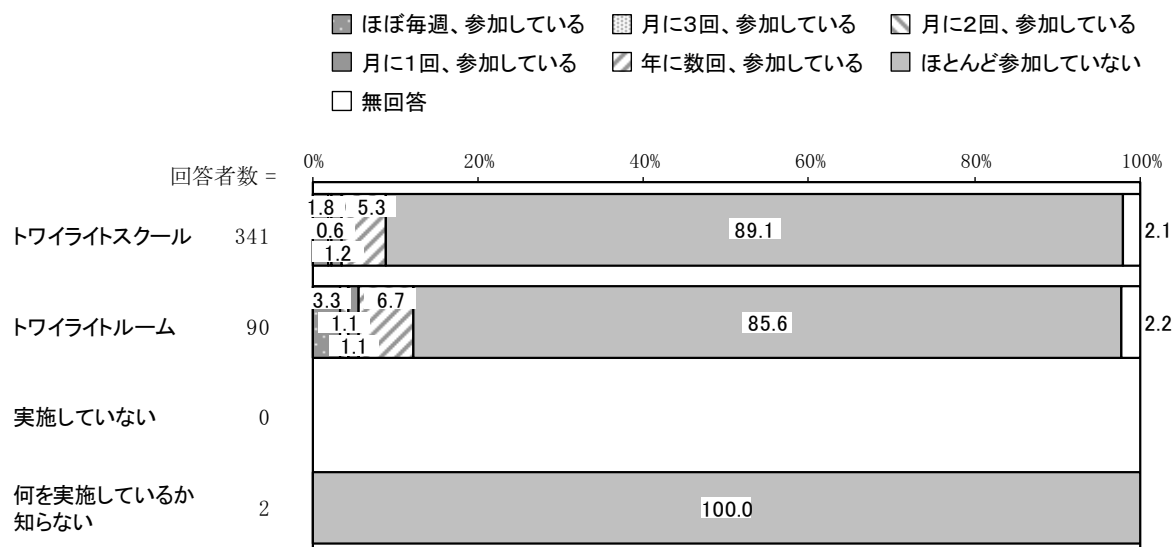
学年別でみると、他に比べ、6年生で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



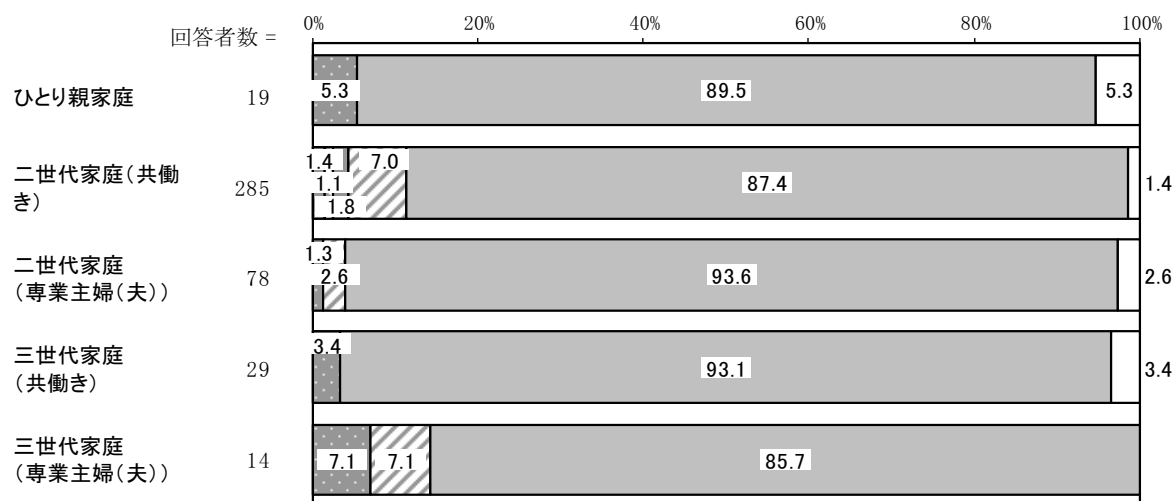
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



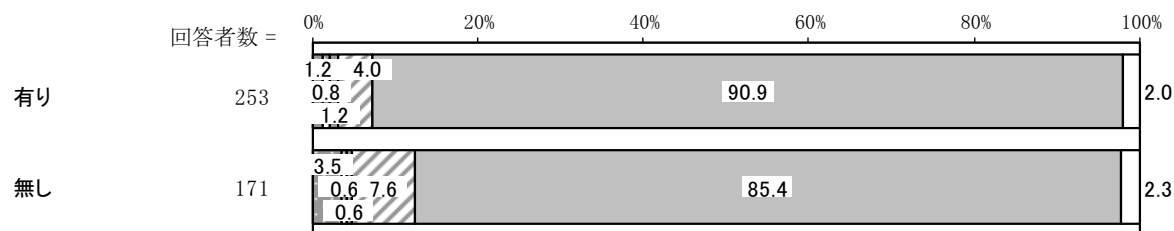
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、二世帯家庭（専業主婦（夫））、三世帯家庭（共働き）で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

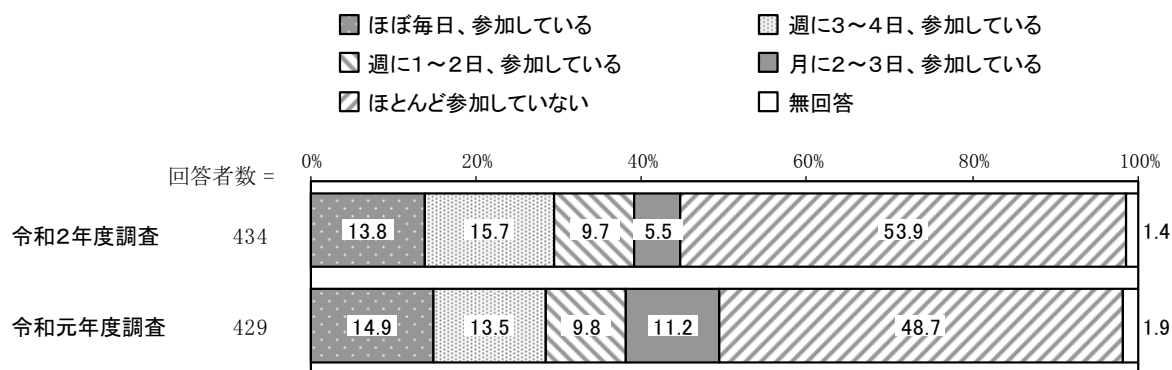
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



(3) 夏休みなどの長期休業中（土曜日は除く）

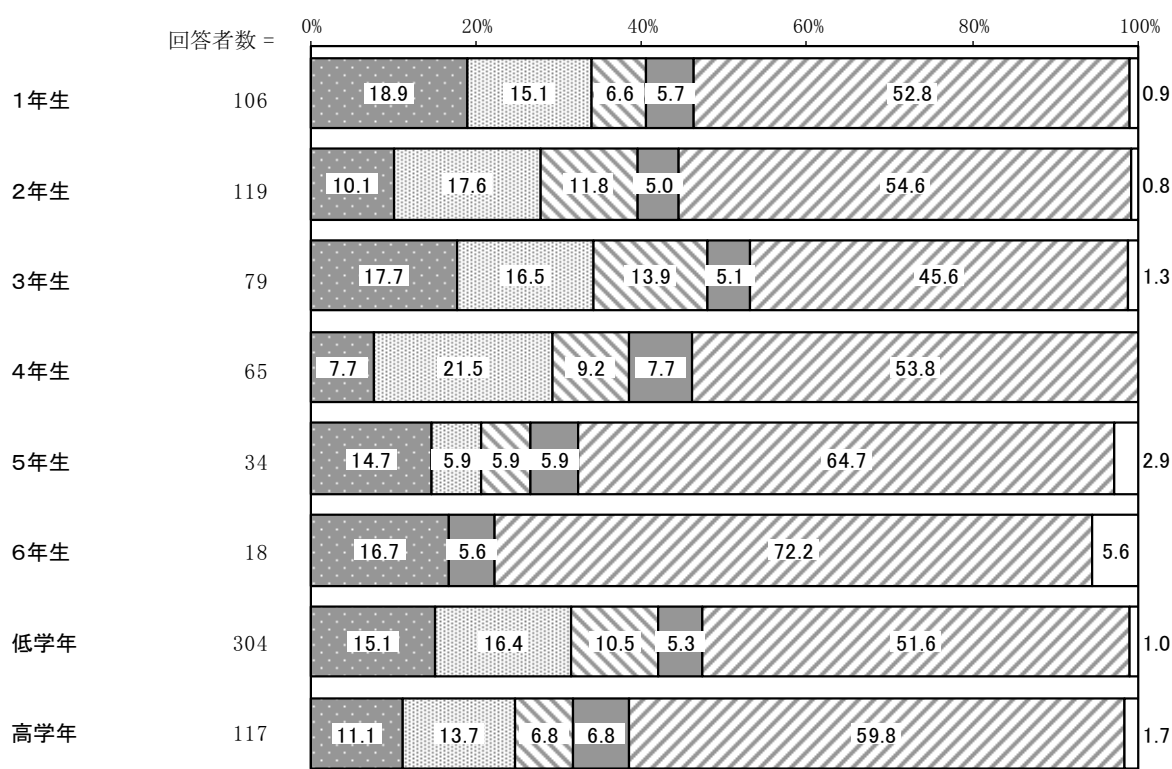
「ほとんど参加していない」の割合が53.9%と最も高く、次いで「週に3～4日、参加している」の割合が15.7%、「ほぼ毎日、参加している」の割合が13.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「月に2～3日、参加している」が5.7ポイント減少し、「ほとんど参加していない」が5.2ポイント増加しています。



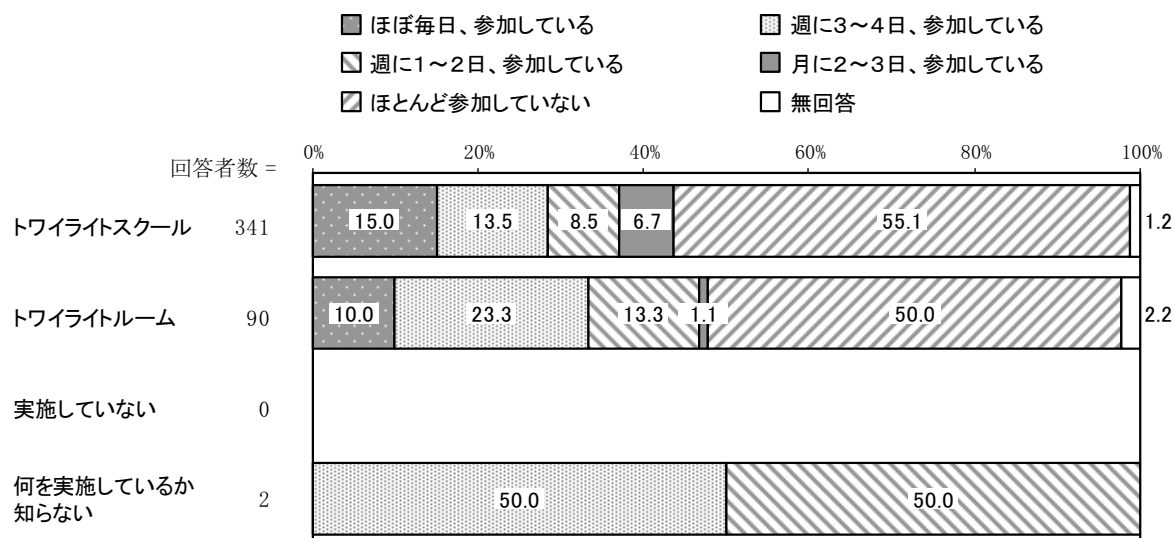
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、5年生、6年生で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。また、低学年に比べ、高学年で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



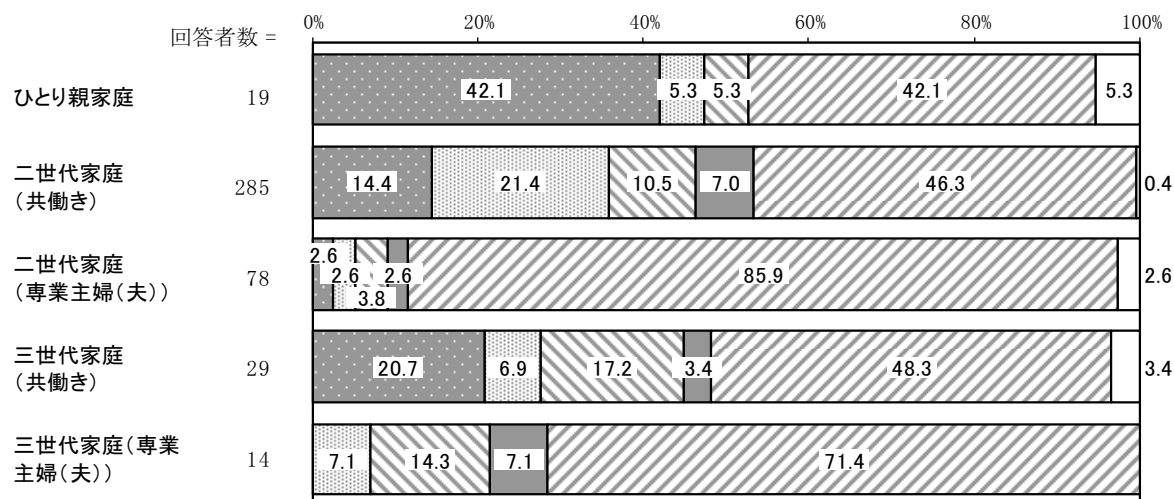
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトルームに比べ、トワイライトスクールで「ほぼ毎日、参加している」「ほとんど参加していない」の割合が高く、「週に3～4日、参加している」の割合が低くなっています。



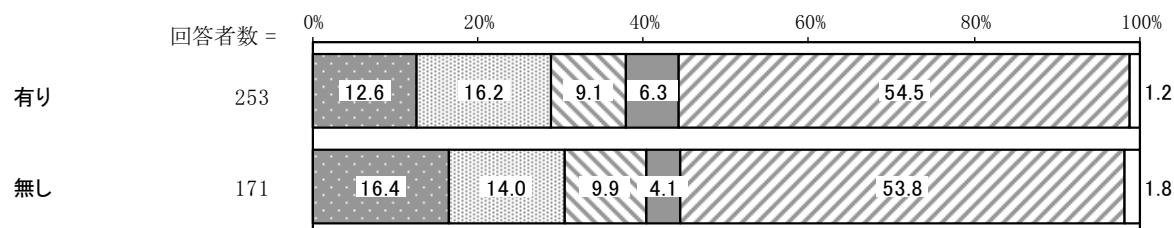
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「ほぼ毎日、参加している」の割合が、二世帯家庭（共働き）で「週に3～4日、参加している」の割合が高くなっています。また、二世帯家庭（専業主婦（夫））で「ほとんど参加していない」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。



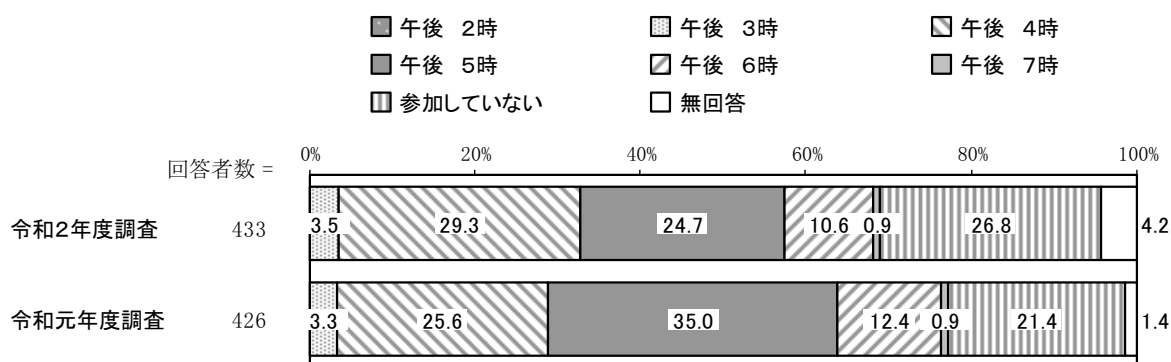
問5) お子さまはトワイライトスクール等に、何時ごろから何時ごろまで、参加されていますか。下の【時間の選択肢】からそれぞれあてはまる主なものを1つ選んで□に番号を記入してください。

(1) 授業のある日

ア. 利用終了時刻

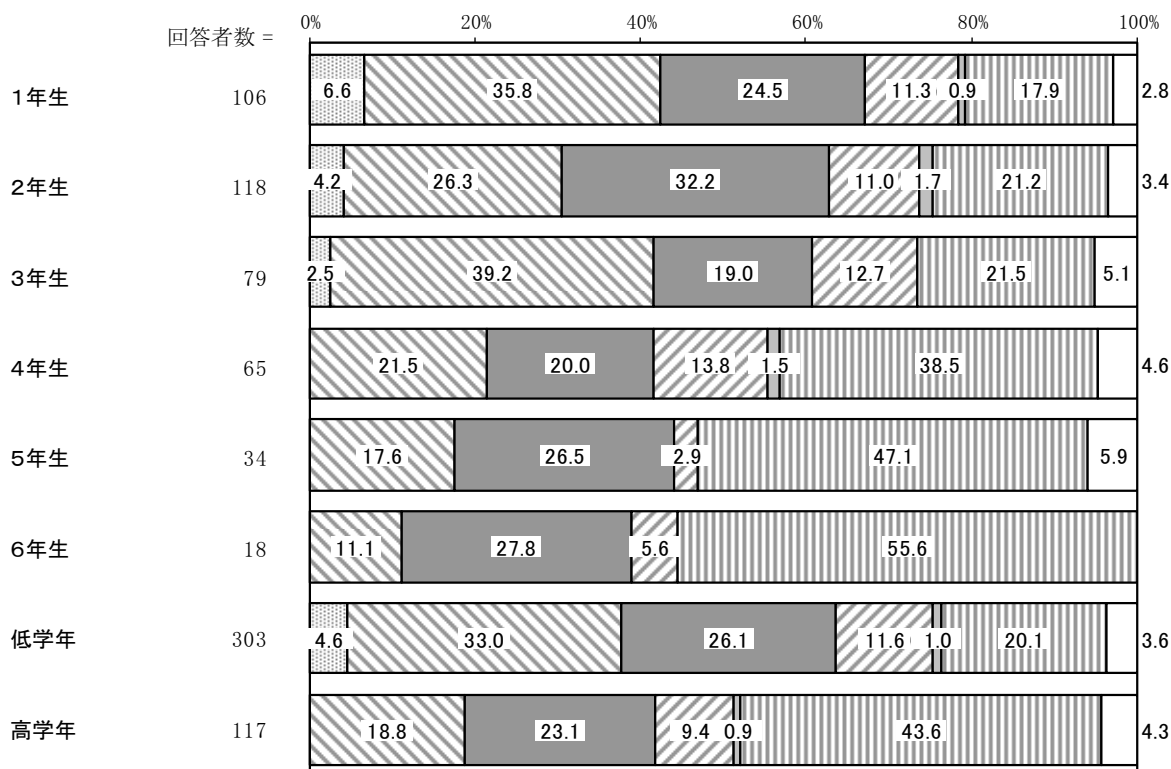
「午後4時」の割合が29.3%と最も高く、次いで「参加していない」の割合が26.8%、「午後5時」の割合が24.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「午後5時」が10.3ポイント減少し、「参加していない」が5.4ポイント増加しています。



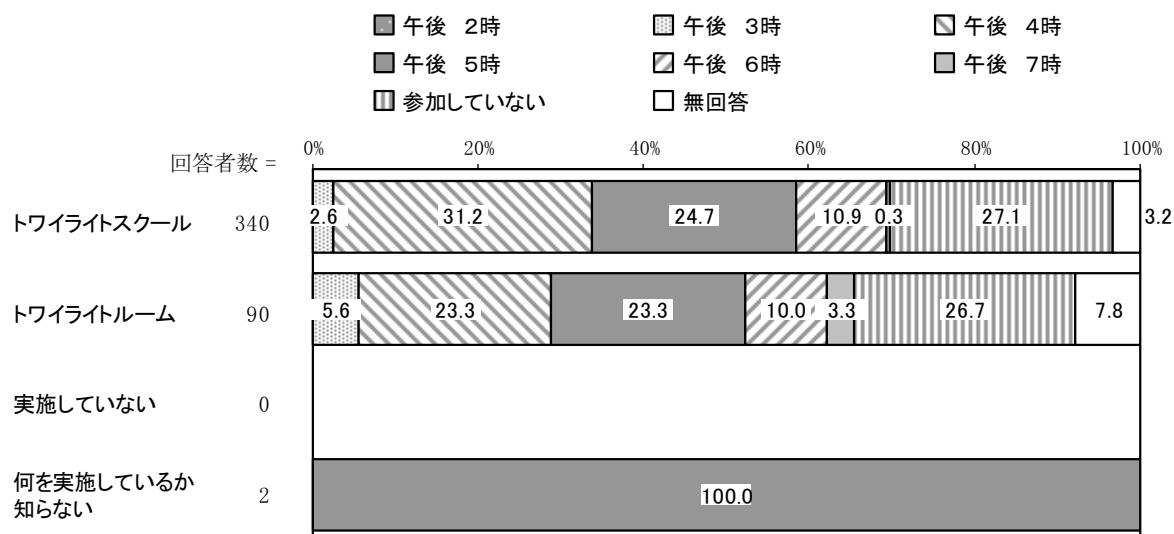
【学年別】

学年別でみると、他の学年に比べ、3年生で「午後4時」の割合が、2年生で「午後5時」の割合が高くなっています。また、高学年に比べ、低学年で「午後4時」の割合が高く、「参加していない」の割合が低くなっています。



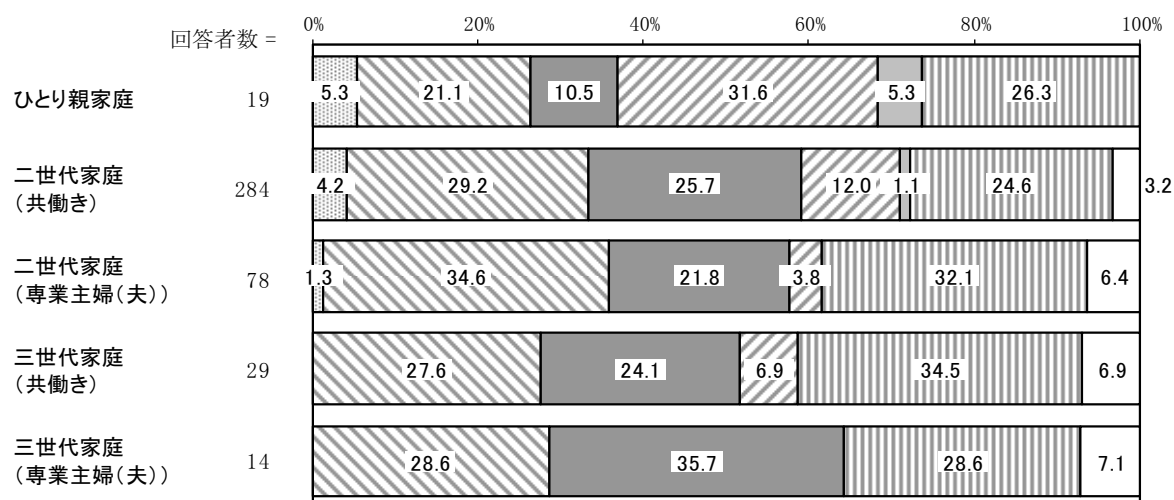
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトルームに比べ、トワイライトスクールで「午後4時」の割合が高くなっています。



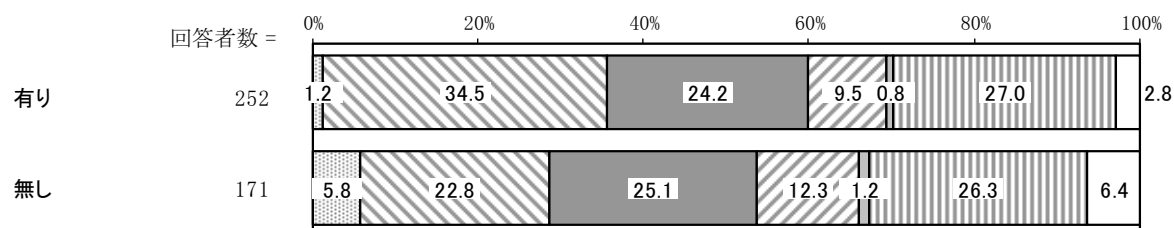
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「午後6時」の割合が、二世世代家庭（専業主婦（夫））で「午後4時」の割合が高くなっています。また、二世世代家庭（専業主婦（夫））、三世世代家庭（共働き）で「参加していない」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「午後4時」の割合が高くなっています。

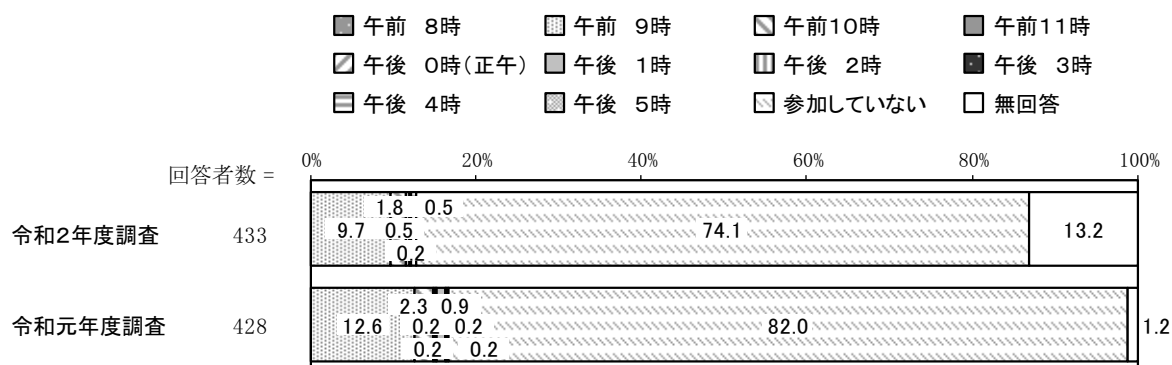


(2) 土曜日

ア. 利用開始時刻

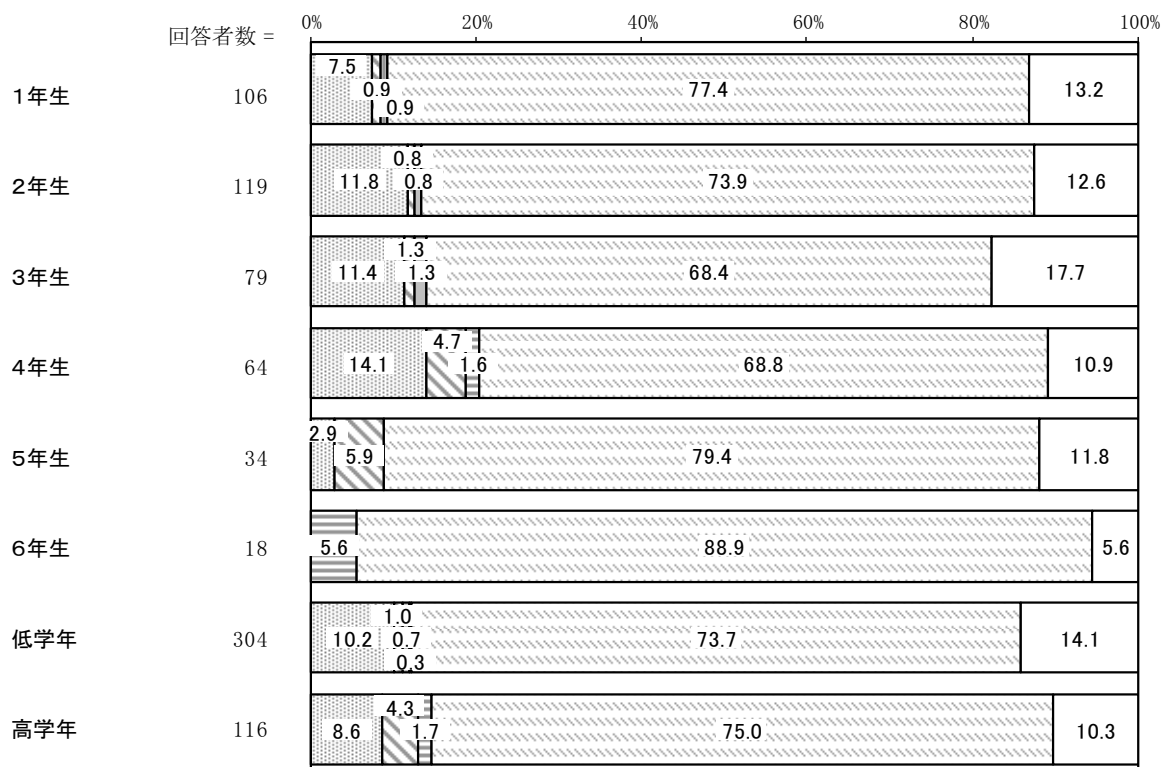
「参加していない」の割合が74.1%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、「参加していない」が7.9ポイント減少しています。



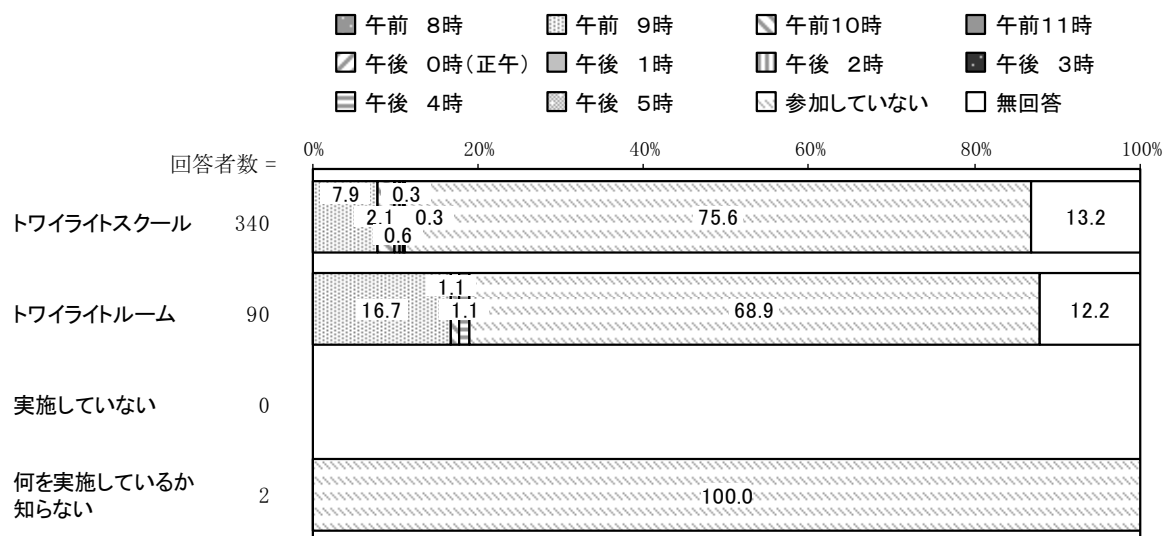
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、4年生で「午前9時」の割合が高くなっています。



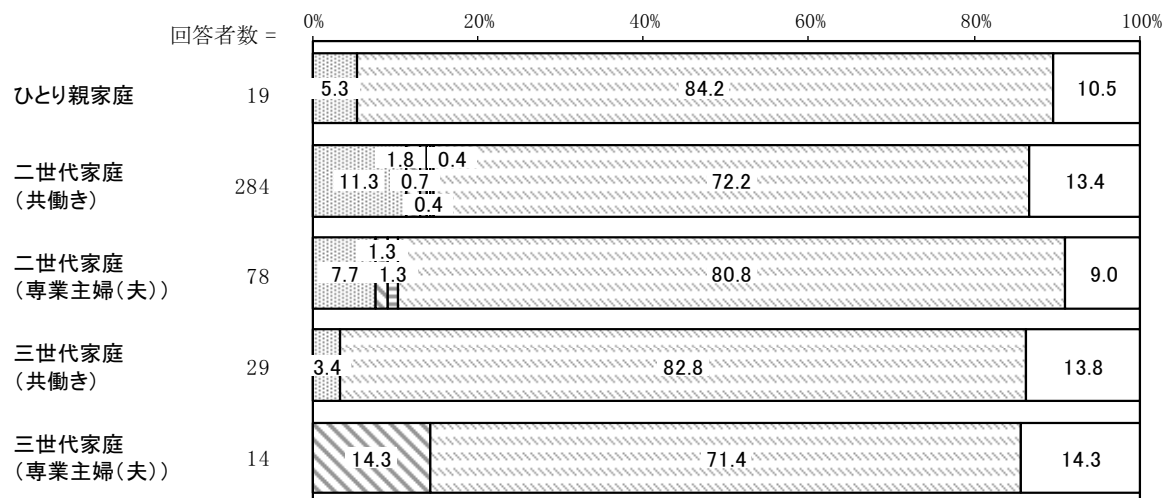
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで「午前9時」の割合が高く、「参加していない」の割合が低くなっています。



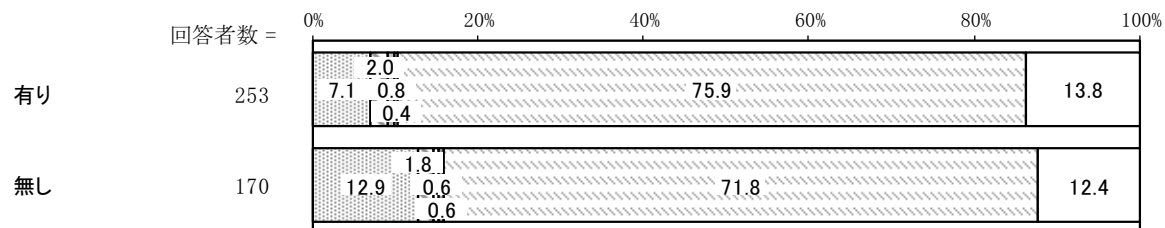
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世代家庭（専業主婦（夫））で「午前10時」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

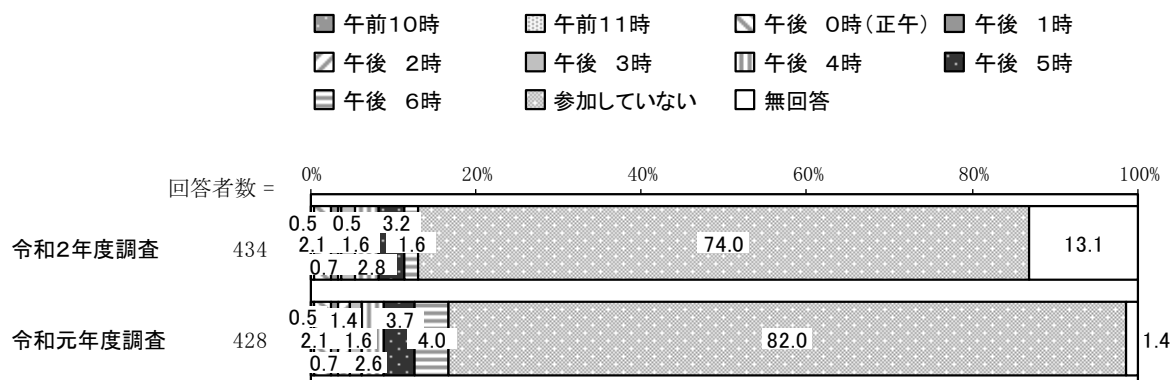
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にない学区の方が「午前9時」の割合が高くなっています。



イ. 利用終了時刻

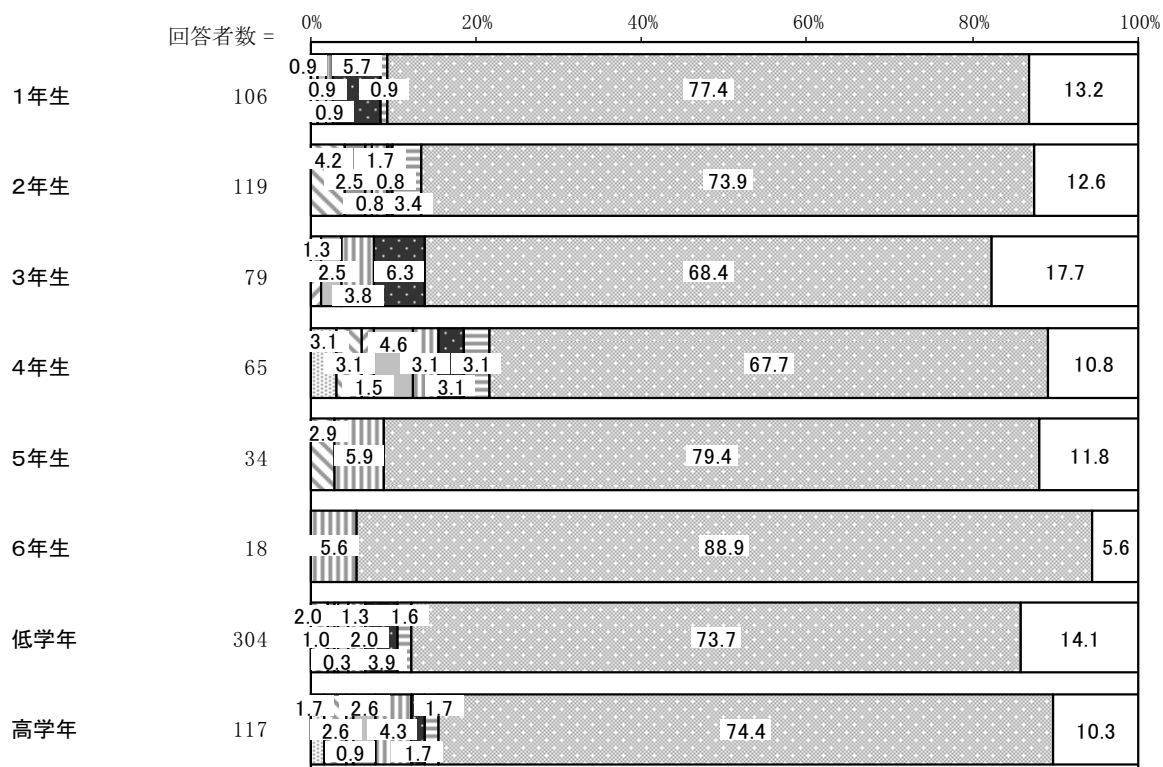
「参加していない」の割合が74.0%と最も高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、「参加していない」が8.0ポイント減少しています。



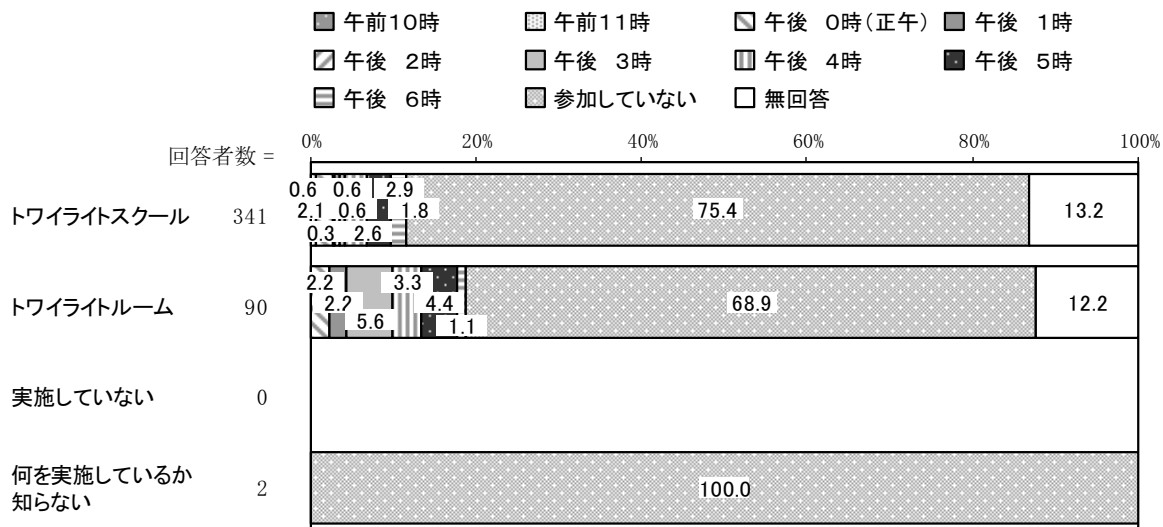
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、6年生で「参加していない」の割合が高くなっています。



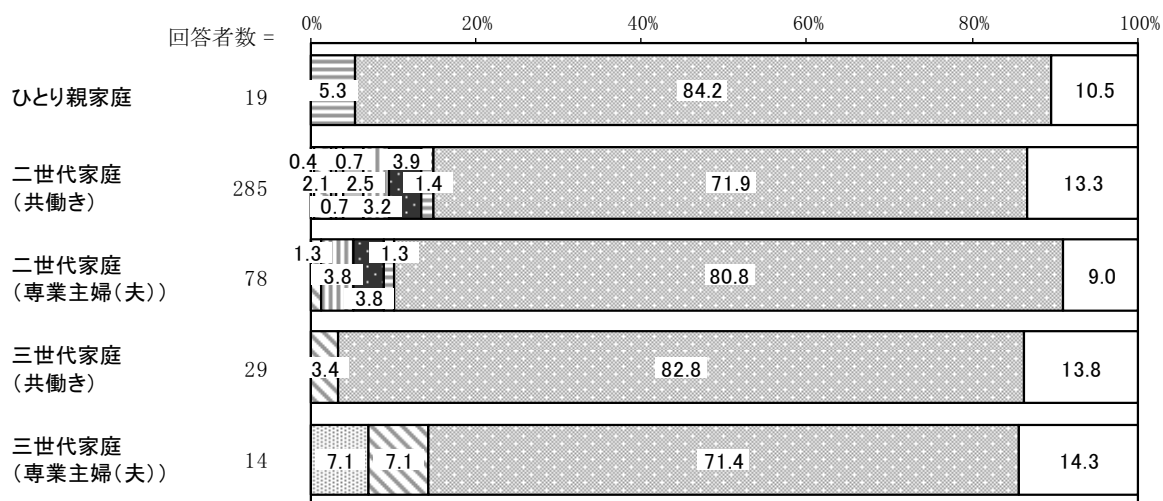
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで「午後 3 時」の割合が高くなっています。



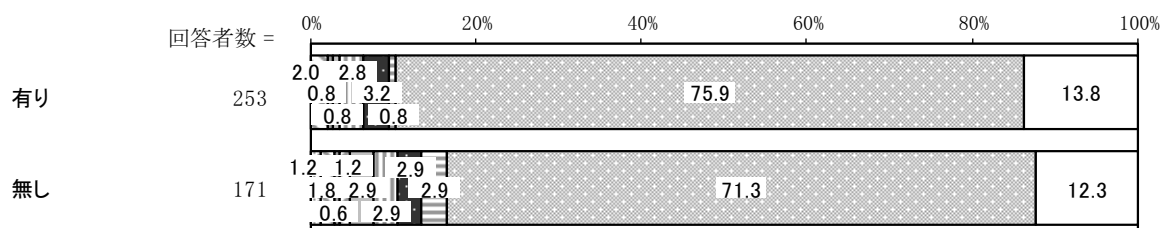
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世代家庭（専業主婦（夫））で「午前 1 1 時」の割合が高くなっています。



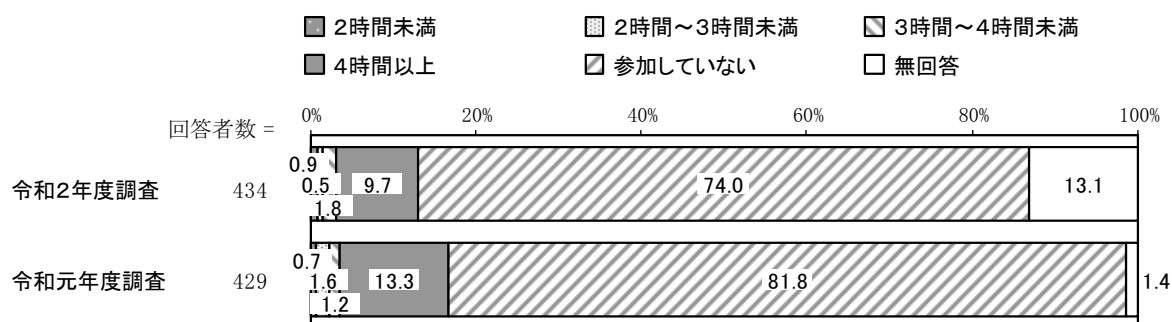
【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。



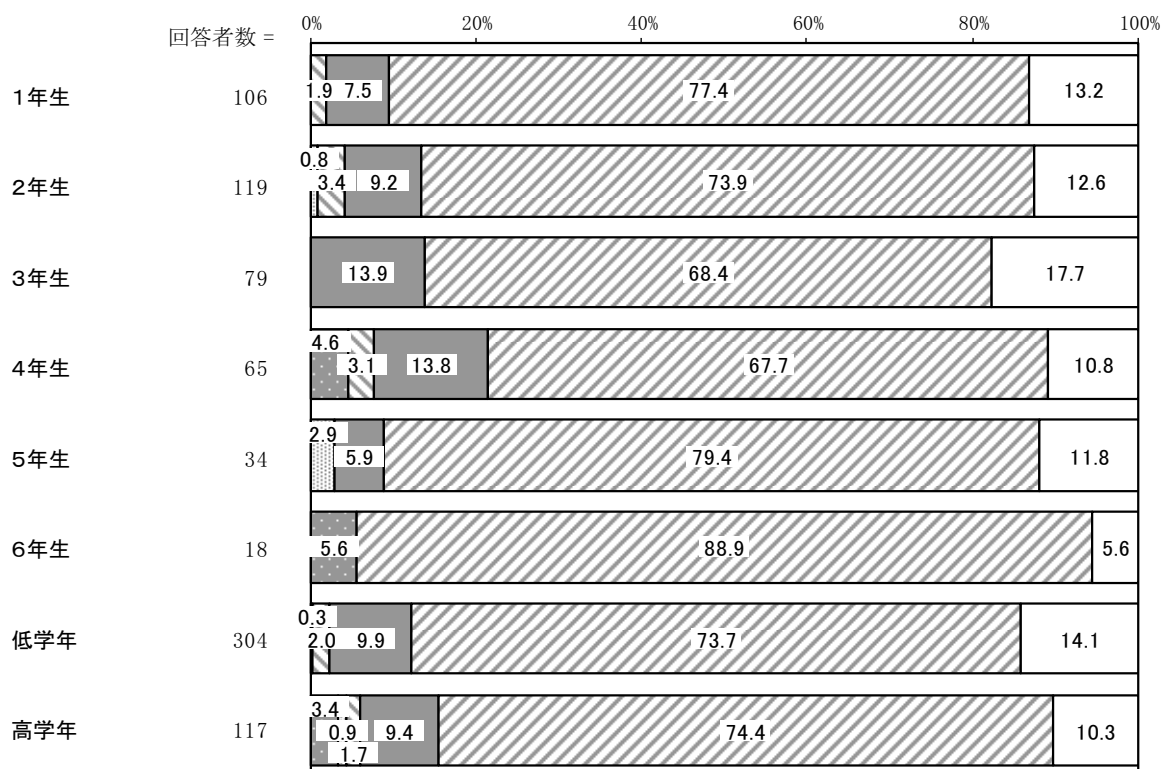
ウ. 参加時間

「参加していない」の割合が74.0%と最も高くなっています。
令和元年度調査と比較すると、「参加していない」が7.8ポイント減少しています。



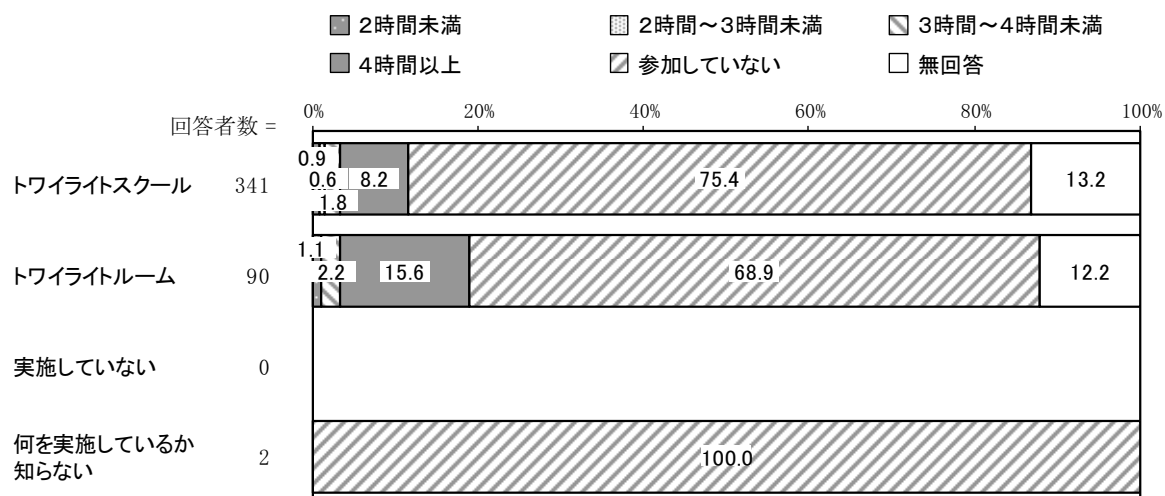
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、3年生、4年生で「4時間以上」の割合が高くなっています。



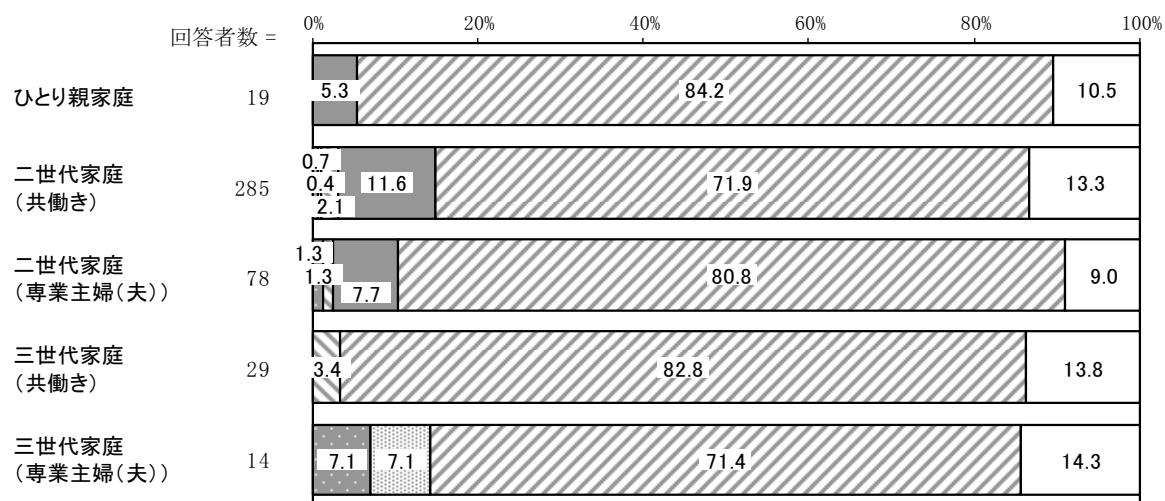
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで「4時間以上」の割合が高く、「参加していない」の割合が低くなっています。



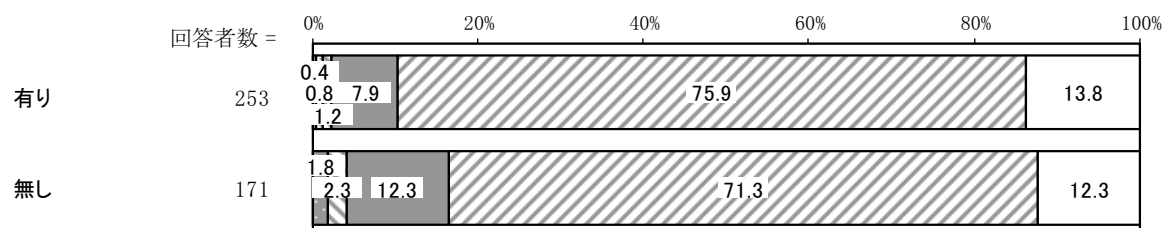
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、二世世代家庭（共働き）で「4時間以上」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。

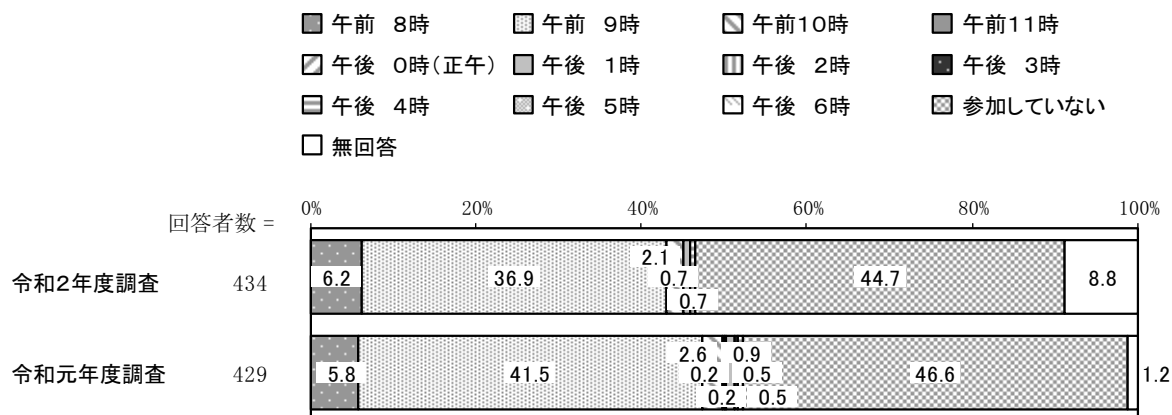


(3) 長期休業中（土曜日は除く）

ア. 利用開始時刻

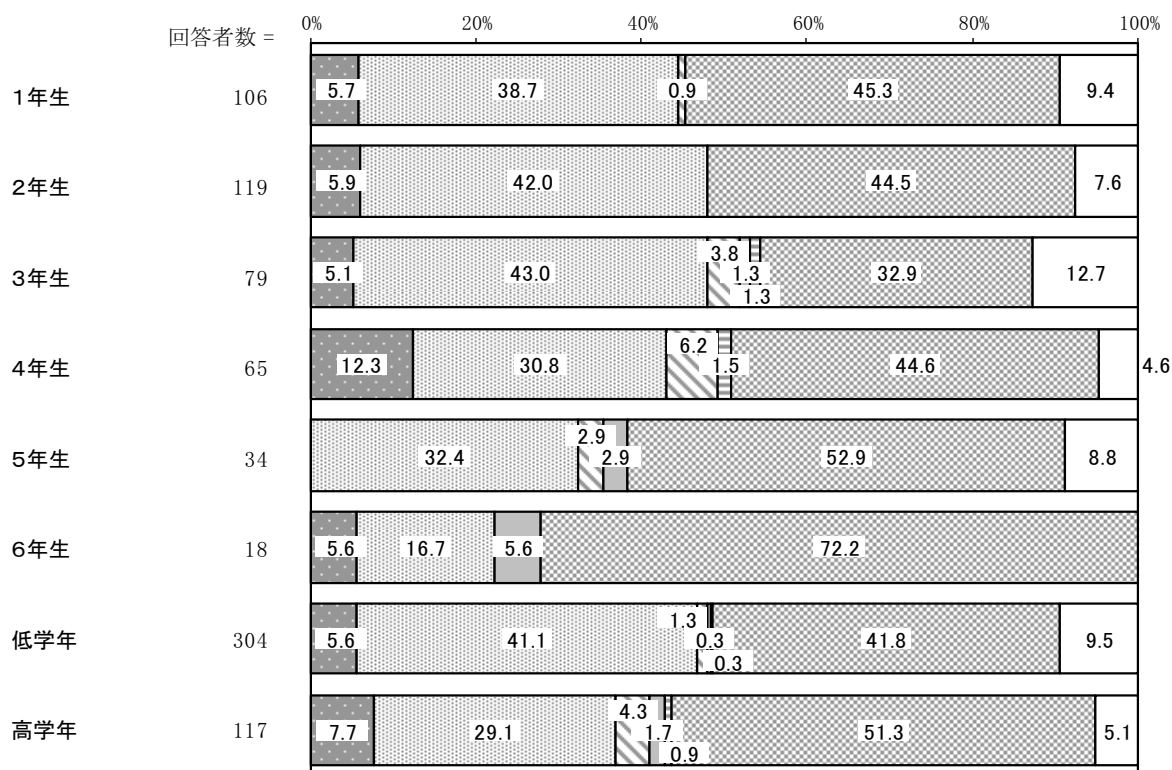
「参加していない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「午前9時」の割合が36.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



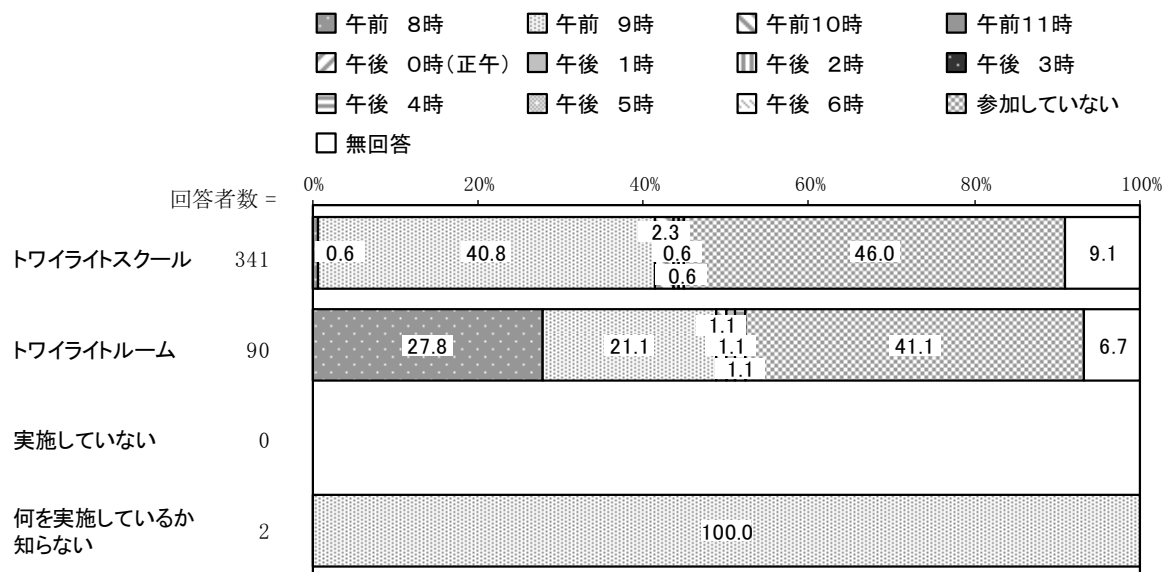
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生、3年生で「午前9時」の割合が、6年生で「参加していない」の割合が高くなっています。



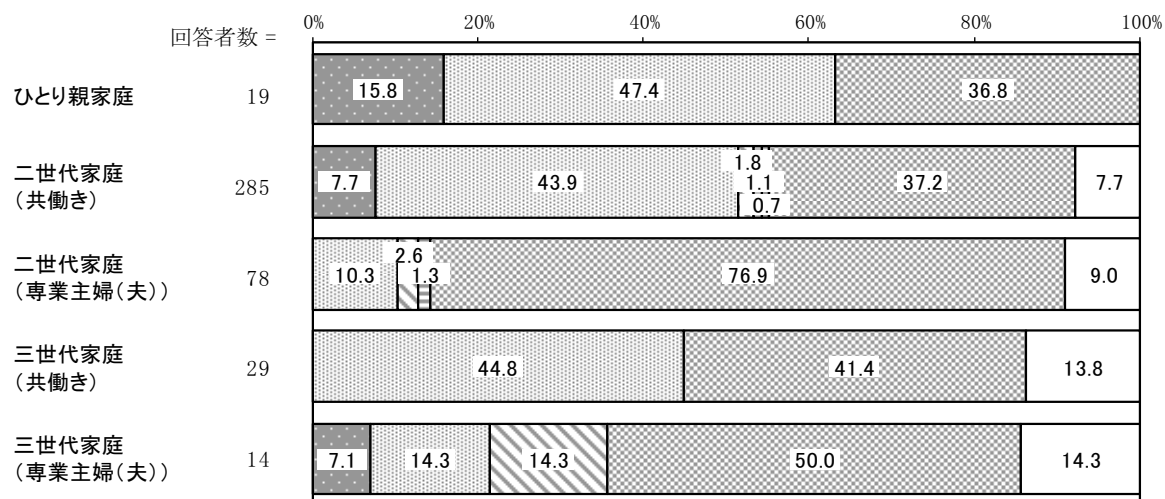
【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、トワイライトスクールで「午前9時」「参加していない」の割合が高くなっています。また、トワイライトルームで「午前8時」の割合が高くなっています。



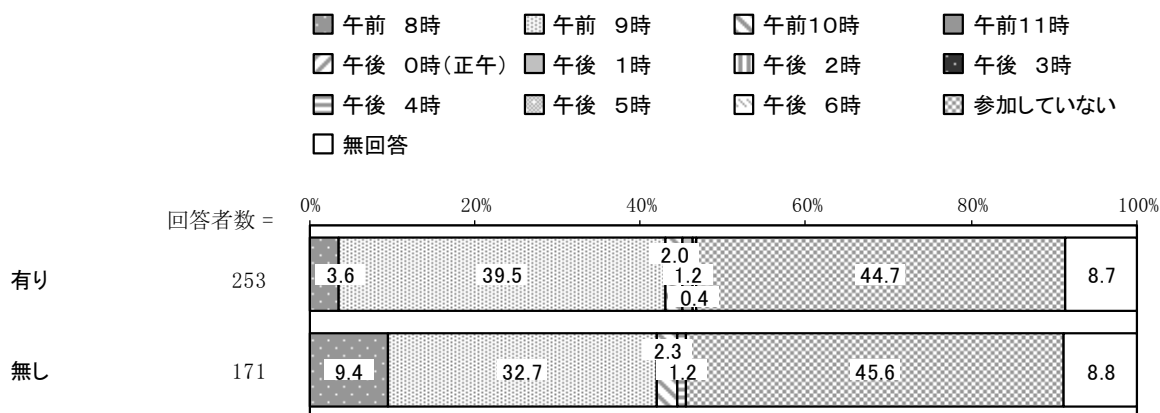
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「午前9時」の割合が高くなっています。また、二世世代家庭（専業主婦（夫））で「参加していない」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

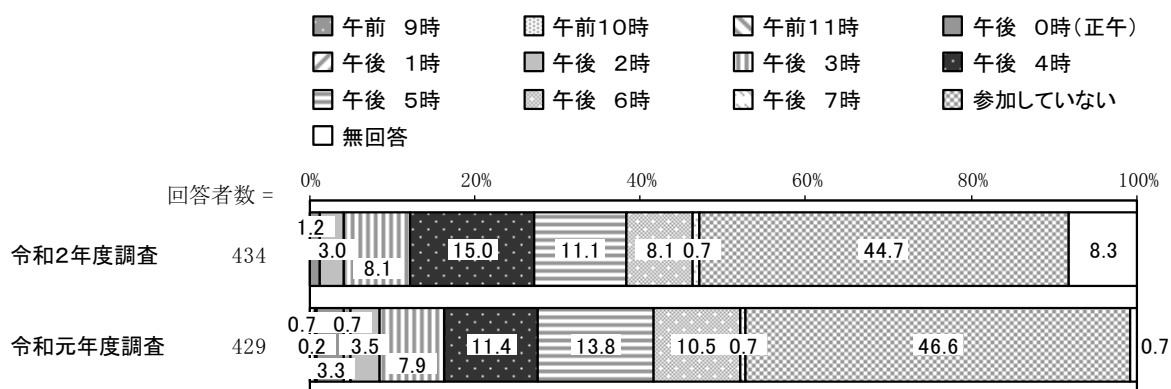
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「午前9時」の割合が高くなっています。また、育成会が学区内にない学区の方が「午前8時」の割合が高くなっています。



イ. 利用終了時刻

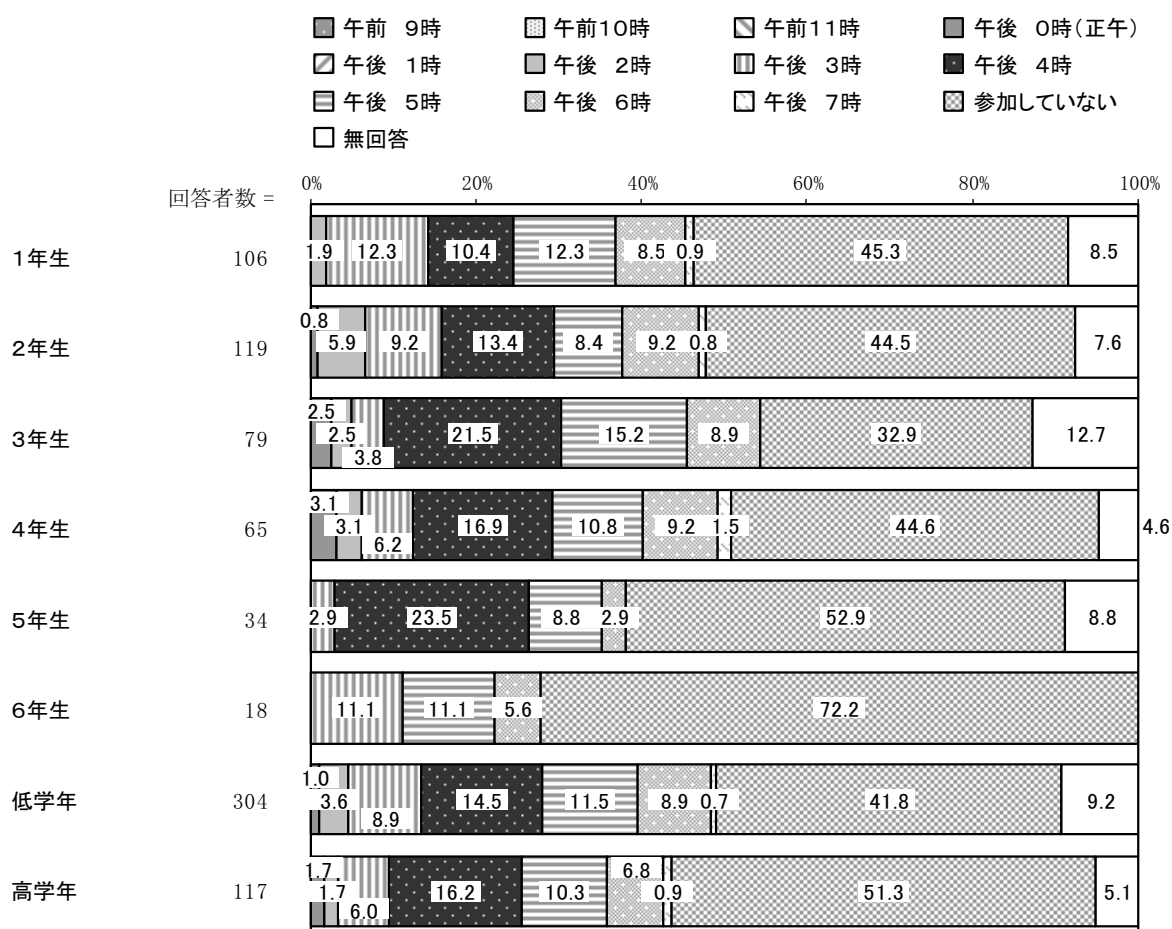
「参加していない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「午後4時」の割合が15.0%、「午後5時」の割合が11.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



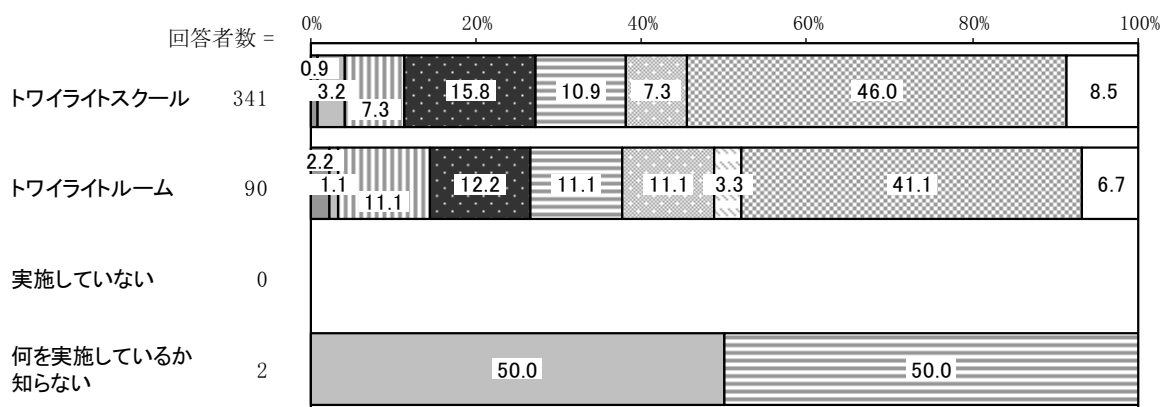
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、3年生、5年生で「午後4時」の割合が高くなっています。
また、低学年に比べ、高学年で「参加していない」の割合が高くなっています。



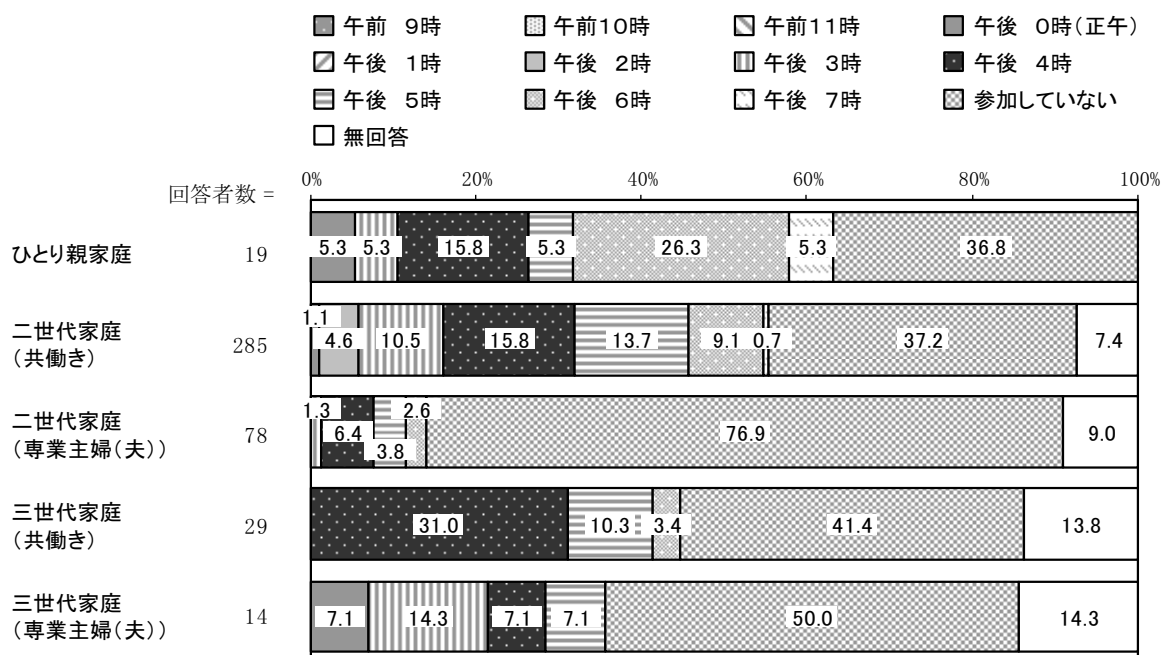
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



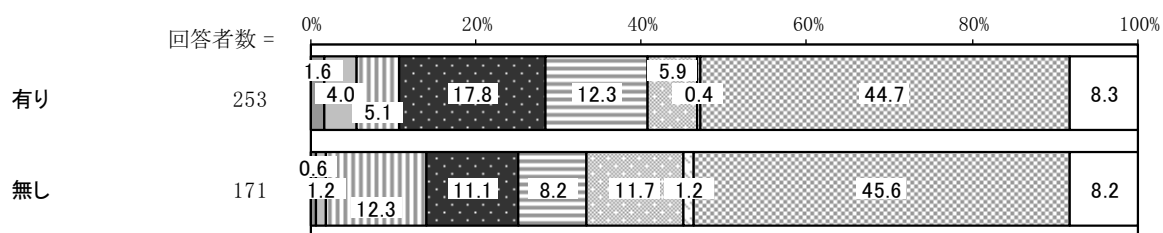
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世帯家庭（共働き）で「午後4時」の割合が、ひとり親家庭で「午後6時」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

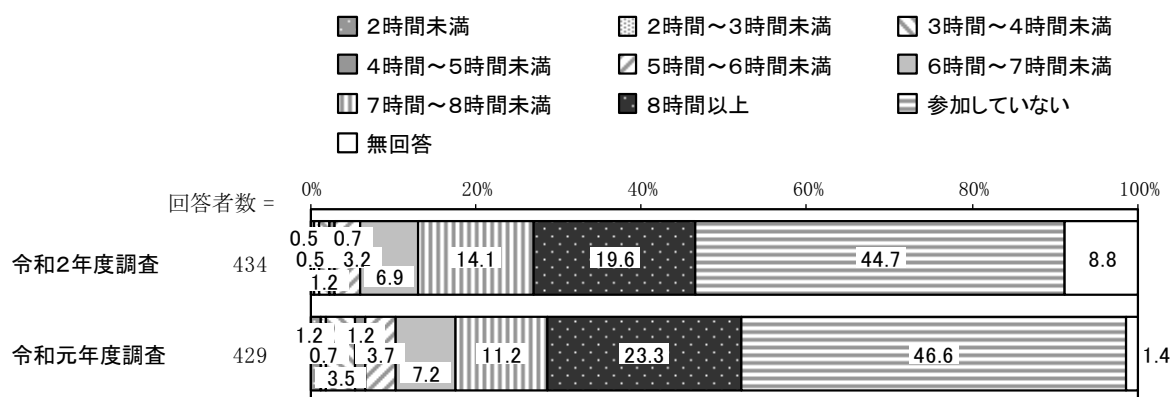
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、学区内に育成会がある学区に比べ、ない学区で「午後3時」「午後6時」の割合が高くなっています。



ウ. 参加時間

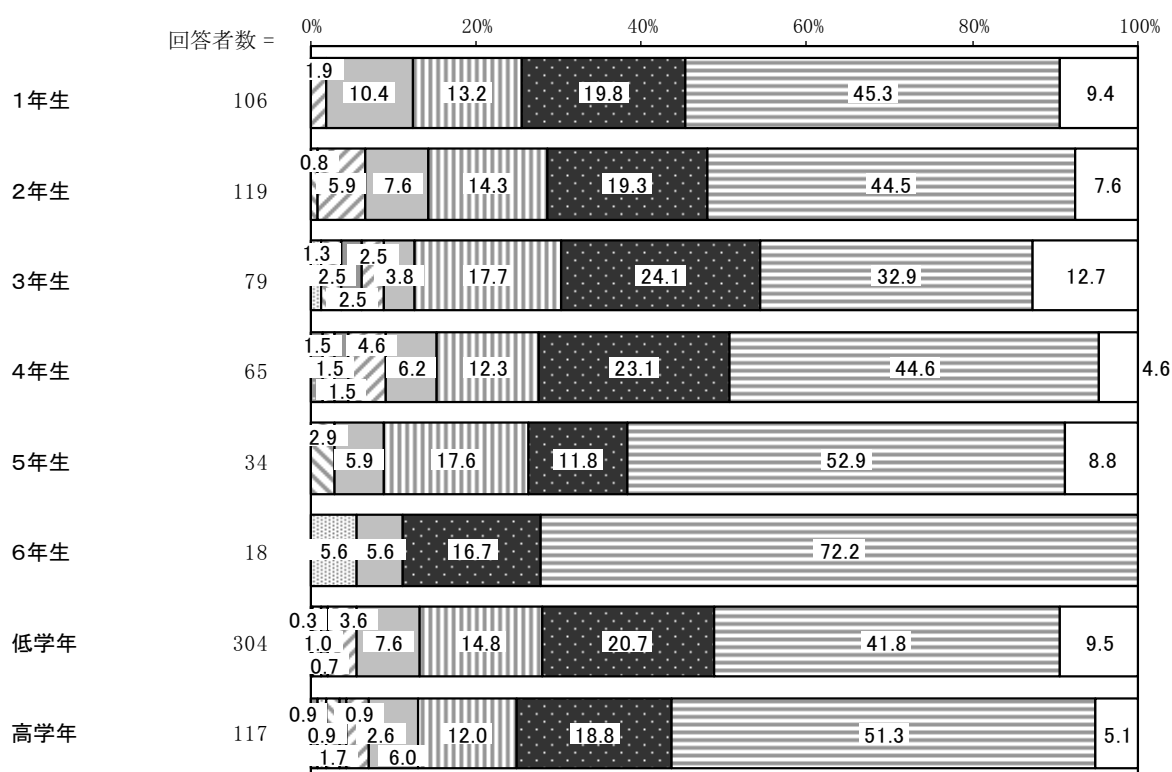
「参加していない」の割合が44.7%と最も高く、次いで「8時間以上」の割合が19.6%、「7時間～8時間未満」の割合が14.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



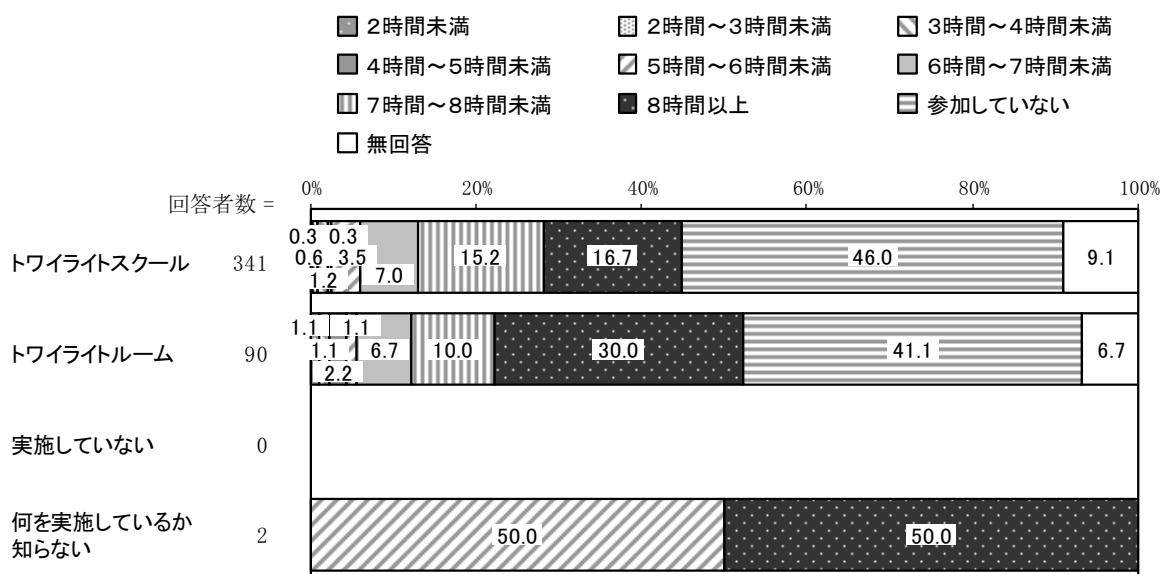
【学年別】

学年別でみると、3年生、4年生で「8時間以上」の割合が、6年生で「参加していない」の割合が高くなっています。また、低学年に比べ、高学年で「参加していない」の割合が高くなっています。



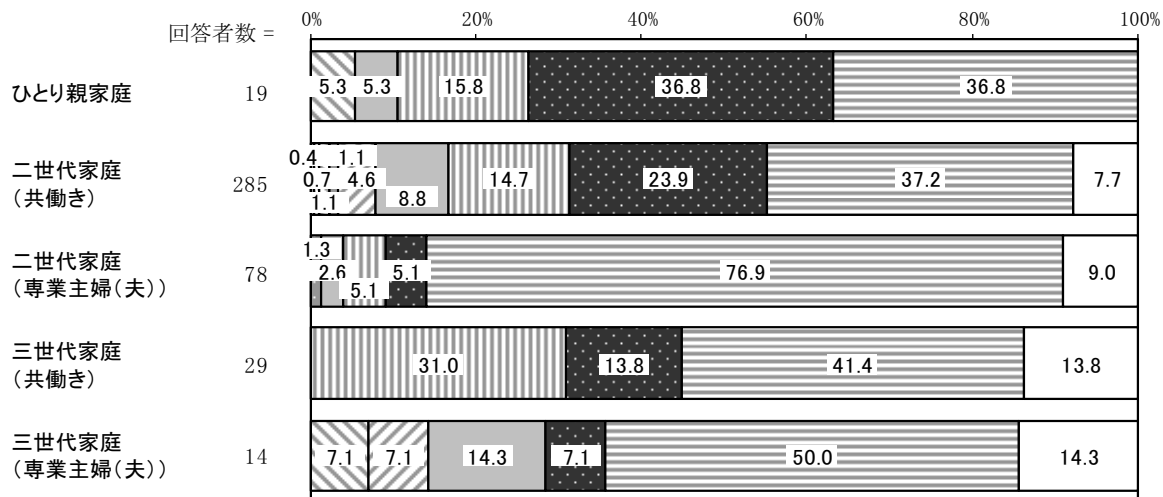
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで「8時間以上」の割合が高くなっています。



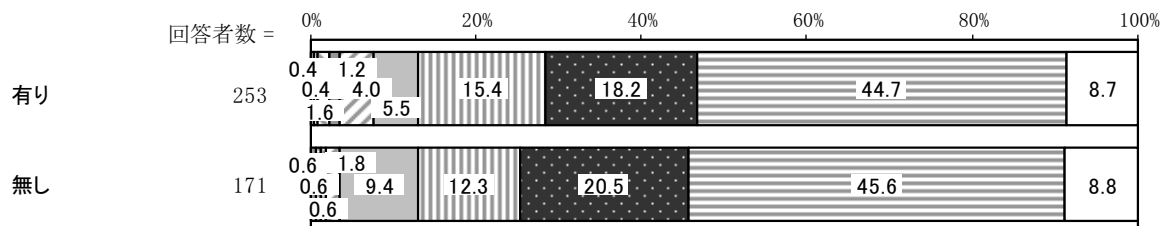
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世代家庭（共働き）で「7時間～8時間未満」の割合が、ひとり親家庭で「8時間以上」の割合が高くなっています。



【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

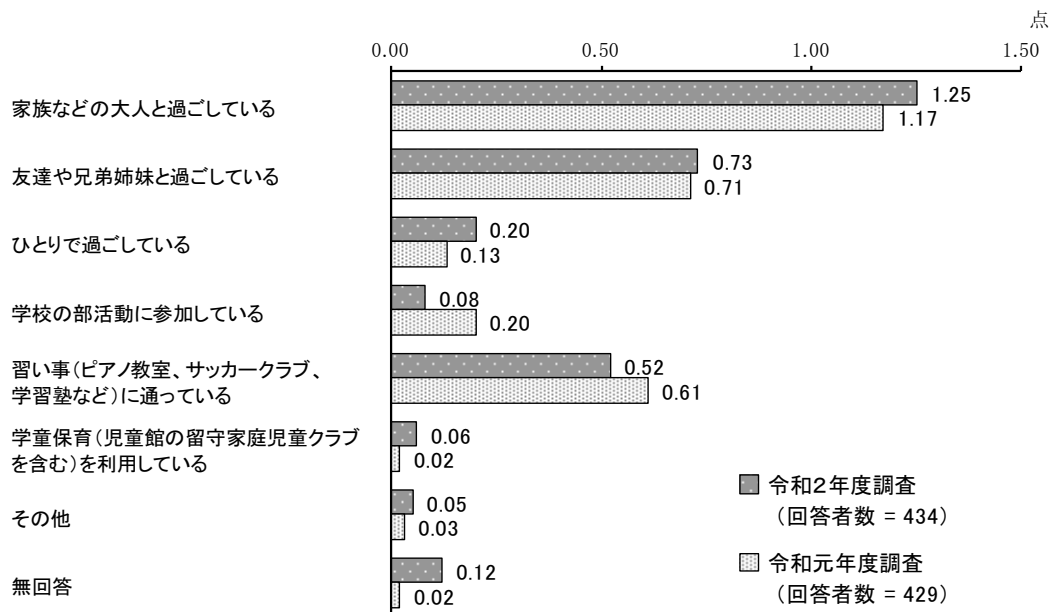
留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。



問6) トワイライトスクール等に参加していないときはどのように過ごしていますか。
主な過ごし方を2つまで順位をつけて口に番号を記入してください。

「家族などの大人と過ごしている」が 1.25 点と最も高く、次いで「友達や兄弟姉妹と過ごしている」が 0.73 点、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）に通っている」が 0.52 点となっています。

令和元年度調査と比較すると、「学校の部活動に参加している」が 0.12 ポイント減少しています。



※計算方法

1 位とした有効回答数を 2 点、2 位とした有効回答数を 1 点とし、合計した得点を全体の有効回答数で割ることで算出しています。

【学年別】

学年別でみると、学年が下がるにつれて「家族などの大人と過ごしている」の点数が高くなる傾向がみられます。

また、高学年に比べ、低学年で「家族などの大人と過ごしている」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数(件)	家族などの大人と過ごしている	友達や兄弟姉妹と過ごしている	ひとりで過ごしている	学校の部活動に参加している	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)に通っている	学童保育(児童館の留守家庭児童クラブを含む)を利用している	その他	無回答
1年生	106	1.42	0.56	0.16	0.00	0.47	0.13	0.05	0.21
2年生	119	1.31	0.82	0.12	0.00	0.56	0.03	0.03	0.12
3年生	79	1.27	0.70	0.23	0.01	0.61	0.08	0.04	0.08
4年生	65	1.20	0.78	0.29	0.17	0.42	0.00	0.06	0.08
5年生	34	0.82	0.62	0.35	0.41	0.65	0.00	0.06	0.09
6年生	18	0.83	1.06	0.33	0.33	0.33	0.06	0.00	0.06
低学年	304	1.34	0.70	0.16	0.00	0.54	0.08	0.04	0.14
高学年	117	1.03	0.78	0.32	0.26	0.47	0.01	0.05	0.08

【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にない学区の方が「家族などの大人と過ごしている」の点数が高くなっています。

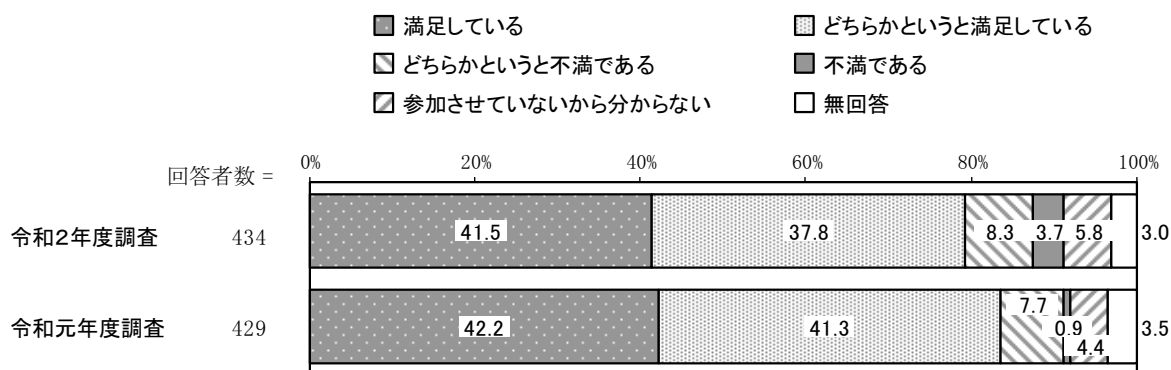
単位：点

区分	回答者数(件)	家族などの大人と過ごしている	友達や兄弟姉妹と過ごしている	ひとりで過ごしている	学校の部活動に参加している	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)に通っている	学童保育(児童館の留守家庭児童クラブを含む)を利用している	その他	無回答
有り	253	1.19	0.76	0.21	0.08	0.56	0.07	0.04	0.09
無し	171	1.33	0.68	0.18	0.07	0.45	0.04	0.05	0.19

問7) 保護者の方はトワイライトスクール等に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

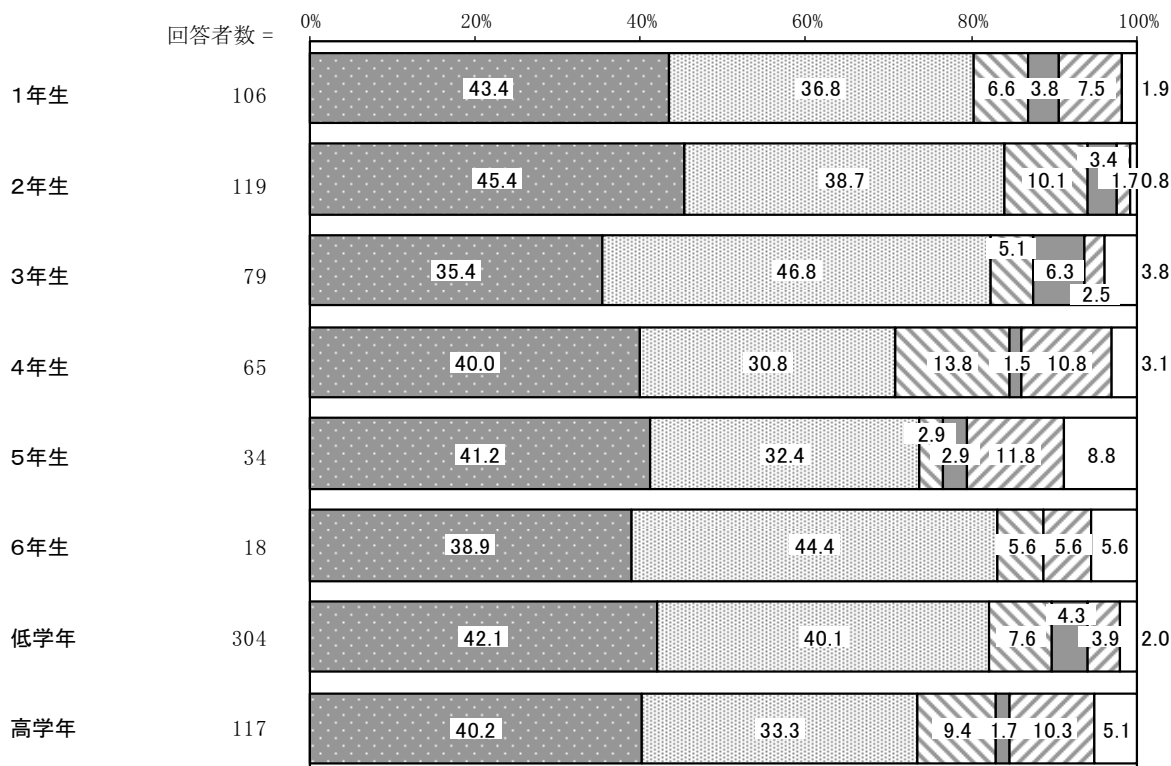
「満足している」と「どちらかという満足している」をあわせた“満足している”の割合が79.3%、「どちらかという不満である」と「不満である」をあわせた“不満である”の割合が12.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「不満である」が2.8ポイント増加しています。



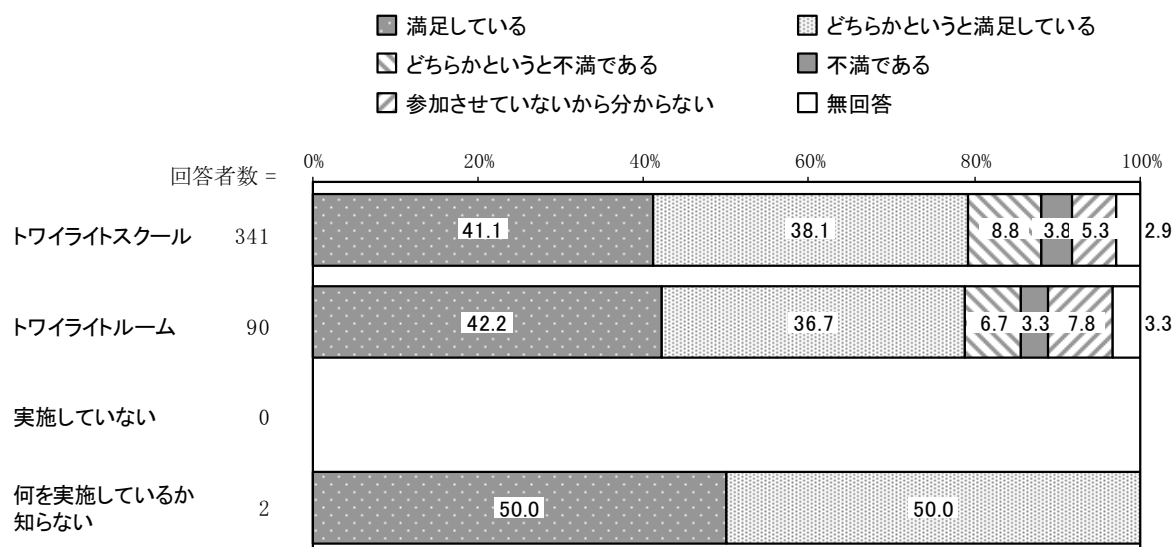
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生で“満足している”の割合が高くなっています。



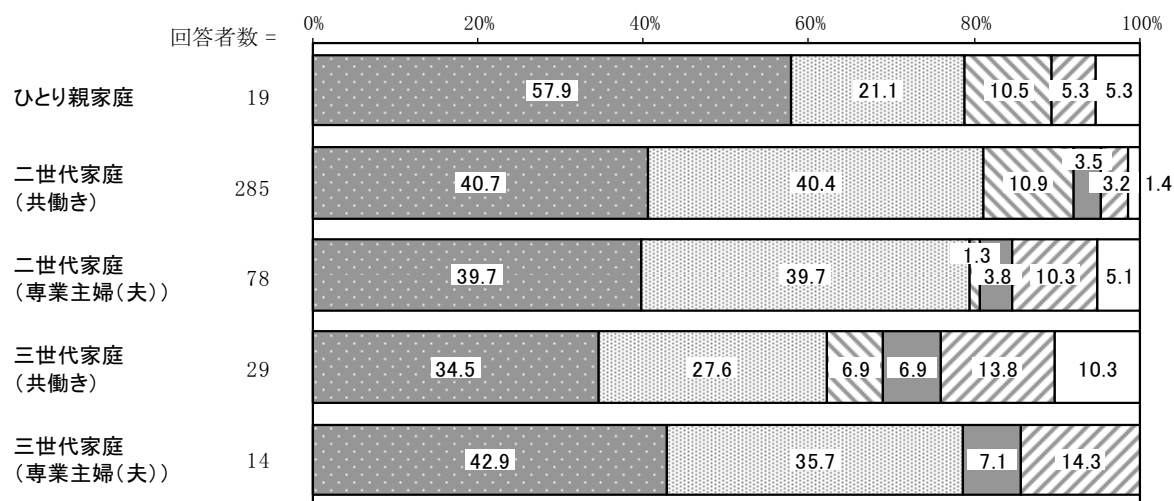
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



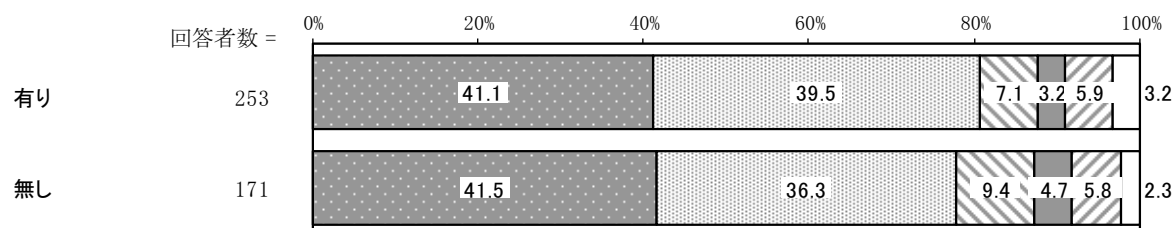
【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世代家庭（共働き）で“満足している”の割合が低くなっています。



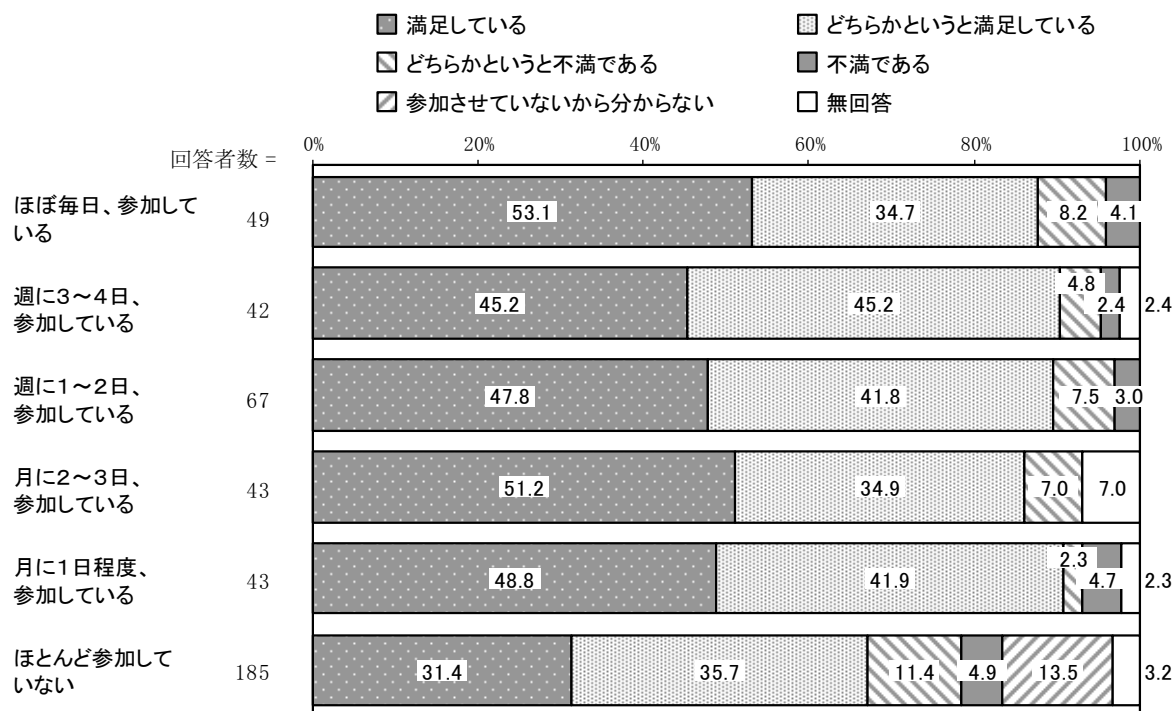
【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、大きな差異はみられません。



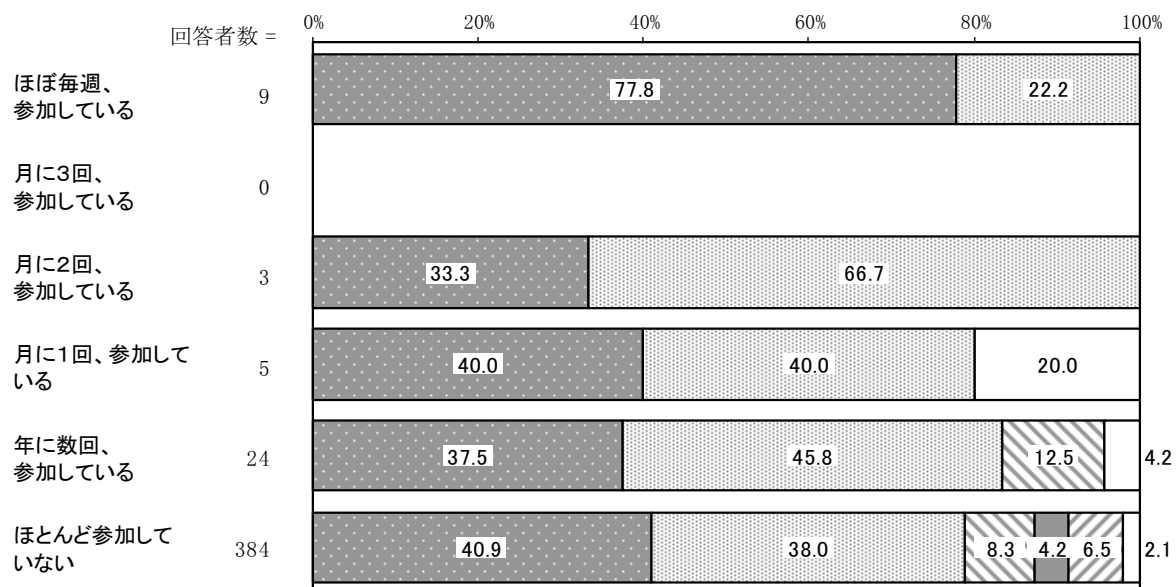
【平日の参加頻度別】

平日の参加頻度別でみると、他に比べ、ほとんど参加していないで“満足している”の割合が低くなっています。



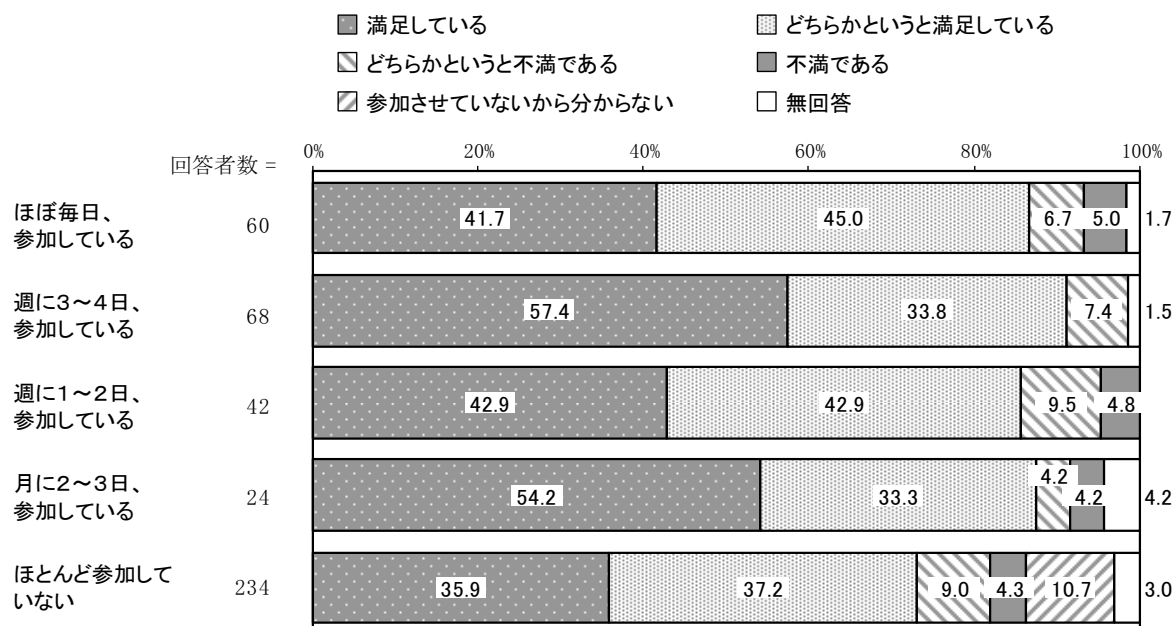
【土曜日の参加頻度別】

土曜日の参加頻度別でみると、他に比べ、ほぼ毎週、参加しているで“満足している”の割合が高くなっています。



【長期休業中の参加頻度別】

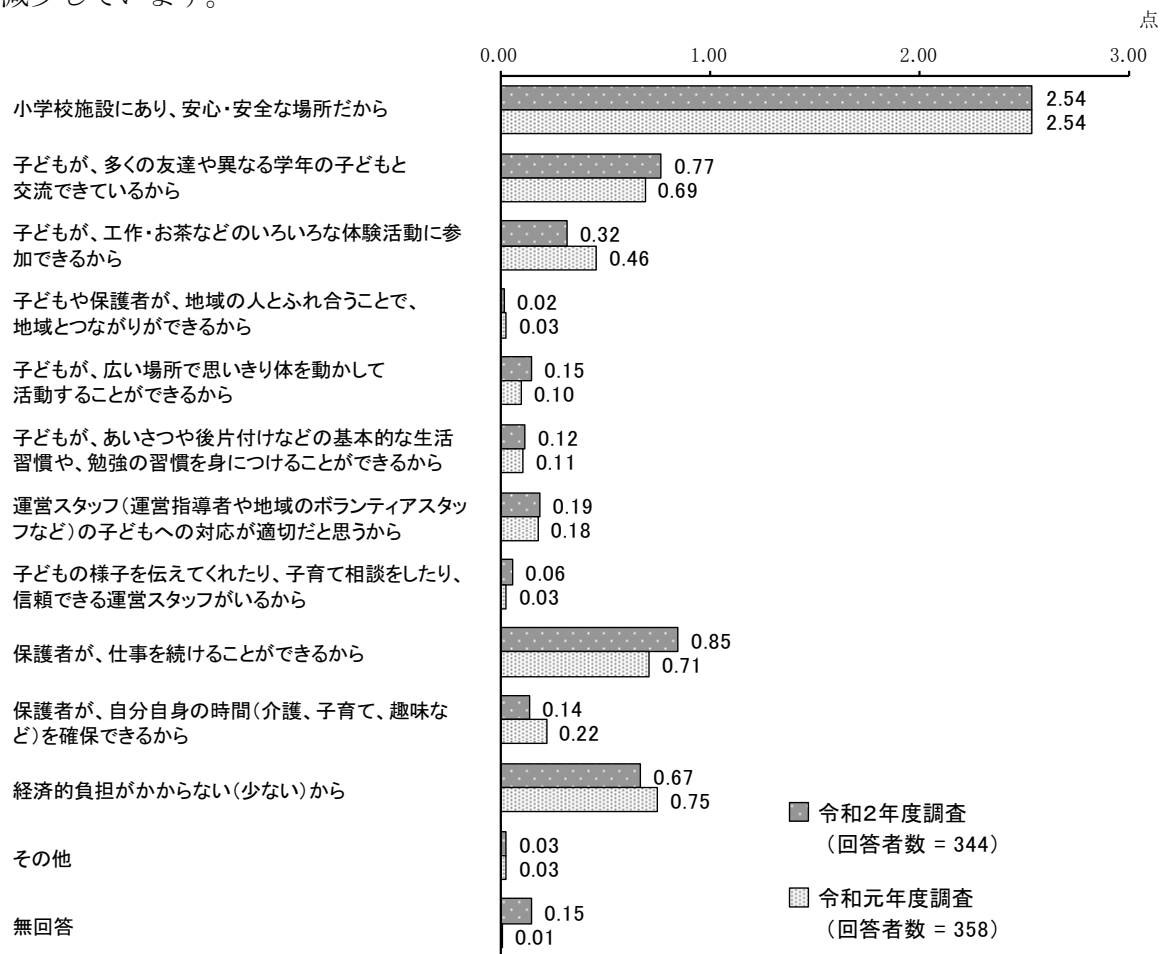
長期休業中の参加頻度別でみると、他に比べ、週に3～4日、参加しているで“満足している”の割合が高くなっています。



問8) 問7で、「1. 満足している」、「2. どちらかという満足している」と答えた方にお聞きします。満足している理由は何ですか。あてはまる主な理由を3つまで順位をつけて□に番号を記入してください。

「小学校施設にあり、安心・安全な場所だから」が2.54点と最も高く、次いで「保護者が、仕事を続けることができるから」が0.85点、「子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから」が0.77点となっています。

令和元年度調査と比較すると、「保護者が、仕事を続けることができるから」が0.14ポイント増加し、「子どもが、工作・お茶などのいろいろな体験活動に参加できるから」が0.14ポイント減少しています。



※計算方法

1位とした有効回答数を3点、2位とした有効回答数を2点、3位とした有効回答数を1点とし、合計した得点を全体の有効回答数で割ることで算出しています。

【学年別】

学年別でみると、他の学年に比べ、3年生で「小学校施設にあり、安心・安全な場所だから」の点数が、5年生で「子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから」の点数が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で「子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから」「経済的負担がかからない（少ない）から」の点数が高く、「子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	小学校施設にあり、安心・安全な場所だから	子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから	子どもが、工作・お茶などのいろいろな体験活動に参加できるから	子どもや保護者が、地域の人とふれ合うことで、地域とつながりができるから	子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから	子どもが、あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣や、勉強の習慣を身につけることができるから
1年生	85	2.46	1.00	0.22	0.01	0.13	0.12
2年生	100	2.51	0.80	0.43	0.00	0.09	0.14
3年生	65	2.75	0.51	0.23	0.03	0.14	0.03
4年生	46	2.50	0.63	0.46	0.02	0.13	0.13
5年生	25	2.64	0.60	0.24	0.08	0.44	0.08
6年生	15	2.20	0.93	0.20	0.13	0.13	0.33
低学年	250	2.56	0.79	0.31	0.01	0.12	0.10
高学年	86	2.49	0.67	0.35	0.06	0.22	0.15

区分	運営スタッフ（運営指導者や地域のボランティアスタッフなど）の子どもへの対応が適切だと思うから	子どもの様子を伝えてくれたり、子育て相談をしたり、信頼できる運営スタッフがいるから	子どもが、仕事を続けることができるから	保護者が、自分自身の時間（介護、子育て、趣味など）を確保できるから	経済的負担がかからない（少ない）から	その他	無回答
1年生	0.12	0.08	0.78	0.15	0.67	0.01	0.25
2年生	0.18	0.02	0.85	0.11	0.69	0.04	0.14
3年生	0.22	0.05	1.02	0.09	0.80	0.05	0.09
4年生	0.24	0.11	0.76	0.26	0.57	0.04	0.15
5年生	0.32	0.08	0.72	0.20	0.52	0.00	0.08
6年生	0.13	0.00	1.07	0.00	0.80	0.07	0.00
低学年	0.17	0.05	0.87	0.12	0.71	0.03	0.16
高学年	0.24	0.08	0.80	0.20	0.59	0.03	0.10

【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで「保護者が、仕事を続けることができるから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	小学校施設にあり、安心・安全な場所だから	子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから	子どもが、工作・お茶などのいろいろな体験活動に参加できるから	子どもが、保護者が、地域の人とふれ合うことで、地域とつながりができるから	子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから	子どもが、あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣や、勉強の習慣を身につけることができるから
トワイライトスクール	270	2.53	0.80	0.33	0.03	0.11	0.10
トワイライトルーム	71	2.55	0.66	0.28	0.00	0.21	0.20
実施していない	—	—	—	—	—	—	—
何を実施しているか知らない	2	3.00	0.50	0.00	0.00	2.00	0.00

区分	運営スタッフ（運営指導者や地域のボランティアスタッフなど）の子どもへの対応が適切だと思うから	子どもの様子を伝えてくれたり、子育て相談をしたり、信頼できる運営スタッフがいるから	保護者が、仕事を続けることができるから	保護者が、自分自身の時間（介護、子育て、趣味など）を確保できるから	経済的負担がかからない（少ない）から	その他	無回答
トワイライトスクール	0.19	0.04	0.80	0.16	0.69	0.04	0.18
トワイライトルーム	0.24	0.11	1.04	0.08	0.61	0.00	0.01
実施していない	—	—	—	—	—	—	—
何を実施しているか知らない	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00

【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、三世代家庭（共働き）で「小学校施設にあり、安心・安全な場所だから」の点数が高くなっています。また、三世代家庭（専業主婦（夫））で「運営スタッフ（運営指導者や地域のボランティアスタッフなど）の子どもへの対応が適切だと思うから」「保護者が、自分自身の時間（介護、子育て、趣味など）を確保できるから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	小学校施設にあり、安心・安全な場所だから	子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから	子どもが、工作・お茶などのいろいろな体験活動に参加できているから	子どもや保護者が、地域の人とふれ合うことで、地域とつながりができるから	子どもが、広い場所でも思いきり体を動かして活動することができるから	子どもが、あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣や、勉強の習慣を身につけることができるから
ひとり親家庭	15	2.33	0.13	0.20	0.13	0.27	0.00
二世代家庭（共働き）	231	2.55	0.77	0.27	0.03	0.16	0.11
二世代家庭（専業主婦（夫））	62	2.53	0.87	0.34	0.00	0.08	0.15
三世代家庭（共働き）	18	2.89	0.89	0.44	0.00	0.00	0.17
三世代家庭（専業主婦（夫））	11	2.55	0.09	0.73	0.00	0.36	0.27

区分	運営スタッフ（運営指導者や地域のボランティアスタッフなど）の子どもへの対応が適切だと思うから	子どもの様子を伝えてくれたり、子育て相談をしたり、信頼できる運営スタッフがいるから	保護者が、仕事を続けることができるから	保護者が、自分自身の時間（介護、子育て、趣味など）を確保できるから	経済的負担がかからない（少ない）から	その他	無回答
ひとり親家庭	0.33	0.20	1.20	0.20	1.00	0.00	0.00
二世代家庭（共働き）	0.16	0.05	1.01	0.05	0.67	0.03	0.15
二世代家庭（専業主婦（夫））	0.24	0.06	0.26	0.42	0.74	0.08	0.23
三世代家庭（共働き）	0.11	0.00	1.00	0.06	0.44	0.00	0.00
三世代家庭（専業主婦（夫））	0.55	0.00	0.27	0.64	0.36	0.00	0.18

【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「小学校施設にあり、安心・安全な場所だから」の点数が高くなっています。

また、育成会が学区内にない学区の方が「子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	小学校施設にあり、安心・安全な場所だから	子どもが、多くの友達や異なる学年の子どもと交流できているから	子どもが、工作・お茶などのいろいろな体験活動に参加できているから	子どもや保護者が、地域の人とふれ合うことで、地域とつながりができるから	子どもが、広い場所で思いきり体を動かして活動することができるから	子どもが、あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣や、勉強の習慣を身につけることができるから
有り	204	2.62	0.80	0.32	0.02	0.09	0.12
無し	133	2.40	0.74	0.31	0.02	0.21	0.13

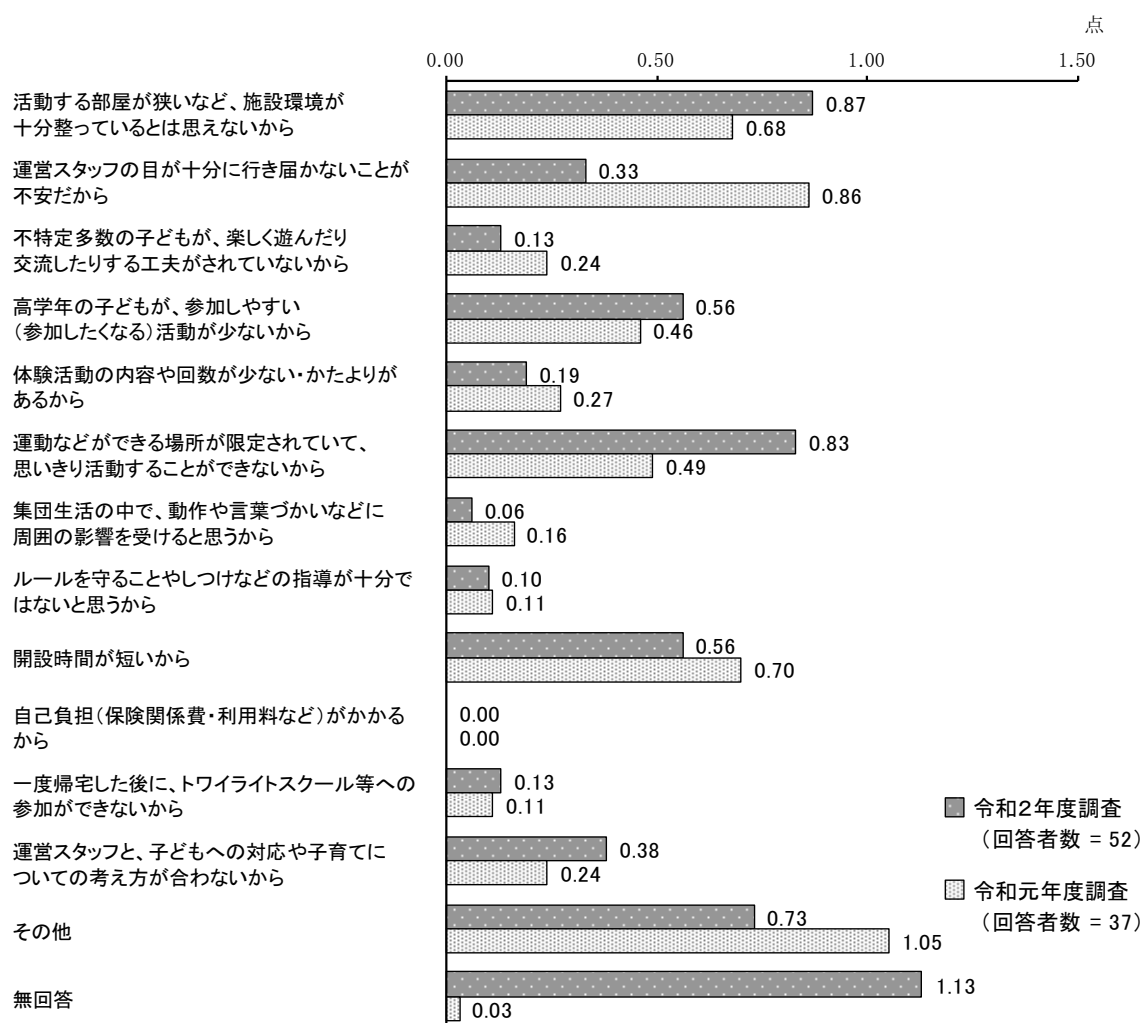
区分	運営スタッフ（運営指導者や地域のボランティアスタッフなど）の子どもへの対応が適切だと思うから	子どもの様子を伝えてくれたり、子育て相談をしたり、信頼できる運営スタッフがいるから	保護者が、仕事を続けることができるから	保護者が、自分自身の時間（介護、子育て、趣味など）を確保できるから	経済的負担がかからない（少ない）から	その他	無回答
有り	0.18	0.05	0.82	0.12	0.67	0.04	0.15
無し	0.22	0.07	0.89	0.17	0.67	0.02	0.14

問9は、問7で、「3. どちらかという不満である」、「4. 不満である」と答えた方にお聞きします。

問9) 不満である理由は何ですか。あてはまる主な理由を3つまで順位をつけて□に番号を記入してください。

「活動する部屋が狭いなど、施設環境が十分整っているとは思えないから」が0.87点と最も高く、次いで「運動などができる場所が限定されていて、思いきり活動することができないから」が0.83点、「高学年の子どもが、参加しやすい（参加したくなる）活動が少ないから」「開設時間が短いから」が0.56点となっています。

令和元年度調査と比較すると、「運動などができる場所が限定されていて、思いきり活動することができないから」が0.34ポイント増加し、「運営スタッフの目が十分に行き届かないことが不安だから」が0.53ポイント減少しています。



※計算方法

1位とした有効回答数を3点、2位とした有効回答数を2点、3位とした有効回答数を1点とし、合計した得点を全体の有効回答数で割ることで算出しています。

【学年別】

学年別でみると、他の学年に比べ、2年生で「活動する部屋が狭いなど、施設環境が十分整っているとは思えないから」「運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数(件)	活動する部屋が狭いなど、施設環境が十分整っているとは思えないから	運営スタッフの目が十分に行き届かないことが不安だから	不特定多数の子どもが、楽しく遊んだり交流したりする工夫がされていないから	高学年の子どもが、参加しやすい(参加したくなる)活動が少ないから	体験活動の内容や回数が少ない・かたよりがあるから	運動などができる場所が限定されていて、思いきり活動することができないから	集団生活の中で、動作や言葉づかいなどに周囲の影響を受けらると思うから
1年生	11	1.00	0.55	0.27	0.27	0.09	0.45	0.27
2年生	16	1.13	0.38	0.19	0.31	0.25	1.00	0.00
3年生	9	1.00	0.22	0.00	0.56	0.11	1.00	0.00
4年生	10	0.10	0.30	0.10	0.80	0.40	1.10	0.00
5年生	2	3.00	0.00	0.00	2.00	0.00	0.50	0.00
6年生	1	0.00	0.00	0.00	2.00	0.00	1.00	0.00
低学年	36	1.06	0.39	0.17	0.36	0.17	0.83	0.08
高学年	13	0.54	0.23	0.08	1.08	0.31	1.00	0.00

区分	ルールを守ることやしつけなどの指導が十分ではないと思うから	開設時間が短いから	自己負担(保険関係費・利用料など)がかかるから	一度帰宅した後に、トワイライトスクール等への参加ができないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	その他	無回答
1年生	0.18	0.45	0.00	0.00	0.18	1.18	1.09
2年生	0.13	0.19	0.00	0.13	0.44	0.50	1.38
3年生	0.00	1.11	0.00	0.22	0.56	0.22	1.00
4年生	0.10	0.50	0.00	0.30	0.30	1.00	1.00
5年生	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00
6年生	0.00	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
低学年	0.11	0.50	0.00	0.11	0.39	0.64	1.19
高学年	0.08	0.62	0.00	0.23	0.23	0.85	0.77

【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「開設時間が短いから」「運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから」の点数が高くなっています。また、育成会が学区内にない学区の方が「活動する部屋が狭いなど、施設環境が十分整っているとは思えないから」「運営スタッフの目が十分に行き届かないことが不安だから」「不特定多数の子どもが、楽しく遊んだり交流したりする工夫がされていないから」「体験活動の内容や回数が少ない・かたよりがあるから」「運動などができる場所が限定されていて、思いきり活動することができないから」「集団生活の中で、動作や言葉づかいなどに周囲の影響を受けると思うから」「一度帰宅した後に、トワイライトスクール等への参加ができないから」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	活動する部屋が狭いなど、施設環境が十分整っているとは思えないから	運営スタッフの目が十分に行き届かないことが不安だから	不特定多数の子どもが、楽しく遊んだり交流したりする工夫がされていないから	高学年の子どもが、参加しやすい（参加したくなる）活動が少ないから	体験活動の内容や回数が少ない・かたよりがあるから	運動などができる場所が限定されていて、思いきり活動することができないから	集団生活の中で、動作や言葉づかいなどに周囲の影響を受けると思うから
有り	26	0.58	0.19	0.00	0.58	0.00	0.54	0.00
無し	24	1.25	0.50	0.29	0.50	0.42	1.17	0.13

区分	ルールを守ることやしつけなどの指導が十分ではないと思うから	開設時間が短いから	自己負担（保険関係費・利用料など）がかかるから	一度帰宅した後に、トワイライトスクール等への参加ができないから	運営スタッフと、子どもへの対応や子育てについての考え方が合わないから	その他	無回答
有り	0.08	0.77	0.00	0.08	0.46	0.85	1.88
無し	0.13	0.13	0.00	0.21	0.33	0.67	0.29

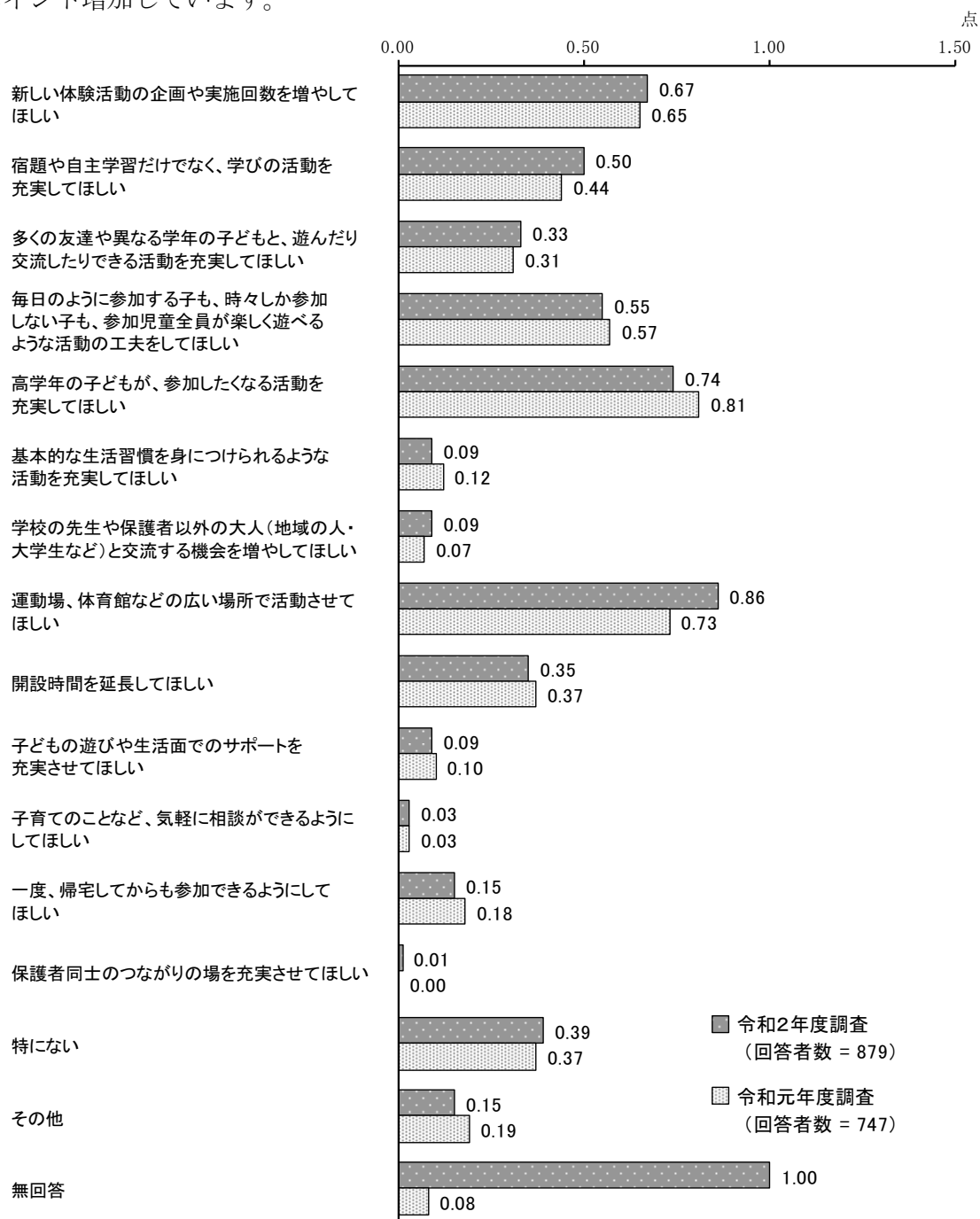
問10は、問2で、「1. 現在、参加申込みしている」、「2. 現在は参加申込みしていないが、以前に参加申込みしていたことがある」、「3. 参加申込みしたことがない」と答えた方にお聞きします。

問10) 今後、トワイライトスクール等に期待することは何ですか。

あてはまる主なものを3つまで順位をつけて□に番号を記入してください。

「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」が0.86点と最も高く、次いで「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」が0.74点、「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」が0.67点となっています。

令和元年度調査と比較すると、「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」が0.13ポイント増加しています。



※計算方法

1位とした有効回答数を3点、2位とした有効回答数を2点、3位とした有効回答数を1点とし、合計した得点を全体の有効回答数で割ることで算出しています。

【学年別】

学年別でみると、学年が高くなるにつれて「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」の点数が高くなる傾向がみられます。

また、高学年に比べ、低学年で「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」「宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい」「多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい」の点数が高く、「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数 (件)	新しい体験活動の企画や実施 回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、 学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子 どもと、遊んだり交流したり できる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、 時々しか参加しない子ども、参 加児童全員が楽しく遊べるよ うな活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加した くなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけ られるような活動を充実して ほしい	学校の先生や保護者以外の大 人（地域の人・大学生など）と 交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場 所で活動させてほしい
1年生	144	0.77	0.69	0.53	0.58	0.37	0.19	0.11	0.82
2年生	161	0.84	0.65	0.38	0.47	0.22	0.09	0.11	0.99
3年生	149	0.62	0.48	0.33	0.67	0.64	0.06	0.07	0.88
4年生	143	0.77	0.30	0.25	0.52	1.03	0.04	0.08	0.75
5年生	146	0.44	0.40	0.29	0.59	1.18	0.11	0.08	0.92
6年生	112	0.56	0.53	0.24	0.47	1.24	0.06	0.13	0.89
低学年	454	0.75	0.60	0.41	0.57	0.41	0.11	0.10	0.90
高学年	401	0.59	0.40	0.26	0.53	1.14	0.07	0.09	0.85

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサ ポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相 談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからも参加で きるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を 充実させてほしい	特にな い	その他	無回 答
1年生	0.42	0.12	0.07	0.02	0.00	0.28	0.17	0.86
2年生	0.37	0.10	0.01	0.24	0.00	0.37	0.14	1.02
3年生	0.46	0.06	0.03	0.15	0.00	0.43	0.15	0.98
4年生	0.27	0.11	0.03	0.11	0.02	0.48	0.13	1.08
5年生	0.27	0.06	0.01	0.14	0.01	0.56	0.13	0.81
6年生	0.33	0.09	0.01	0.24	0.02	0.17	0.22	0.79
低学年	0.41	0.09	0.04	0.14	0.00	0.36	0.15	0.96
高学年	0.29	0.09	0.02	0.16	0.01	0.42	0.15	0.90

【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、トワイライトルームで「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」の点数が高く、「開設時間を延長してほしい」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人（地域の人・大学生など）と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
トワイライトスクール	682	0.65	0.50	0.33	0.54	0.70	0.09	0.09	0.85
トワイライトルーム	173	0.73	0.49	0.31	0.60	0.94	0.07	0.10	0.94
実施していない	9	0.89	0.11	0.56	0.00	0.11	0.33	0.22	0.89
何を実施しているか知らない	13	0.54	0.62	0.46	0.62	0.77	0.15	0.15	0.38

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからでも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特にない	その他	無回答
トワイライトスクール	0.44	0.09	0.02	0.15	0.01	0.41	0.13	1.01
トワイライトルーム	0.06	0.09	0.08	0.14	0.01	0.29	0.23	0.91
実施していない	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.67	0.00	2.00
何を実施しているか知らない	0.00	0.23	0.00	0.15	0.00	0.77	0.23	0.92

【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、二世帯家庭（専業主婦（夫））で「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」の点数が高くなっています。また、三世帯家庭（共働き）で「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」の点数が、三世帯家庭（専業主婦（夫））で「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人（地域の人・大学生など）と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
ひとり親家庭	39	0.36	0.49	0.36	0.64	0.69	0.08	0.08	0.72
二世帯家庭（共働き）	538	0.64	0.52	0.34	0.51	0.76	0.10	0.10	0.89
二世帯家庭（専業主婦（夫））	169	0.89	0.52	0.31	0.64	0.69	0.04	0.10	0.91
三世帯家庭（共働き）	80	0.70	0.39	0.33	0.73	0.80	0.16	0.05	0.79
三世帯家庭（専業主婦（夫））	32	0.69	0.44	0.47	0.44	0.72	0.03	0.16	0.97

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからでも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特にない	その他	無回答
ひとり親家庭	0.46	0.08	0.05	0.21	0.05	0.46	0.05	1.23
二世帯家庭（共働き）	0.45	0.10	0.02	0.16	0.00	0.35	0.14	0.93
二世帯家庭（専業主婦（夫））	0.15	0.09	0.05	0.10	0.00	0.52	0.18	0.81
三世帯家庭（共働き）	0.23	0.06	0.01	0.14	0.03	0.44	0.21	0.95
三世帯家庭（専業主婦（夫））	0.00	0.09	0.00	0.22	0.00	0.31	0.19	1.28

【留守家庭児童健全育成事業の有無別】

留守家庭児童健全育成事業の有無別でみると、育成会が学区内にある学区の方が「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人（地域の人・大学生など）と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
有り	518	0.68	0.47	0.32	0.55	0.71	0.10	0.09	0.94
無し	324	0.65	0.56	0.34	0.57	0.79	0.08	0.10	0.77

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特になし	その他	無回答
有り	0.37	0.11	0.02	0.15	0.01	0.37	0.14	0.98
無し	0.32	0.06	0.05	0.15	0.01	0.39	0.18	0.98

【参加していないときの過ごし方別】

参加していないときの過ごし方別でみると、他に比べ、学校の部活動に参加しているで「高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい」の点数が高くなっています。また、家族などの大人と過ごしている、友達や兄弟姉妹と過ごしているで「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」の点数が、学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているで「宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人（地域の人・大学生など）と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
家族などの大人と過ごしている	306	0.89	0.71	0.37	0.50	0.64	0.08	0.09	0.84
友達や兄弟姉妹と過ごしている	223	0.87	0.58	0.32	0.48	0.61	0.07	0.07	0.92
ひとりで過ごしている	65	0.69	0.46	0.26	0.60	0.77	0.17	0.05	0.68
学校の部活動に参加している	25	0.48	0.28	0.44	0.24	1.08	0.00	0.16	0.88
習い事に通っている	170	0.79	0.59	0.46	0.50	0.58	0.06	0.09	1.04
学童保育を利用している	14	0.71	0.79	0.71	0.29	0.29	0.14	0.07	0.29
その他	14	0.43	0.43	0.07	0.00	0.86	0.14	0.00	1.36

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからでも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特にな	その他	無回答
家族などの大人と過ごしている	0.23	0.10	0.05	0.14	0.00	0.28	0.12	0.94
友達や兄弟姉妹と過ごしている	0.31	0.09	0.04	0.17	0.00	0.29	0.10	1.08
ひとりで過ごしている	0.57	0.08	0.03	0.17	0.00	0.18	0.17	1.12
学校の部活動に参加している	0.40	0.00	0.00	0.20	0.00	0.36	0.12	1.36
習い事に通っている	0.26	0.09	0.03	0.14	0.00	0.28	0.07	1.02
学童保育を利用している	0.71	0.00	0.00	0.21	0.00	0.21	0.29	1.29
その他	0.79	0.21	0.00	0.14	0.00	0.07	0.29	1.21

【平日の参加頻度別】

平日の参加頻度別でみると、他に比べ、週に1～2日、参加している、月に2～3日、参加している、月に1日程度、参加しているで「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」の点数が、週に3～4日、参加しているで「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数(件)	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子とも、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子も、時々しか参加しない子も、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人(地域の人・大学生など)と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
ほぼ毎日、参加している	49	0.59	0.67	0.57	0.39	0.65	0.10	0.02	0.63	0.63
週に3～4日、参加している	42	0.62	0.74	0.36	0.17	0.36	0.14	0.02	1.07	1.07
週に1～2日、参加している	67	1.01	0.81	0.42	0.25	0.28	0.03	0.12	0.69	0.69
月に2～3日、参加している	43	1.07	0.51	0.42	0.60	0.65	0.14	0.09	0.98	0.98
月に1日程度、参加している	43	1.09	0.74	0.44	0.60	0.58	0.12	0.07	0.58	0.58
ほとんど参加していない	185	0.68	0.48	0.26	0.61	0.78	0.07	0.11	1.04	1.04

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特になし	その他	無回答
ほぼ毎日、参加している	0.71	0.08	0.08	0.24	0.00	0.37	0.10	0.78
週に3～4日、参加している	0.40	0.05	0.05	0.12	0.00	0.24	0.10	1.57
週に1～2日、参加している	0.28	0.12	0.06	0.16	0.00	0.16	0.12	1.48
月に2～3日、参加している	0.26	0.09	0.05	0.12	0.00	0.26	0.12	0.65
月に1日程度、参加している	0.16	0.07	0.00	0.05	0.00	0.09	0.14	1.26
ほとんど参加していない	0.26	0.09	0.01	0.15	0.01	0.36	0.13	0.96

【土曜日の参加頻度別】

土曜日の参加頻度別でみると、ほとんど参加していないに比べ、年に数回、参加しているで「毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい」「基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい」「子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい」「子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい」の点数が高く、「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」「多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい」「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」「一度、帰宅してからも参加できるようにしてほしい」「特にない」の点数が低くなっています。

単位：点

区分	回答者数（件）	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子ども、時々しか参加しない子ども、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人（地域の人・大学生など）と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
ほぼ毎週、参加している	9	0.89	0.00	0.11	0.33	0.56	0.22	0.00	1.22
月に3回、参加している	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月に2回、参加している	3	0.33	0.00	0.00	0.00	0.67	0.00	0.00	1.00
月に1回、参加している	5	1.00	0.00	0.20	0.00	0.40	0.00	0.00	0.60
年に数回、参加している	24	0.54	0.63	0.17	0.71	0.67	0.17	0.04	0.75
ほとんど参加していない	384	0.81	0.64	0.39	0.48	0.62	0.07	0.09	0.90

区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特にない	その他	無回答
ほぼ毎週、参加している	0.00	0.00	0.22	0.00	0.00	0.33	0.33	1.78
月に3回、参加している	—	—	—	—	—	—	—	—
月に2回、参加している	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.00
月に1回、参加している	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.60	0.60	2.00
年に数回、参加している	0.33	0.25	0.13	0.00	0.00	0.08	0.00	1.54
ほとんど参加していない	0.33	0.08	0.02	0.16	0.00	0.29	0.12	0.99

【長期休業中の参加頻度別】

長期休業中の参加頻度別でみると、他に比べ、月に2～3日、参加しているで「新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい」「運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい」の点数が高くなっています。また、ほぼ毎日、参加しているで「開設時間を延長してほしい」の点数が高くなっています。

単位：点

区分	回答者数(件)	新しい体験活動の企画や実施回数を増やしてほしい	宿題や自主学習だけでなく、学びの活動を充実してほしい	多くの友達や異なる学年の子どもと、遊んだり交流したりできる活動を充実してほしい	毎日のように参加する子も、時々しか参加しない子も、参加児童全員が楽しく遊べるような活動の工夫をしてほしい	高学年の子どもが、参加したくなる活動を充実してほしい	基本的な生活習慣を身につけられるような活動を充実してほしい	学校の先生や保護者以外の大人(地域の人・大学生など)と交流する機会を増やしてほしい	運動場、体育館などの広い場所で活動させてほしい
ほぼ毎日、参加している	60	0.68	0.63	0.40	0.40	0.70	0.12	0.02	0.60
週に3～4日、参加している	68	0.72	0.59	0.41	0.29	0.60	0.07	0.12	0.99
週に1～2日、参加している	42	0.71	0.74	0.38	0.69	0.55	0.07	0.02	0.69
月に2～3日、参加している	24	1.25	0.75	0.17	0.54	0.92	0.13	0.00	1.42
ほとんど参加していない	234	0.81	0.57	0.36	0.52	0.59	0.07	0.12	0.92

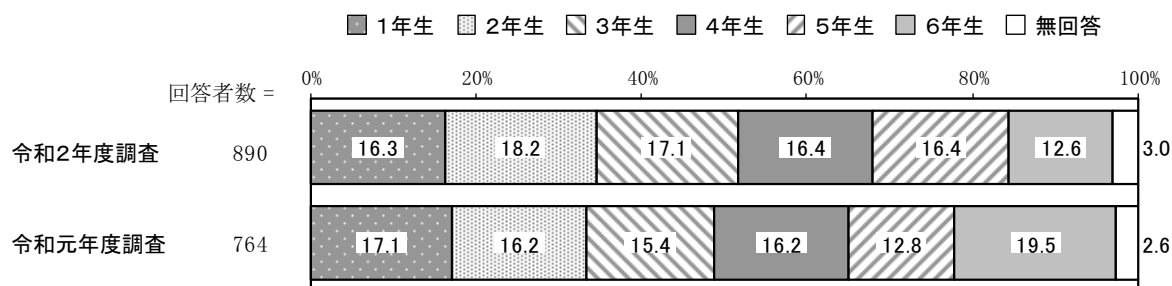
区分	開設時間を延長してほしい	子どもの遊びや生活面でのサポートを充実させてほしい	子育てのことなど、気軽に相談ができるようにしてほしい	一度、帰宅してからでも参加できるようにしてほしい	保護者同士のつながりの場を充実させてほしい	特にない	その他	無回答
ほぼ毎日、参加している	0.60	0.12	0.07	0.13	0.00	0.23	0.13	1.17
週に3～4日、参加している	0.12	0.06	0.06	0.13	0.00	0.22	0.07	1.54
週に1～2日、参加している	0.07	0.19	0.02	0.02	0.00	0.24	0.10	1.50
月に2～3日、参加している	0.13	0.04	0.00	0.13	0.00	0.21	0.08	0.25
ほとんど参加していない	0.37	0.07	0.03	0.18	0.00	0.33	0.14	0.90

問 1 1 ～ 1 4 は、全ての方にお聞きします。

問 1 1) お子さまの学年について、あてはまるものを 1 つ選んで番号に○をつけてください。

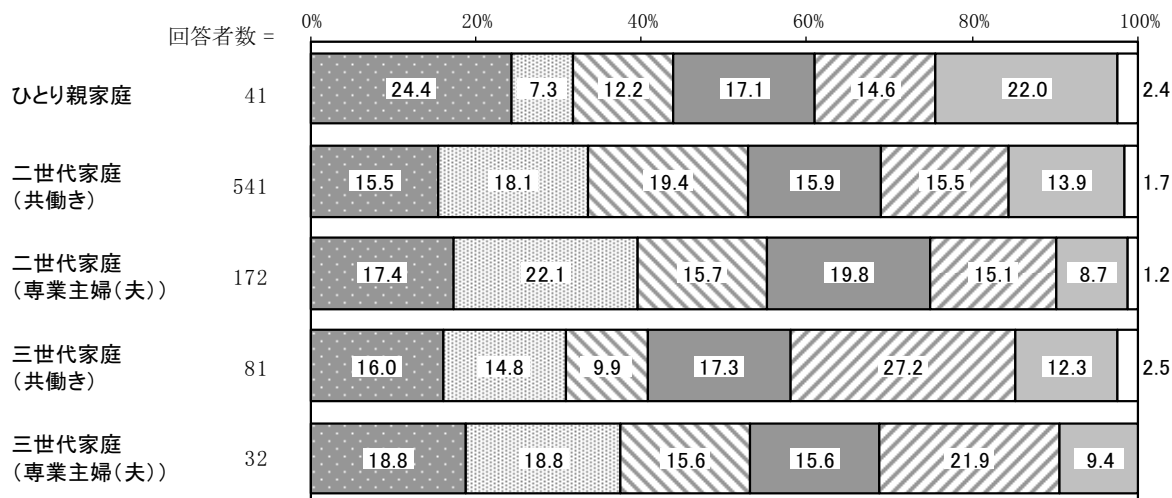
「2 年生」の割合が 18.2% と最も高く、次いで「3 年生」の割合が 17.1%、「4 年生」「5 年生」の割合が 16.4% となっています。

令和元年度調査と比較すると、「6 年生」が 6.9 ポイント減少しています。



【世帯類型別】

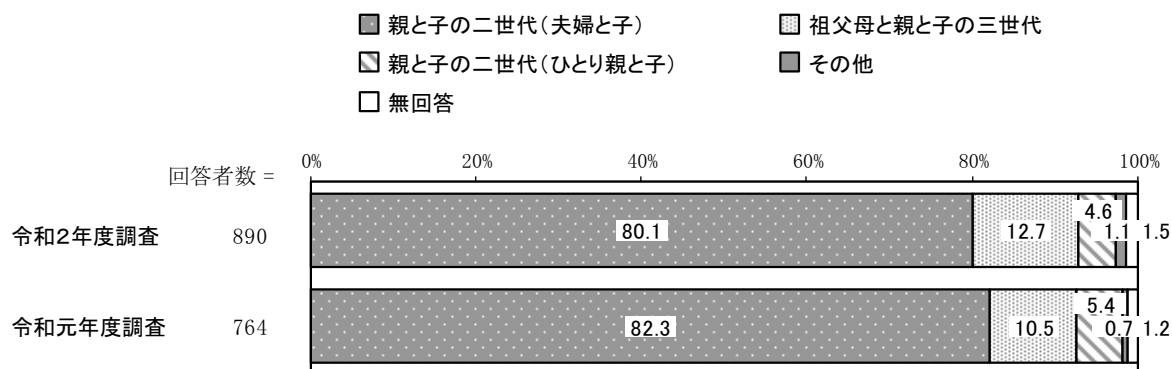
世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「1 年生」の割合が、三世帯家庭（共働き）で「5 年生」の割合が高くなっています。



問 1 2) 家族構成について、あてはまるものを 1 つ選んで番号に○をつけてください。

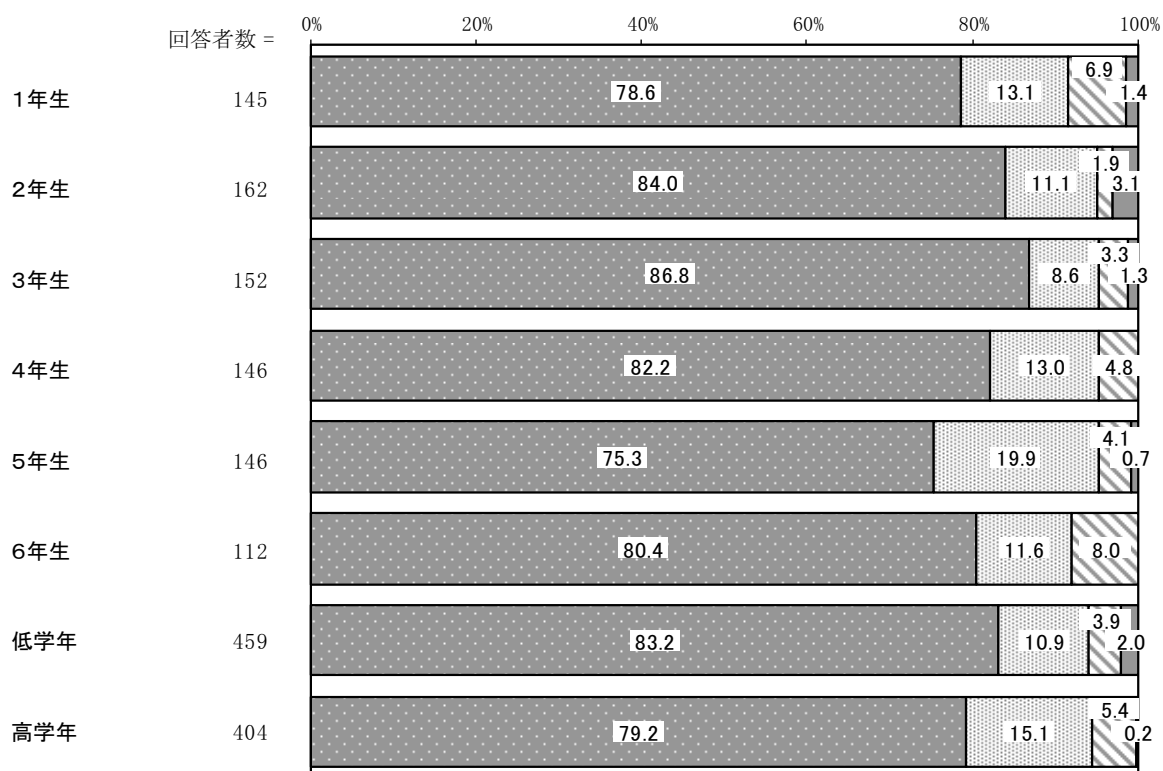
「親と子の二世代（夫婦と子）」の割合が 80.1%と最も高く、次いで「祖父母と親と子の三世代」の割合が 12.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



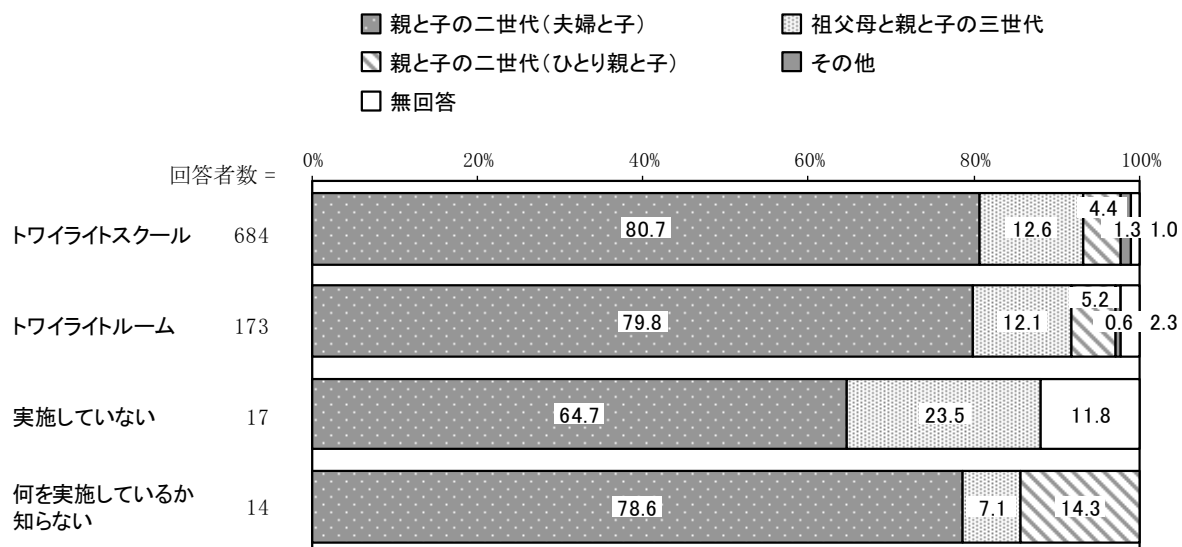
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生、3年生で「親と子の二世代（夫婦と子）」の割合が、5年生で「祖父母と親と子の三世代」の割合が高くなっています。



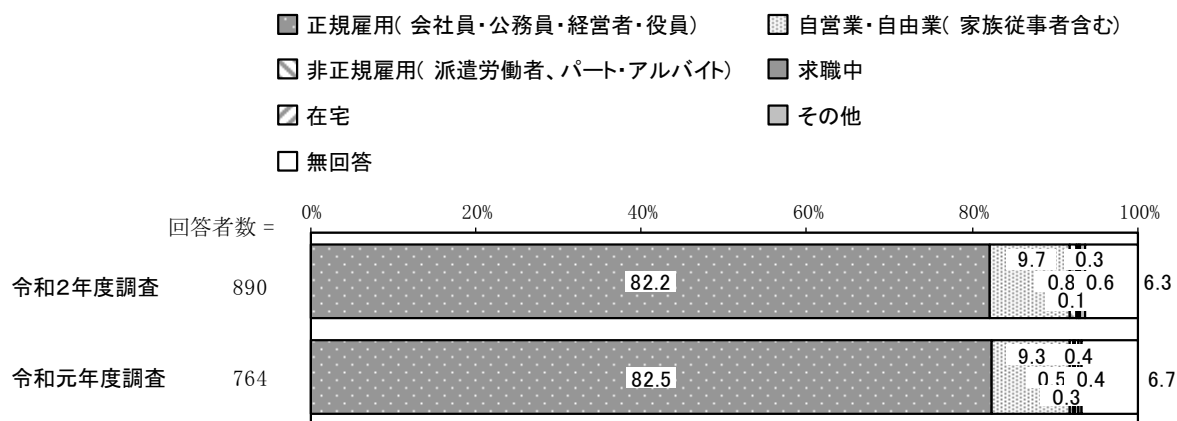
【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、実施していないで「祖父母と親と子の三世代」の割合が高くなっています。



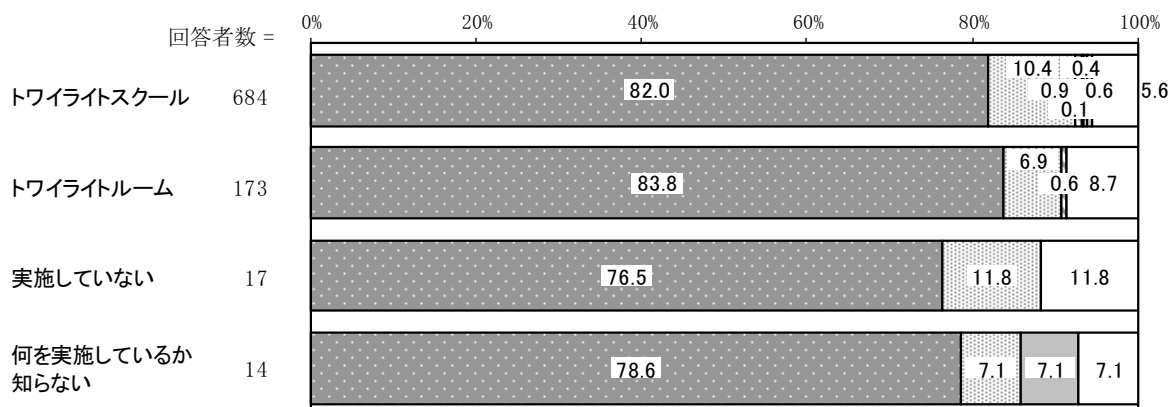
問 13) 父親の方の就労形態等についてお伺いします。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。なお、「6. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。

「正規雇用(会社員・公務員・経営者・役員)」の割合が82.2%と最も高くなっています。令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



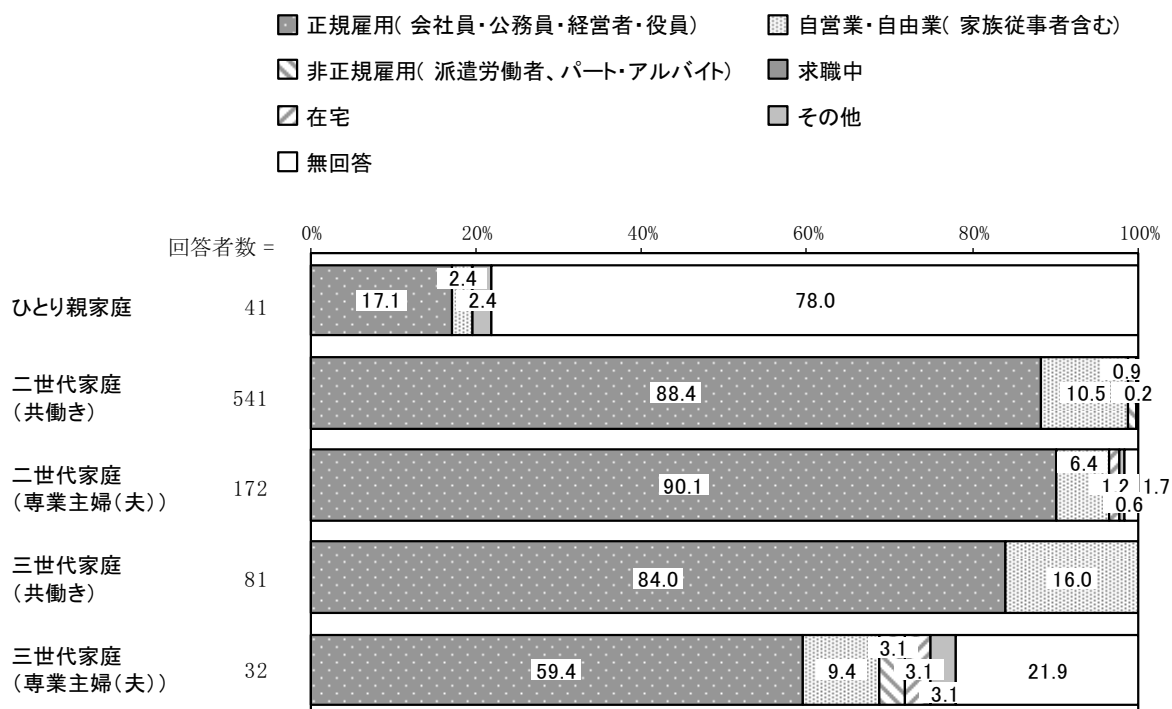
【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、トワイライトスクール、トワイライトルームで「正規雇用(会社員・公務員・経営者・役員)」の割合が高くなっています。



【世帯類型別】

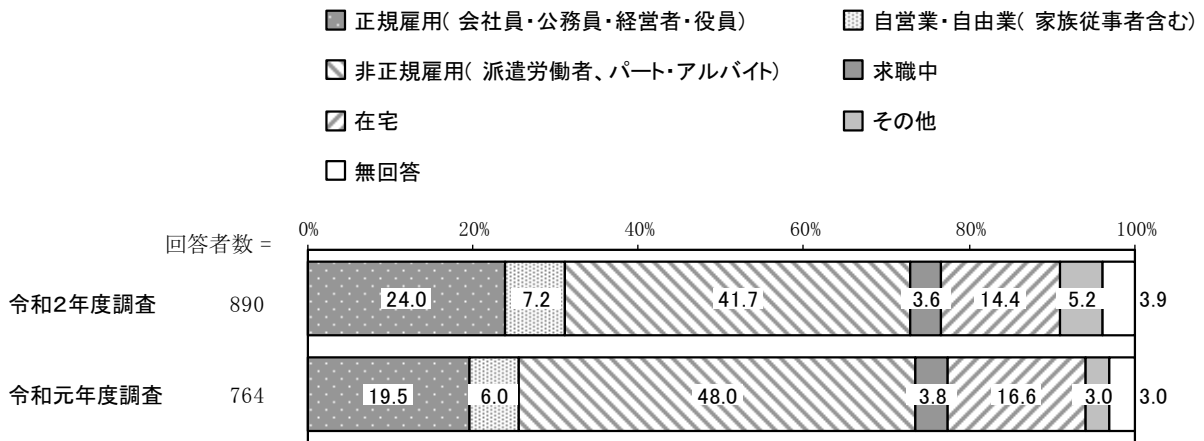
世帯類型別でみると、他に比べ、二世世代家庭（共働き）、二世世代家庭（専業主婦（夫））で「正規雇用（会社員・公務員・経営者・役員）」の割合が高くなっています。



問 1 4) 母親の方の就労形態等についてお伺いします。あてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。なお、「6. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。

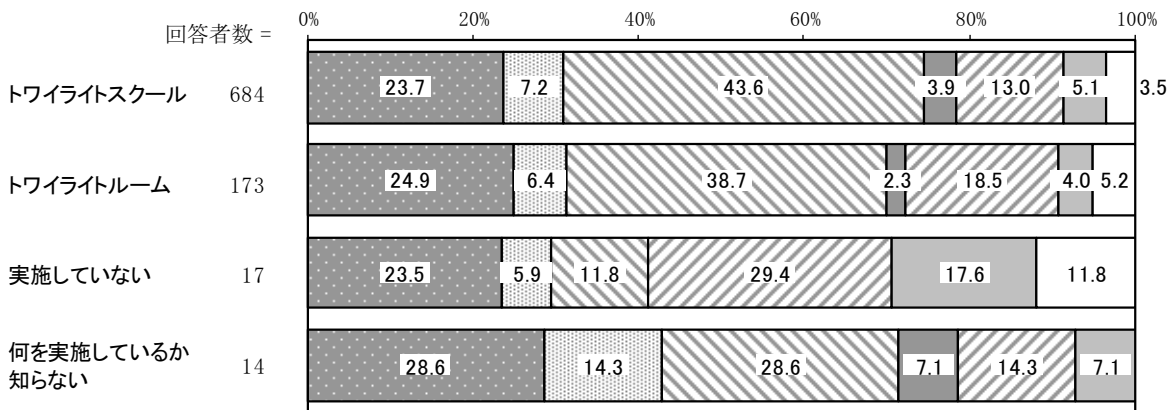
「非正規雇用(派遣労働者、パート・アルバイト)」の割合が 41.7%と最も高く、次いで「正規雇用(会社員・公務員・経営者・役員)」の割合が 24.0%、「在宅」の割合が 14.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「非正規雇用(派遣労働者、パート・アルバイト)」が 6.3 ポイント減少しています。



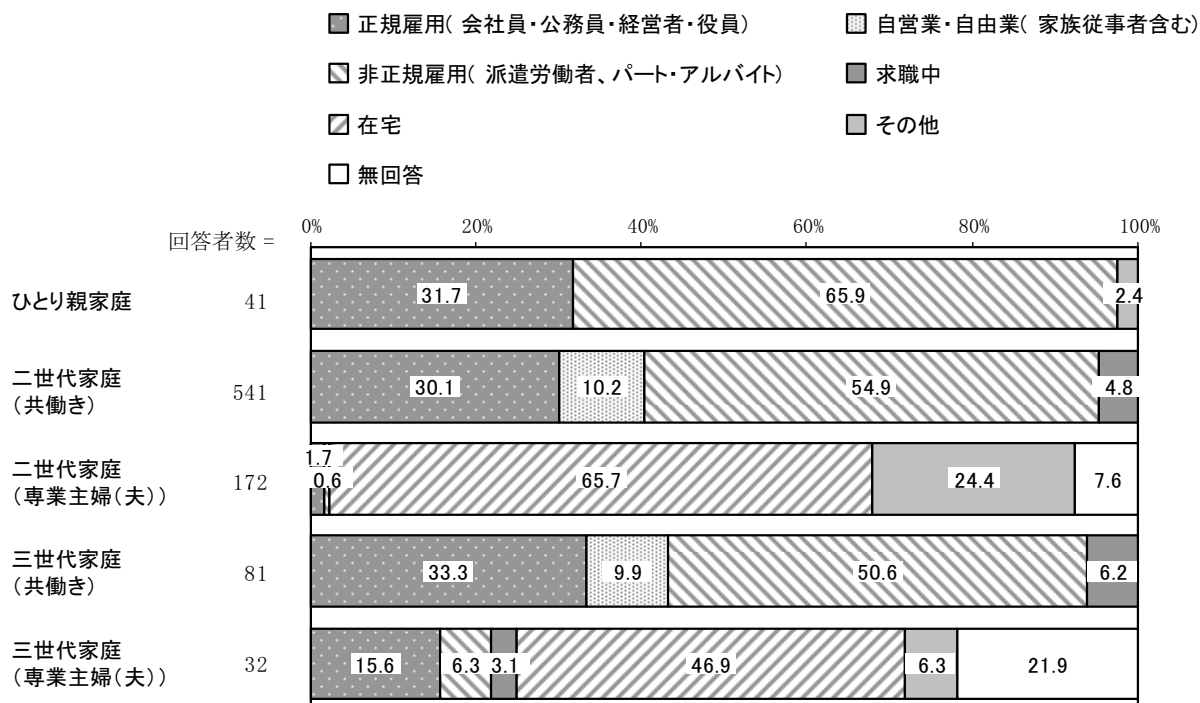
【実施事業別】

実施事業別でみると、他に比べ、トワイライトスクールで「非正規雇用(派遣労働者、パート・アルバイト)」の割合が高くなっています。また、実施していないで「在宅」の割合が高くなっています。



【世帯類型別】

世帯類型別でみると、他に比べ、ひとり親家庭で「非正規雇用（派遣労働者、パート・アルバイト）」の割合が高くなっています。また、二世世代家庭（専業主婦（夫））で「在宅」の割合が高くなっています。

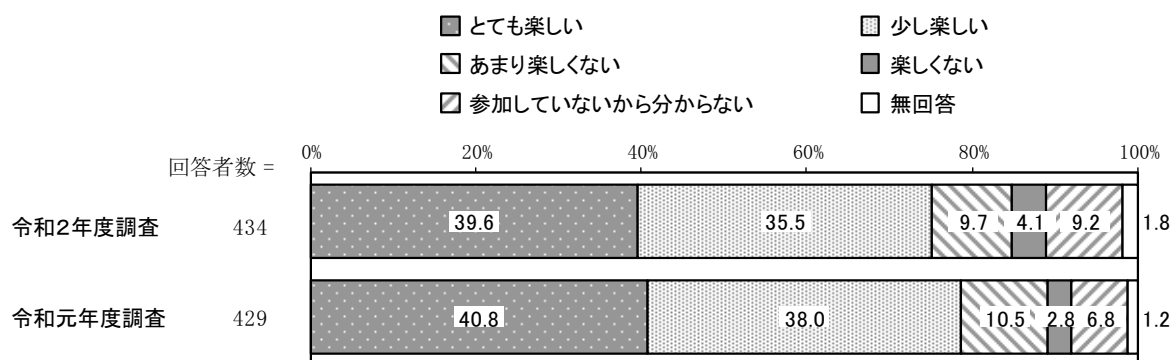


2 子ども調査

問15) トワイライトスクール（またはトワイタイトルーム）は楽しいですか。
あてはまる番号に1つ○をつけてください。

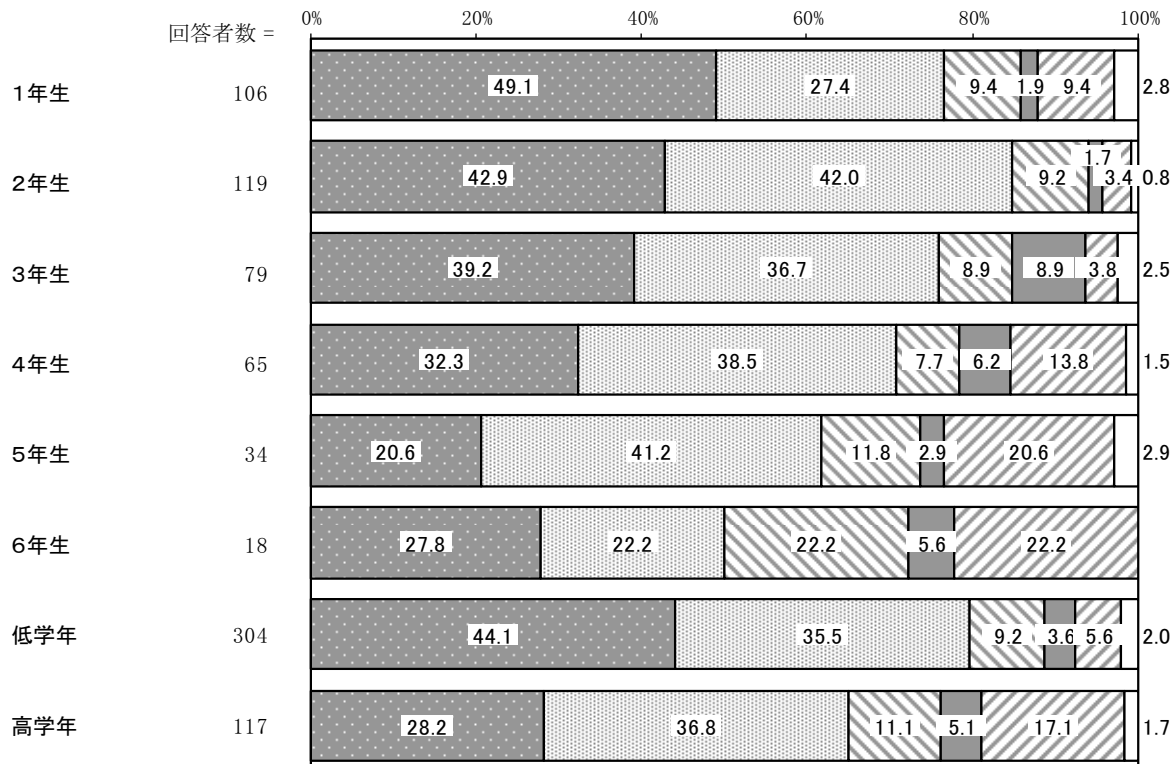
「とても楽しい」と「少し楽しい」をあわせた“楽しい”の割合が75.1%、「あまり楽しくない」と「楽しくない」をあわせた“楽しくない”の割合が13.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



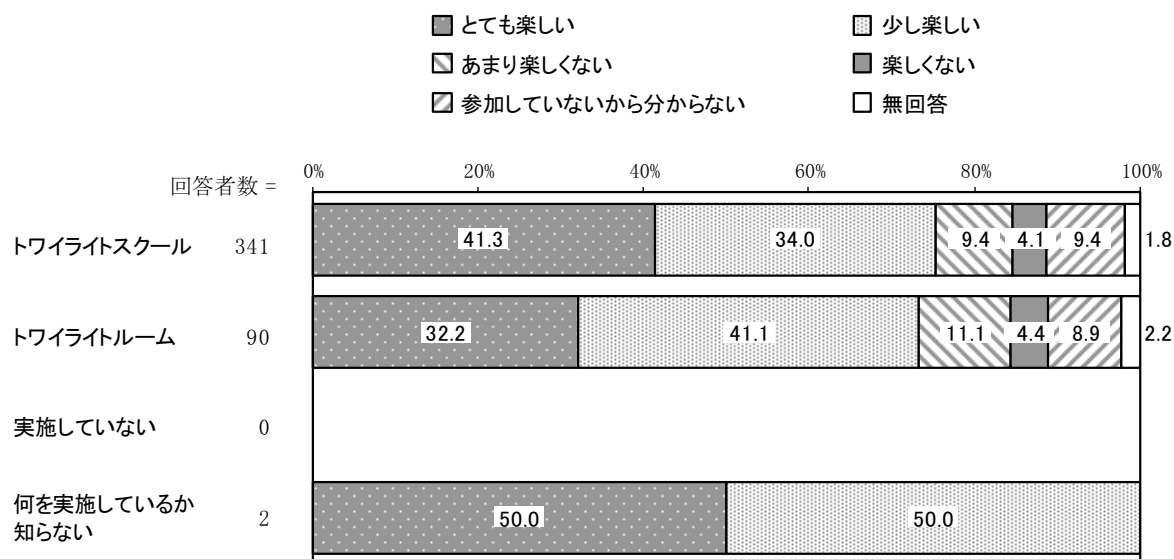
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生で“楽しい”の割合が、6年生で“楽しくない”の割合が高くなっています。また、高学年に比べ、低学年で“楽しい”の割合が高くなっています。



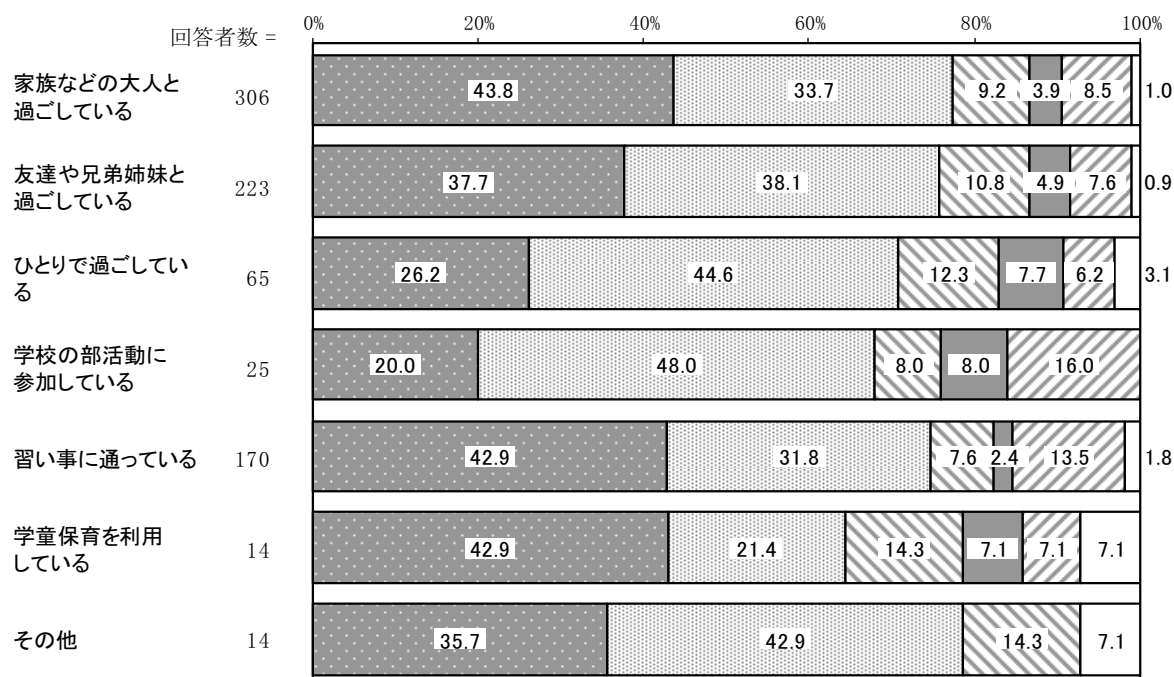
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトルームに比べ、トワイライトスクールで「とても楽しい」の割合が高くなっています。



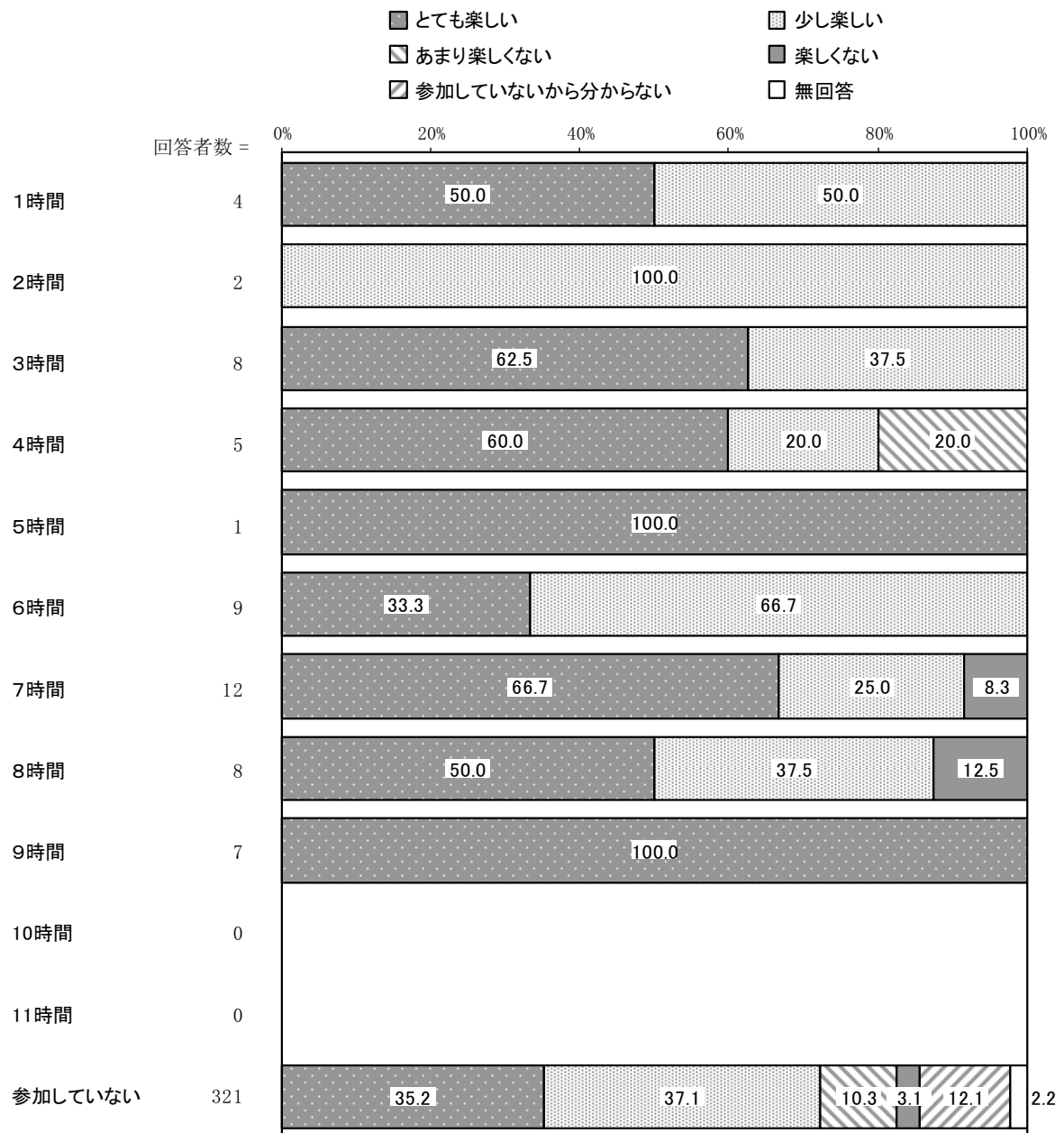
【参加していないときの過ごし方別】

参加していないときの過ごし方別でみると、他に比べ、家族などの大人と過ごしているで“楽しい”の割合が高くなっています。また、ひとりで過ごしている、学童保育（児童館の留守家庭児童クラブを含む）を利用しているで“楽しくない”の割合が高くなっています。



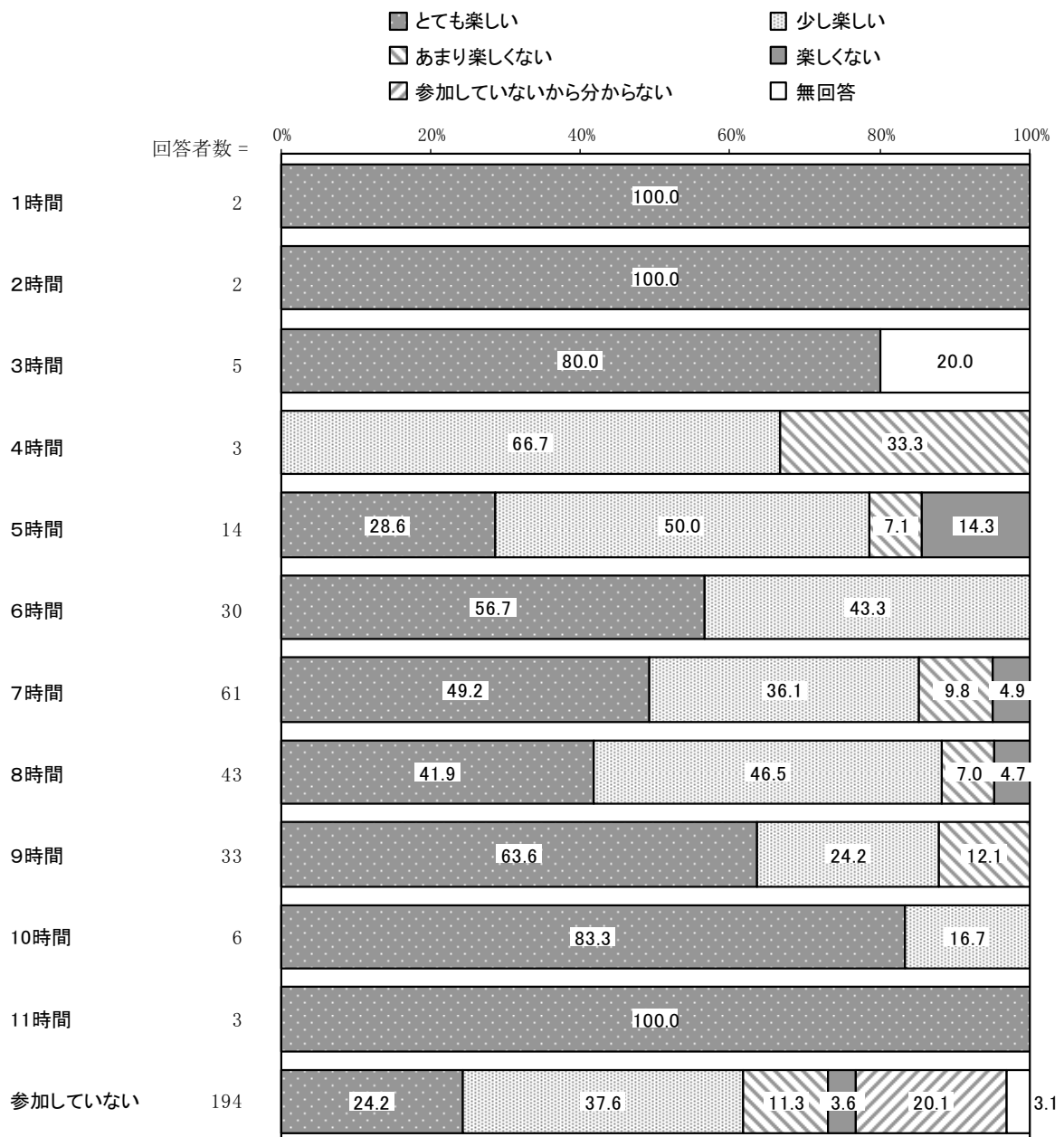
【土曜日の利用時間別】

土曜日の利用時間別では、有効回答数が少ないため参考とします。



【長期休業中の利用時間別】

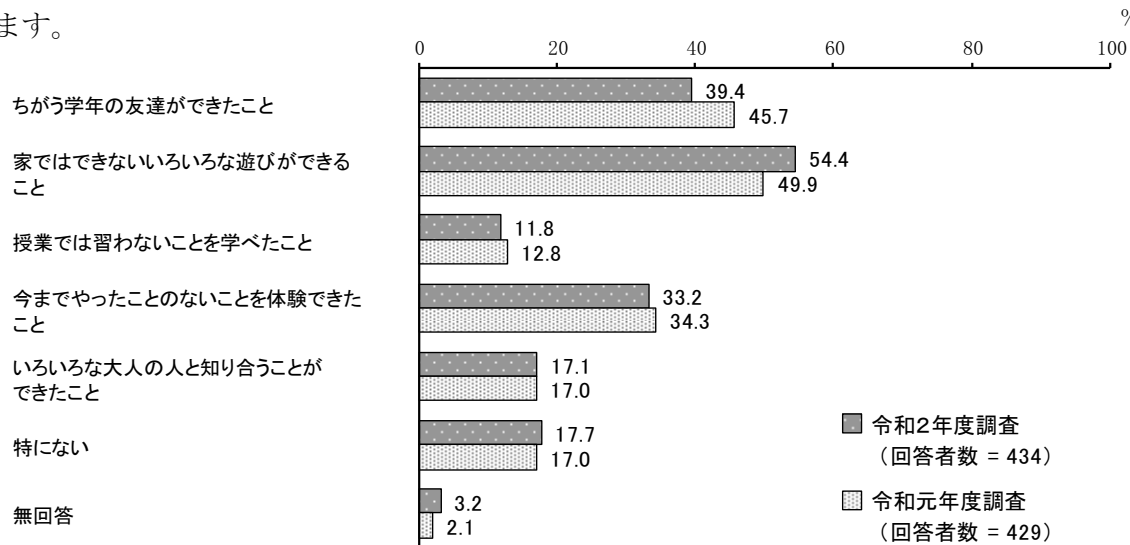
長期休業中の利用時間別でみると、他に比べ、6時間で“楽しい”の割合が高くなっています。
また、5時間で“楽しくない”の割合が高くなっています。



問16) トワイライトスクール（またはトワイライトルーム）に参加してみて、よかったと思うことはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「家ではできないいろいろな遊びができること」の割合が54.4%と最も高く、次いで「ちがう学年の友達ができしたこと」の割合が39.4%、「今までやったことのないことを体験できたこと」の割合が33.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ちがう学年の友達ができしたこと」が6.3ポイント減少しています。



【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生、4年生で「家ではできないいろいろな遊びができること」の割合が高くなっています。また、3年生で「ちがう学年の友達ができしたこと」の割合が、4年生で「今までやったことのないことを体験できたこと」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	ちがう学年の友達ができしたこと	家ではできないいろいろな遊びができること	授業では習わないことを学べたこと	今までやったことのないことを体験できたこと	いろいろな大人の人と知り合うことができたこと	特にな	無回答
1年生	106	37.7	51.9	18.9	25.5	17.0	17.0	7.5
2年生	119	37.0	58.0	12.6	34.5	19.3	15.1	—
3年生	79	48.1	54.4	8.9	27.8	13.9	20.3	1.3
4年生	65	36.9	60.0	7.7	47.7	26.2	18.5	3.1
5年生	34	32.4	47.1	8.8	41.2	8.8	26.5	2.9
6年生	18	44.4	55.6	5.6	27.8	5.6	22.2	—
低学年	304	40.1	54.9	13.8	29.6	17.1	17.1	3.0
高学年	117	36.8	55.6	7.7	42.7	17.9	21.4	2.6

【実施事業別】

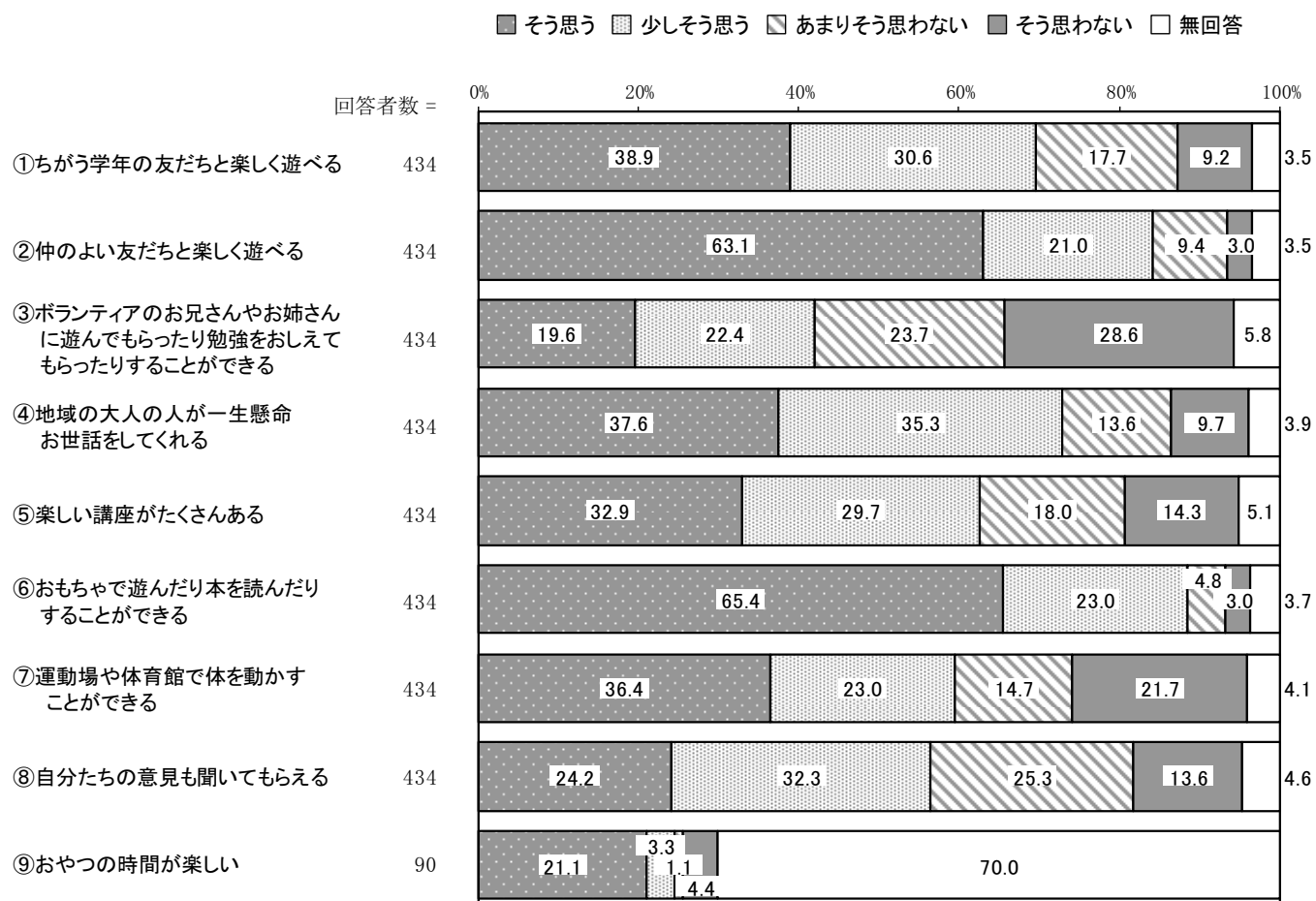
実施事業別でみると、トワイライトルームに比べ、トワイライトスクールで「家ではできない
いろいろな遊びができること」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数（件）	ちがう学年の友達が できたこと	家ではできないいろいろ な遊びができること	授業では習わないことを 学べたこと	今までやったこと のないことを体験できた こと	いろいろな大人の 人と知り合うことが できたこと	特 に な い	無 回 答
トワイライトスクール	341	39.3	56.0	12.6	33.7	17.3	17.3	2.9
トワイライトルーム	90	40.0	48.9	8.9	32.2	16.7	18.9	4.4
実施していない	—	—	—	—	—	—	—	—
何を実施しているか知らない	2	50.0	—	—	—	—	50.0	—

問 17) あなたが参加しているトワイライトスクール（またはトワイライトルーム）では、次のことについて、どう思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。

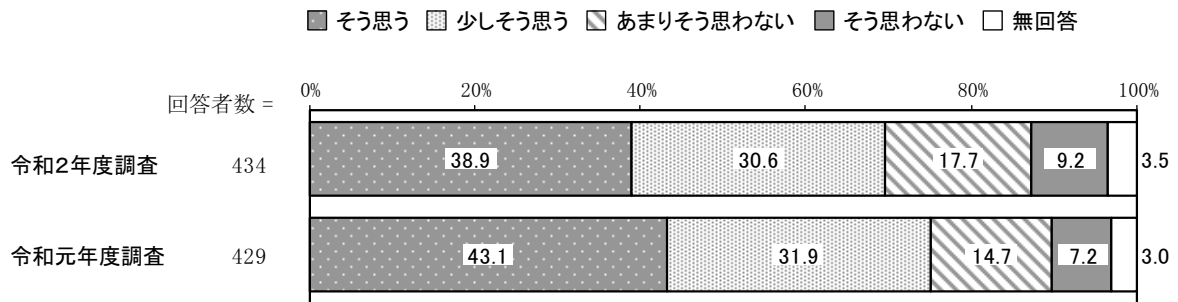
②仲のよい友だちと楽しく遊べる、⑥おもちゃで遊んだり本を読んだりすることができるで「そう思う」と「少しそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が高く、8割を超えています。一方、③ボランティアのお兄さんやお姉さんに遊んでもらったり勉強をおしえてもらったりすることができるで「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高く、約5割となっています。



注) ⑨おやつ時間が楽しいは、トワイライトルーム利用者のみの集計です。

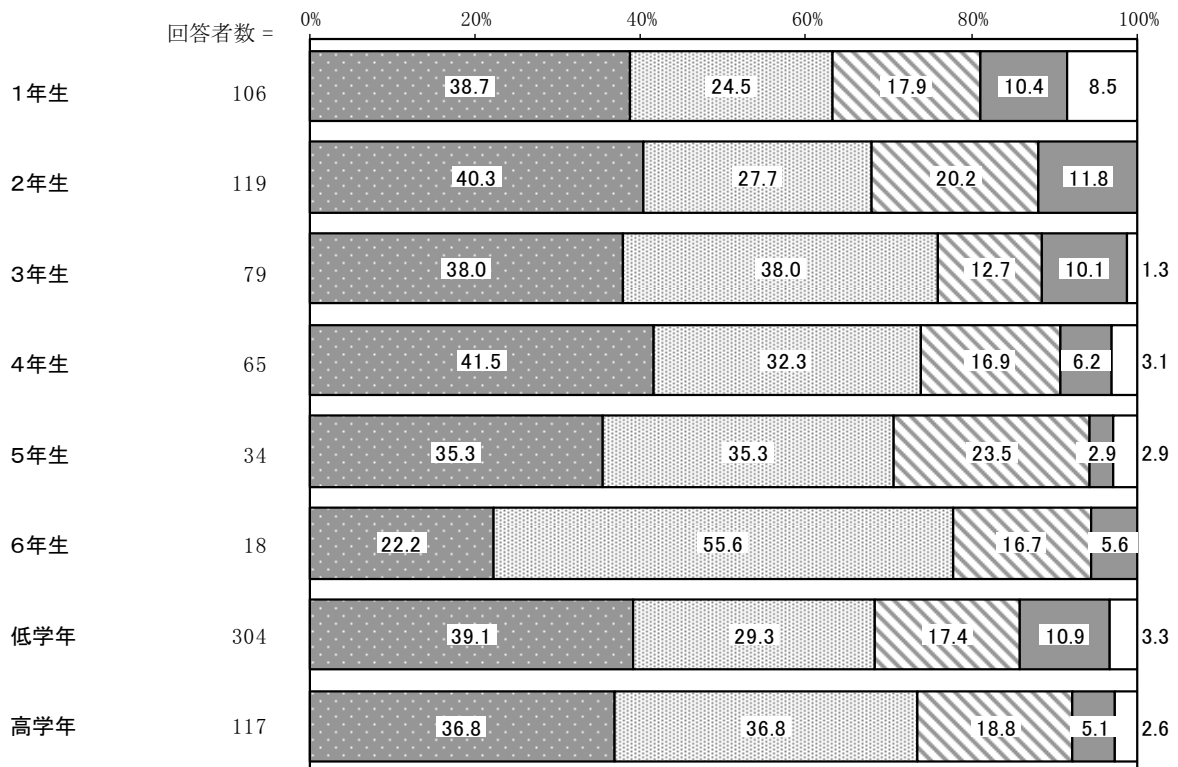
①ちがう学年の友だちと楽しく遊べる

令和元年度調査と比較すると、“そう思う”が5.5ポイント減少し、“そう思わない”が5.0ポイント増加しています。



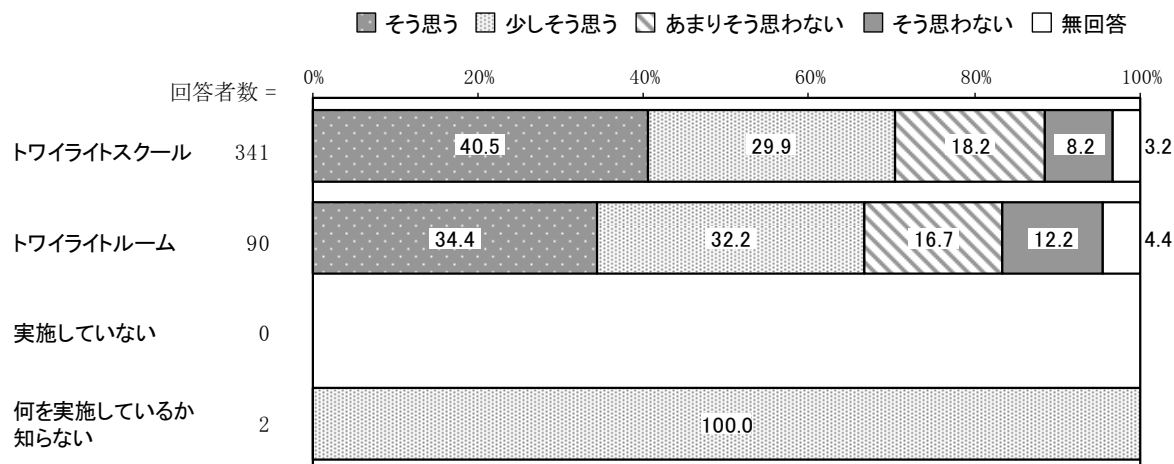
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、6年生で「そう思う」の割合が高くなっています。



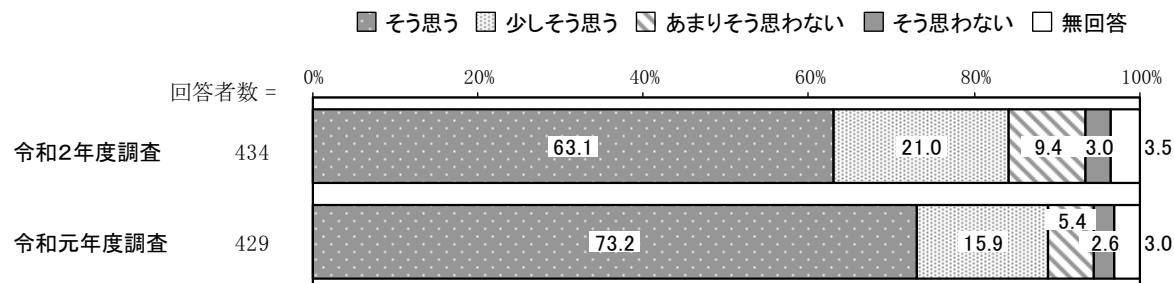
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



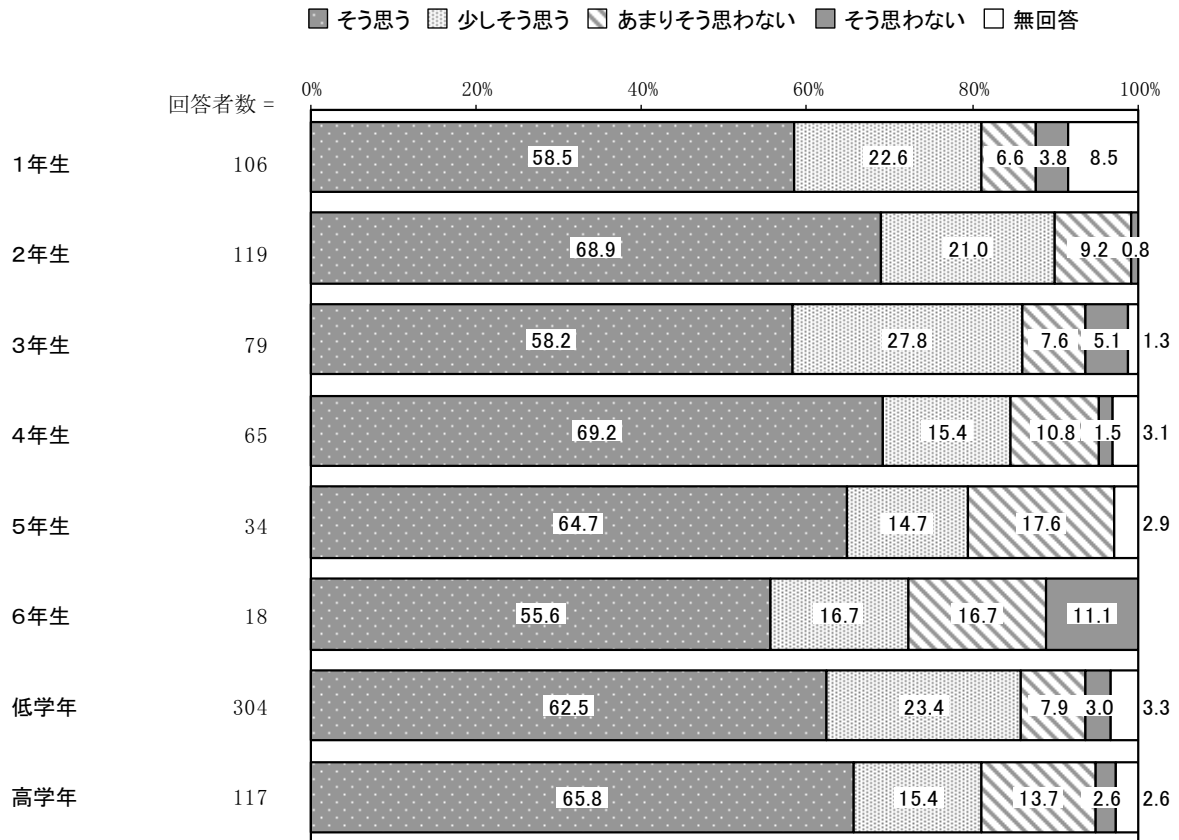
②仲のよい友だちと楽しく遊べる

令和元年度調査と比較すると、「そう思う」が 10.1 ポイント減少し、「少しそう思う」が 5.1 ポイント増加しています。



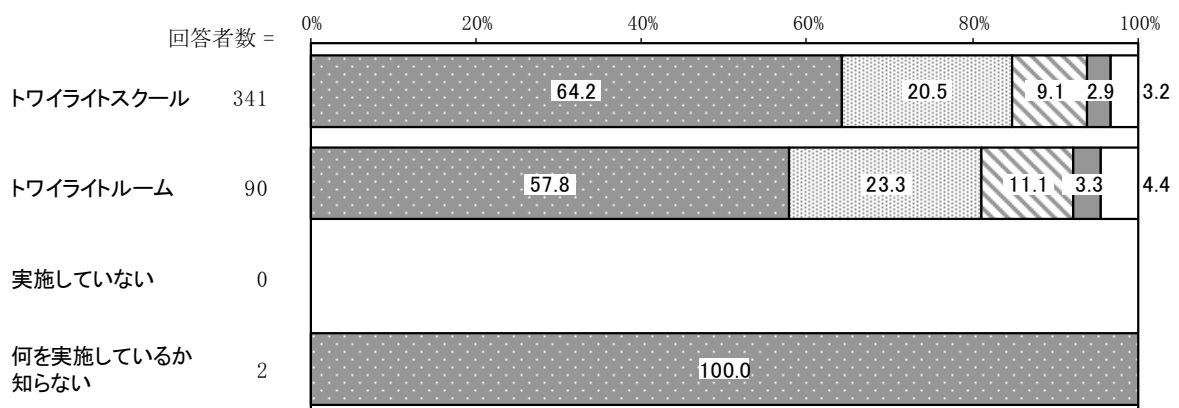
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生で“そう思う”の割合が高くなっています。また、6年生で“そう思わない”の割合が高くなっています。



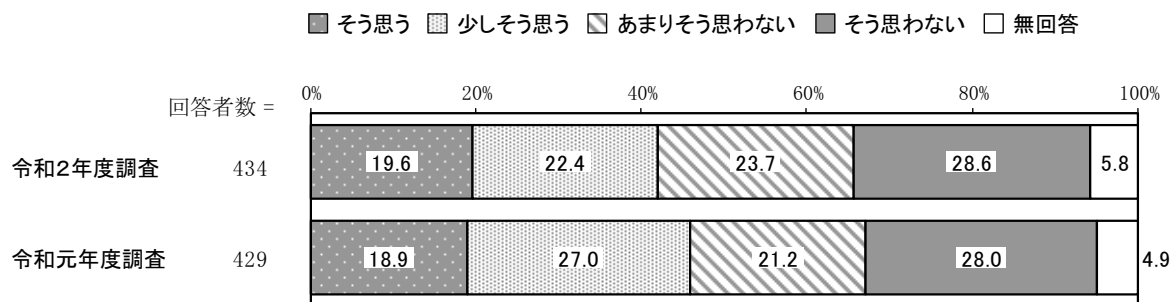
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



③ボランティアのお兄さんやお姉さんに遊んでもらったり勉強をおしえてもらったりすることができる

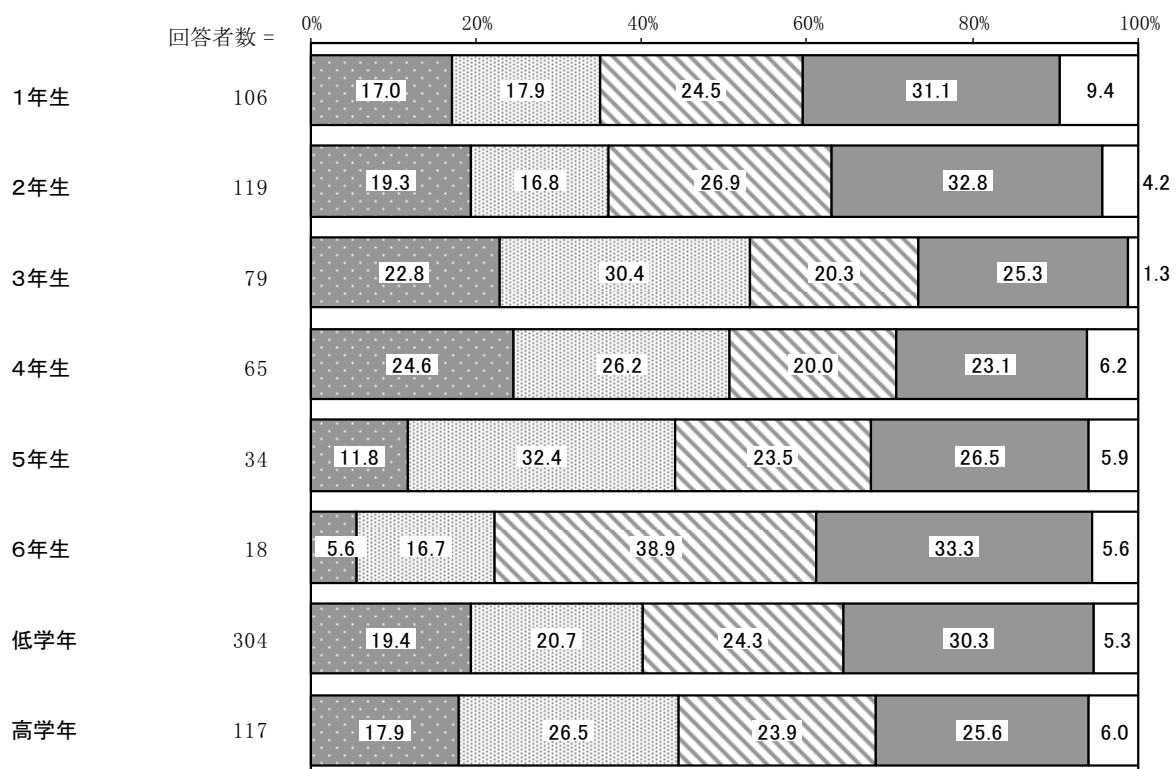
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【学年別】

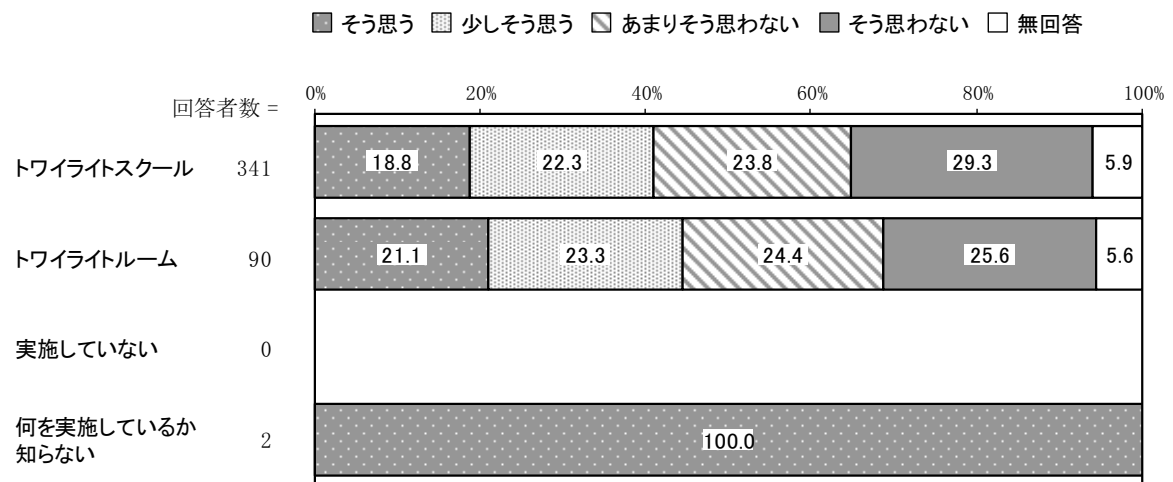
学年別でみると、他に比べ、3年生、4年生で“そう思う”の割合が高くなっています。また、6年生で“そう思わない”の割合が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で“そう思わない”の割合が高くなっています。



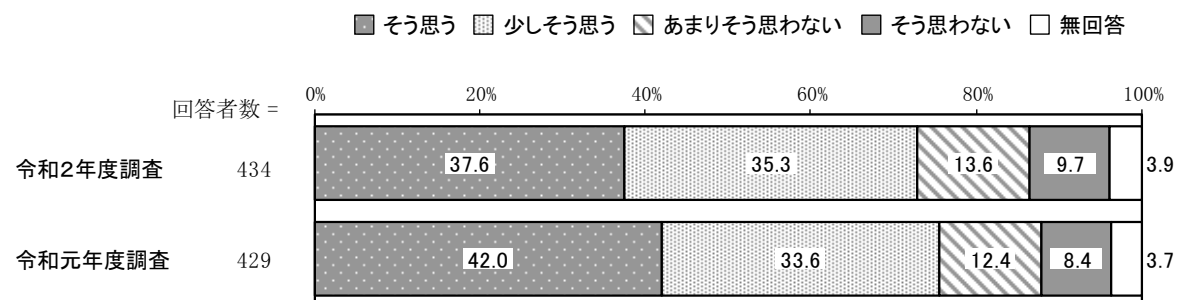
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



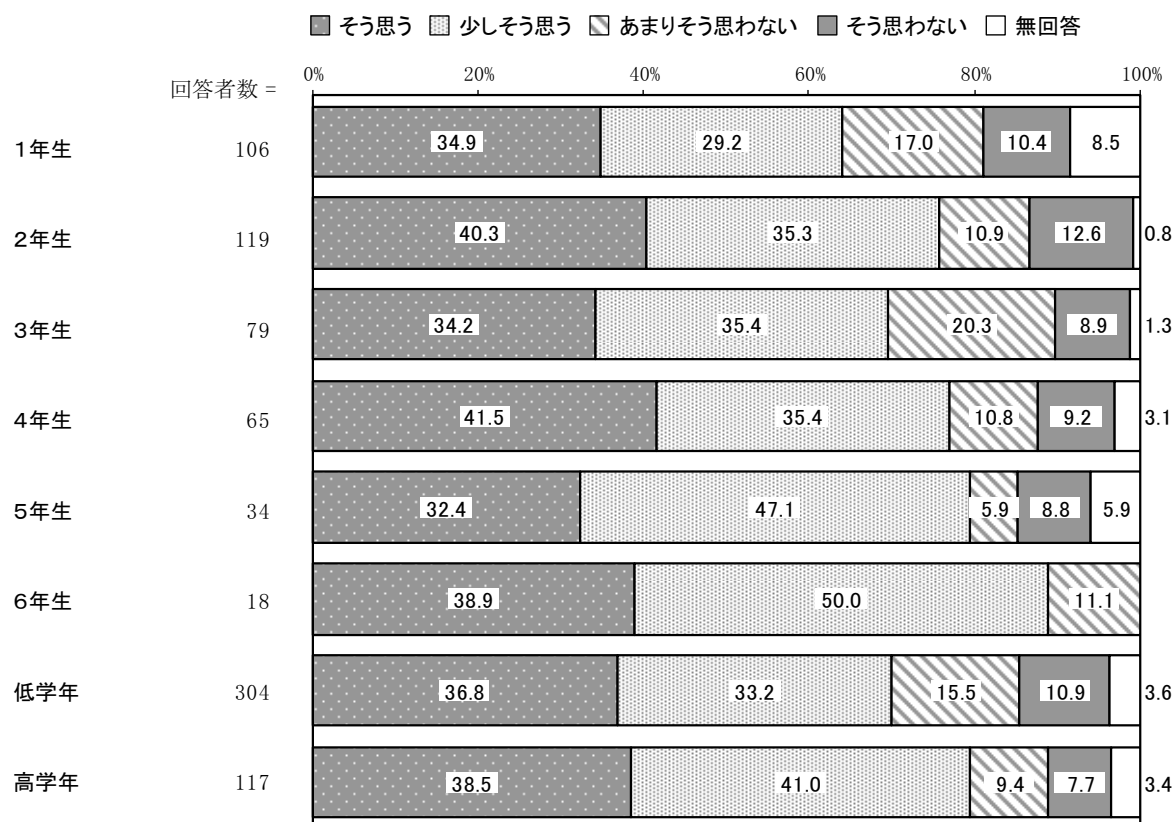
④地域の大人の人が一生涯懸命お世話をしてくれる

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



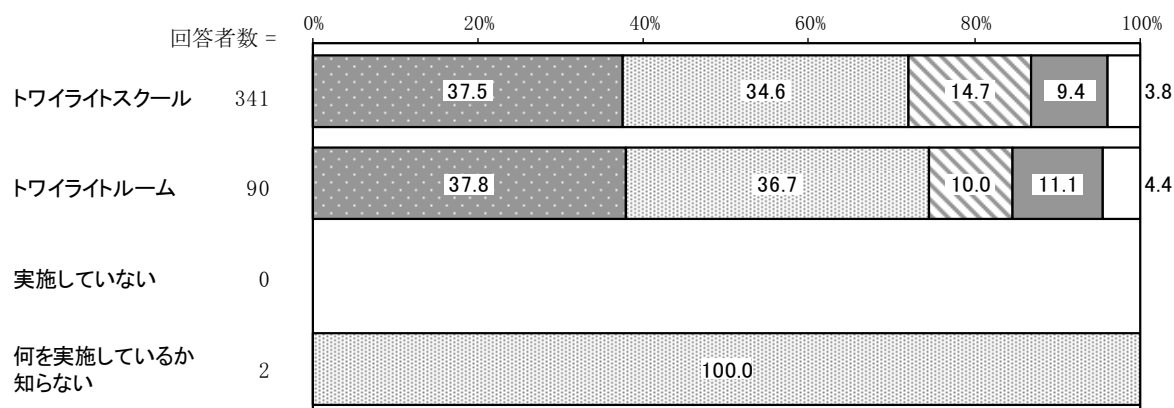
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、6年生で“そう思う”の割合が高くなっています。
また、低学年に比べ、高学年で“そう思う”の割合が高くなっています。



【実施事業別】

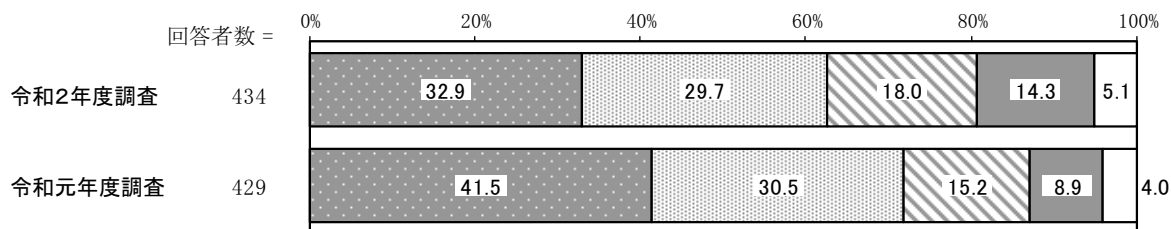
実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



⑤楽しい講座がたくさんある

令和元年度調査と比較すると、“そう思う”が9.4ポイント減少し、“そう思わない”が8.2ポイント増加しています。

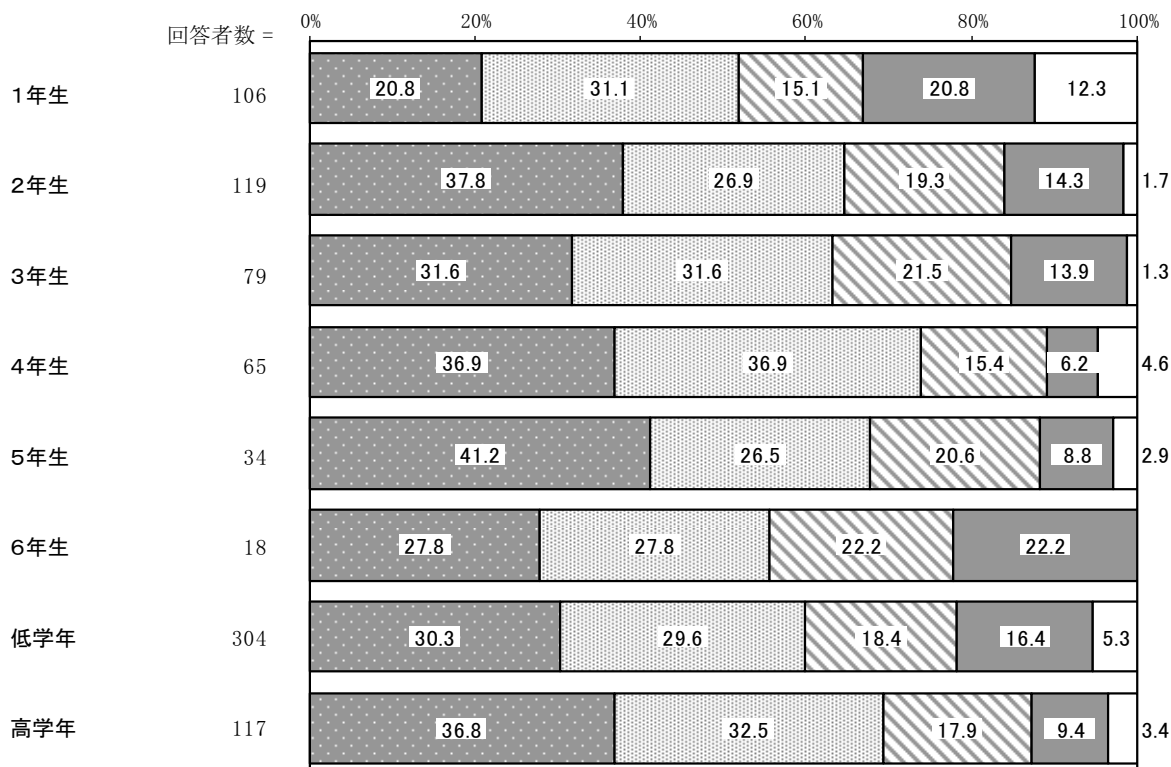
■ そう思う ■ 少しそう思う ▨ あまりそう思わない ■ そう思わない □ 無回答



【学年別】

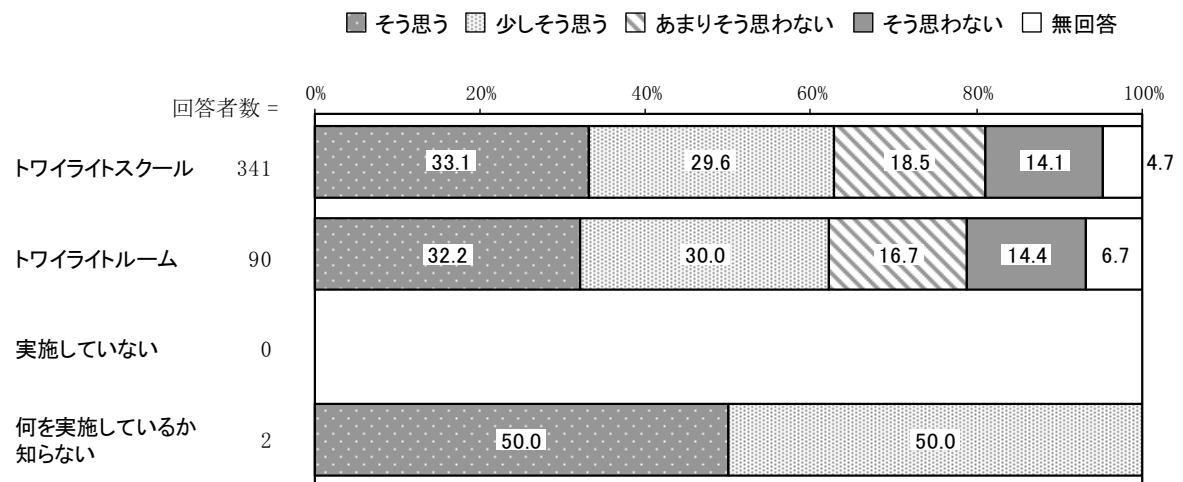
学年別でみると、他に比べ、4年生で“そう思う”の割合が、6年生で“そう思わない”の割合が高くなっています。

また、高学年に比べ、低学年で“そう思わない”の割合が高くなっています。



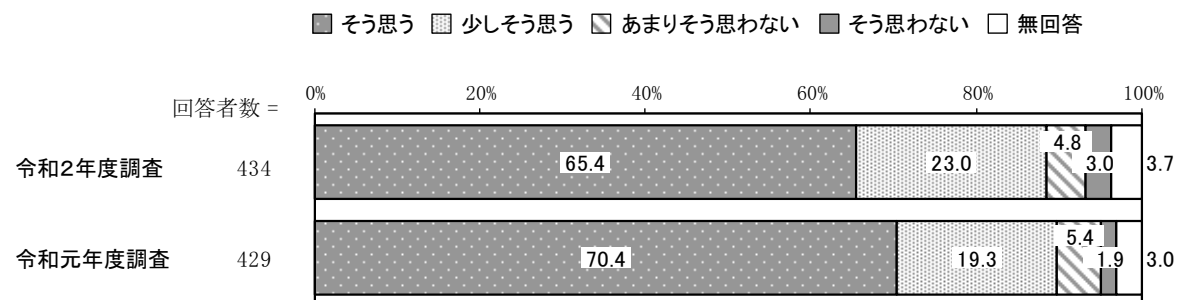
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



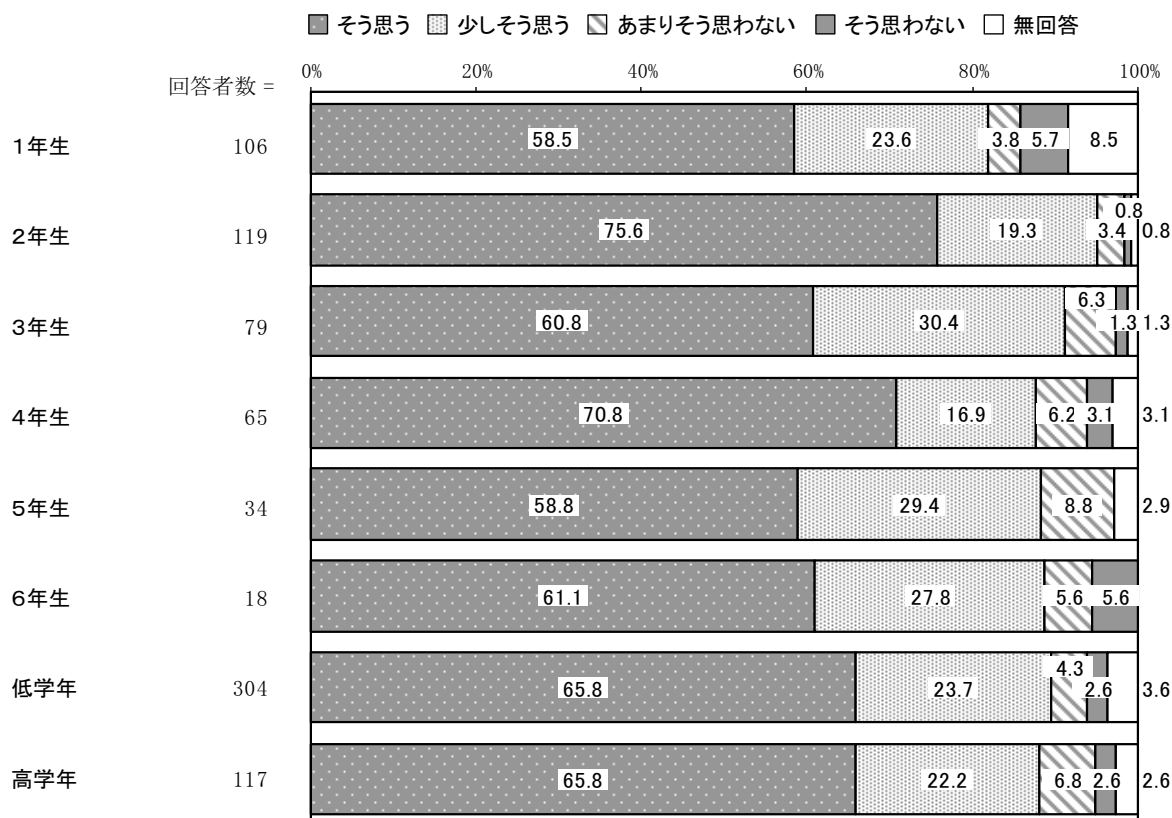
⑥おもちゃで遊んだり本を読んだりすることができる

令和元年度調査と比較すると、「そう思う」が5.0ポイント減少しています。



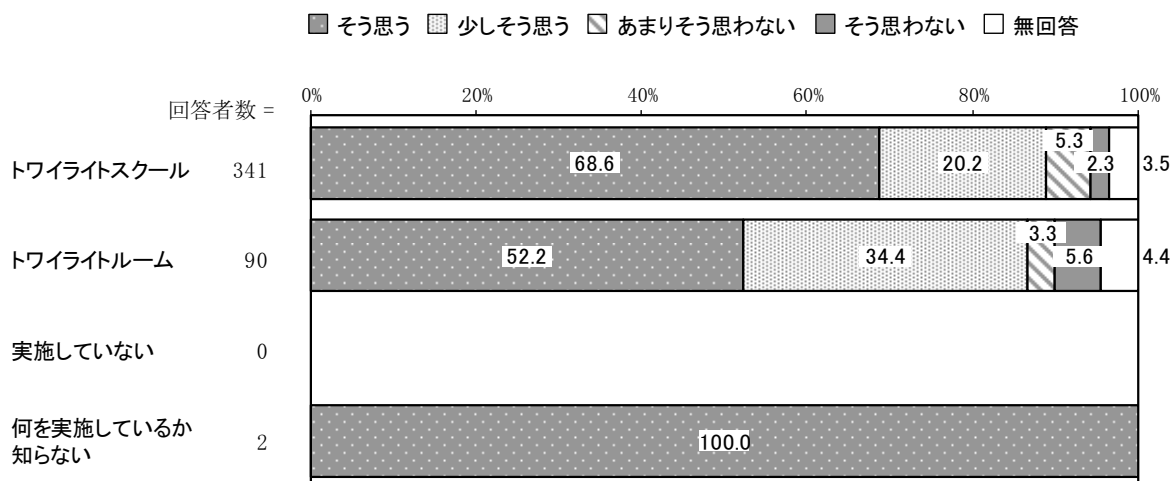
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、2年生で“そう思う”の割合が高くなっています。



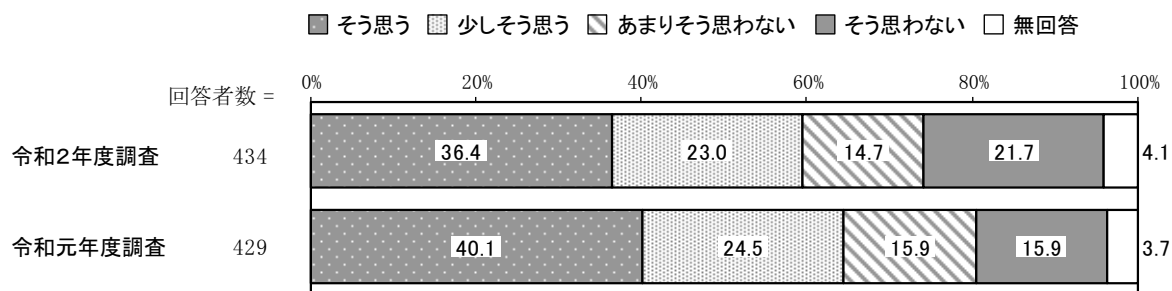
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



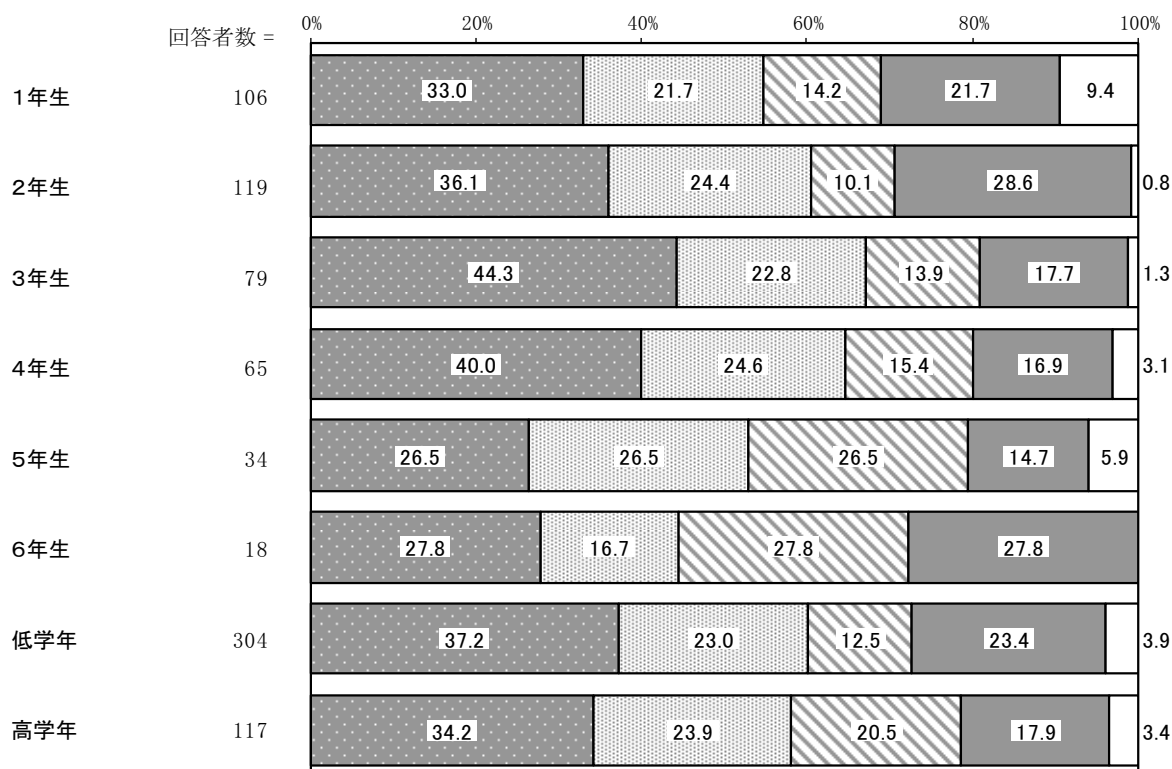
⑦運動場や体育館で体を動かすことができる

令和元年度調査と比較すると、“そう思う”が5.2ポイント減少しています。



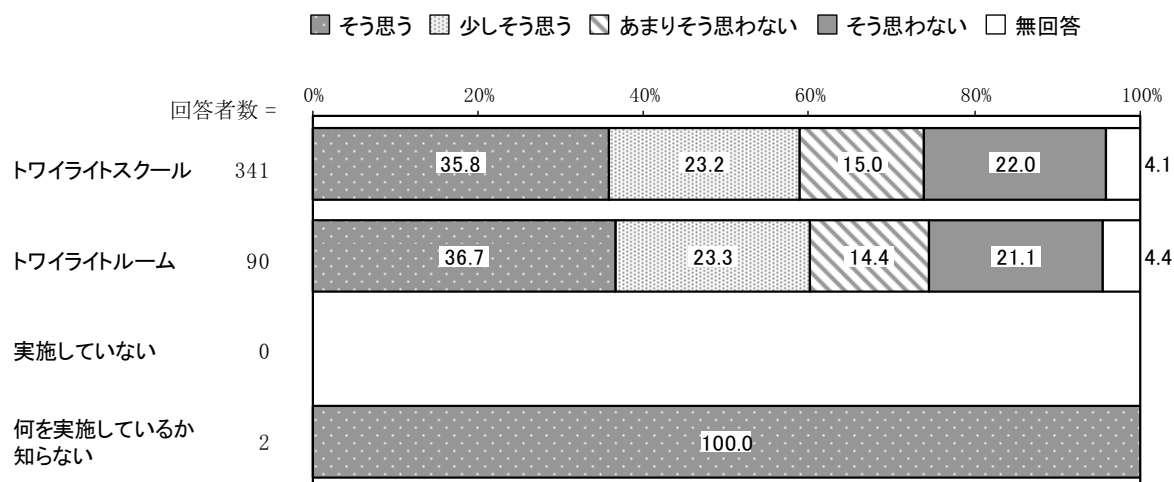
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、3年生で“そう思う”の割合が高くなっています。また、6年生“そう思わない”の割合が高くなっています。



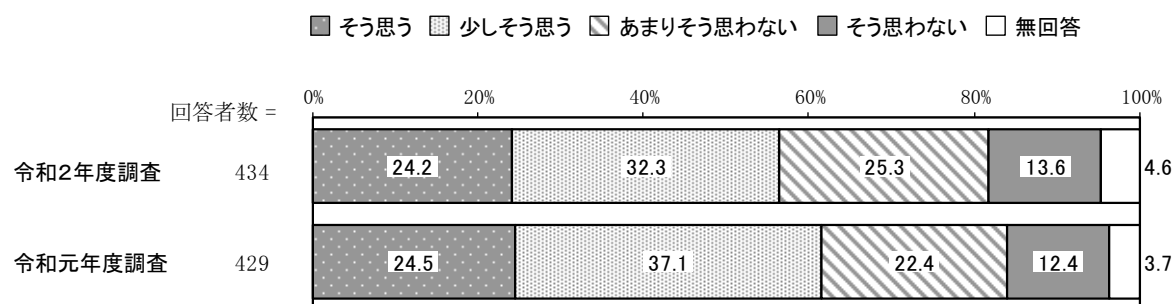
【実施事業別】

実施事業別でみると、大きな差異はみられません。



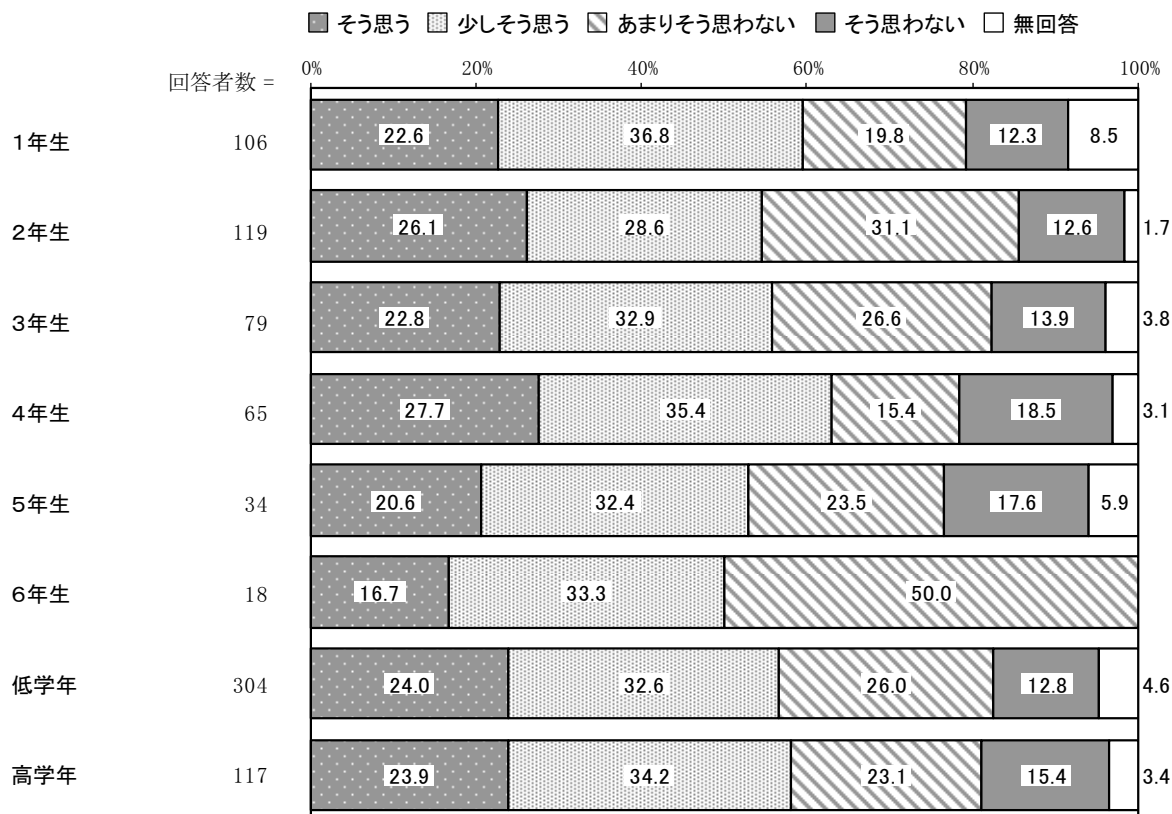
⑧自分たちの意見も聞いてもらえる

令和元年度調査と比較すると、“そう思う”が5.1ポイント減少しています。



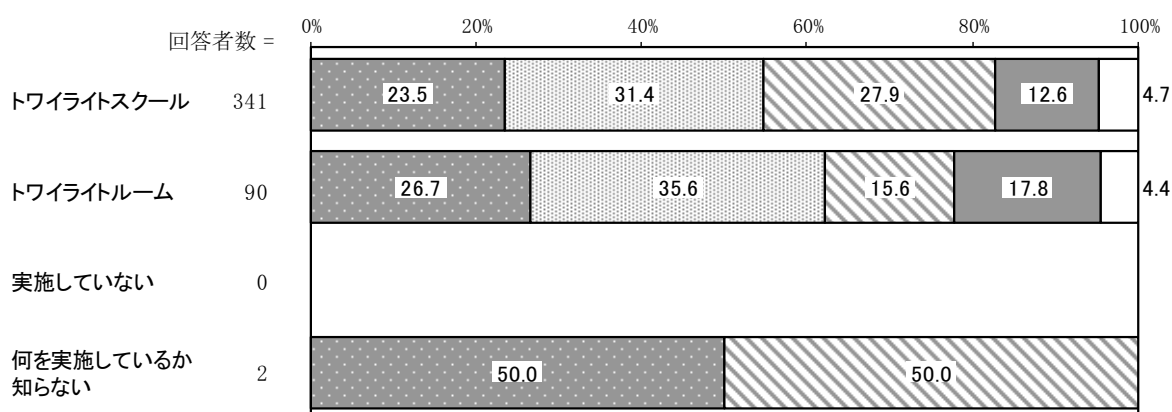
【学年別】

学年別でみると、他に比べ、4年生で“そう思う”の割合が高くなっています。また、6年生で“そう思わない”の割合が高くなっています。



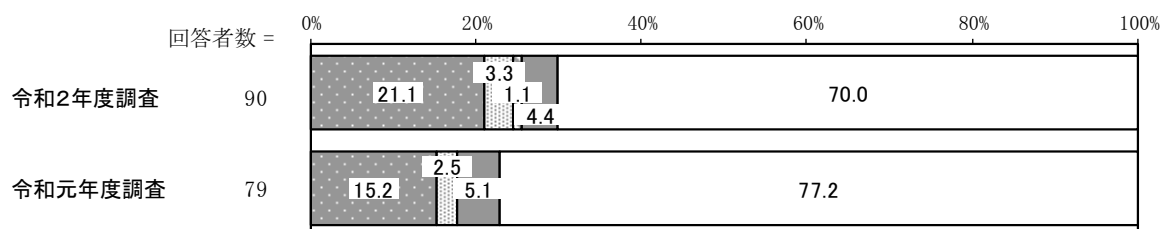
【実施事業別】

実施事業別でみると、トワイライトスクールに比べ、トワイライトルームで“そう思う”の割合が高くなっています。



⑨おやつの時間が楽しい（トワイライトルーム利用者のみ）

令和元年度調査と比較すると、“そう思う”が6.7ポイント増加しています。



3 自由記述

※複数の分類にわたる回答を分類ごとに掲載しているため、設問における自由記述の回答数と、分類ごとの回答数の合計が合致しません。

問3) トワイライトスクール等に参加申込みをしていない(参加申込みをしなくなった)理由は何ですか。

「15. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。(89 件)

- ・活動時間に関すること (4 件)
- ・活動内容に関すること (6 件)
- ・運営スタッフに関すること (11 件)
- ・送迎に関すること (4 件)
- ・本人の意思に関すること (20 件)
- ・友人関係に関すること (16 件)
- ・その他の場や人と過ごすなどのこと (15 件)
- ・コロナウイルス感染症によるもの (6 件)
- ・その他 (7 件)

問6) トワイライトスクール等に参加していないときはどのように過ごしていますか。
主な過ごし方を2つまで順位をつけて□に番号を記入してください。

なお、「7. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。(12 件)

- ・祖父母宅で過ごしている (4 件)
- ・放課後等デイサービスを利用している (2 件)
- ・民間の学童保育を利用している (2 件)
- ・家で過ごしている (3 件)
- ・母親の友達の家族と過ごしている (1 件)

問8) 満足している理由は何ですか。

「12. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。(8 件)

「急用でも預けることができるから」、「宿題を済ませることができる」等の理由がありました。

問9) 不満である理由は何ですか。

「13. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。(25 件)

- ・活動時間に関すること (4 件)
- ・活動内容に関すること (7 件)
- ・運営スタッフに関すること (7 件)
- ・その他 (7 件)

問 10) 今後、トワイライトスクール等に期待することは何ですか。

「15. その他」を選んだ場合は、内容を記入してください。(72 件)

- ・活動時間に関すること (12 件)
- ・活動内容に関すること (10 件)
- ・運営スタッフに関すること (15 件)
- ・おやつ等の提供に関すること (6 件)
- ・送迎に関すること (9 件)
- ・コロナウイルス感染症に関すること (5 件)
- ・その他 (17 件)

②令和2年度土曜学習プログラムの実施状況

区	千種		昭和		守山		天白	
実施校	自由ヶ丘	春岡	鶴舞	八事	鳥羽見	二城	植田南	野並
第1回	10月3日	9月26日	10月24日	1月30日	10月17日	9月26日	11月14日	9月26日
第2回	12月5日	12月12日	11月14日	2月13日	11月28日	11月7日	1月23日	11月21日
第3回	1月30日	1月16日	2月13日		1月16日	1月30日	2月13日	1月30日
第4回	2月20日	2月20日			2月13日			

※ 応募する学校が生涯学習開放未実施の場合、コンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）中、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放」は「名古屋市放課後事業」に読み替えて作成してください。

②名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の応募申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応募申請にあたっての提出書類）

第2条 コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体募集要項に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

（2）コンソーシアムの申請書の提出及び契約締結の権限についての委任状（第2号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って作成するものとする。

（責任分担割合）

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要領は平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

第 1 号様式

コンソーシアム（共同事業体）応募申請参加届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

フリガナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注）構成員が 2 者又は 4 者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第 2 号様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市長

委任者

所在地

名 称

代表者

⑨

私は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請のコンソーシアムの参加に際しては、下記のことを代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地

名 称

代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、運営主体として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（この協定書において「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約における履行期間が終了し、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

2 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の運営主体を受託することができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人等との間で名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

(1) 名古屋市と折衝すること。

- (2) 応募申請に関する事。
- (3) 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約締結に関する事。
- (4) 委託料の請求及び受領に関する事。
- (6) 他の関係団体との調整に関する事。
- (7) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関する事。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇	〇〇%
〇〇〇〇〇	〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約の履行期間終了後、決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(トワイライトルームへの移行の取扱い)

第15条 委託契約の履行期間中に、トワイライトスクールがトワイライトルームへ移行することとなった場合は、名古屋市から変更契約協議の内容について

て、構成員の間で協議し、合意に至った場合は、当コンソーシアムが共同連帯してトワイライトルームを営むものとする。

（委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯して事業委託を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、事業の契約期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（事業委託契約期間中における構成員の破産又は解散に関する措置）

第18条 構成員のうちいずれかが、事業委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の瑕疵の担保責任）

第20条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該事業委託契約期間中につき瑕疵があったものについては、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

名 称

代表者名

印

名 称

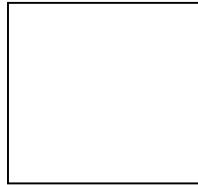
代表者名

印

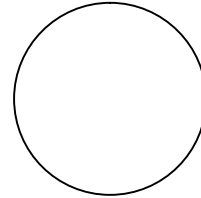
応募申請、契約の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者

団体印

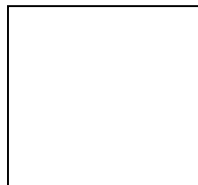


代表者印

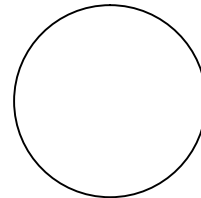


その他の構成員

団体印

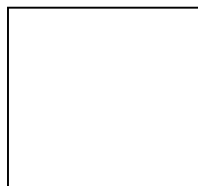


代表者印

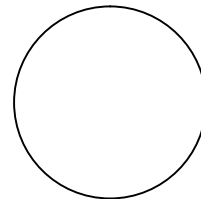


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。

②名古屋市指名停止要綱

名古屋市指名停止要綱

15財用第 5号
平成15年 3月 5日

改正 平成17年 3月30日 16財用第28号、平成18年 3月30日 17財監第75号、平成19年 1月30日 18財監第66号、平成19年 3月28日 18財監第92号、平成20年 2月27日 19財契第 118号、平成23年 3月24日 22財契第57号、平成27年 3月26日 26財契第85号、平成29年 3月17日 28財契第66号、平成29年 9月20日 29財契第34号、令和元年 8月 5日 31財契第25号、令和 2年 3月25日 31財契第81号、令和 3年 3月29日 2財第 109号

(趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「規則」という。）第 3条第 4項及び第16条第 2項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 規則第 3条の 3第 1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを本市との契約（以下「本市契約」という。）から一定期間排除することをいう。
- (2) 市長等 市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者をいう。
- (3) 局区等の長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1条に規定する局及び室、区役所、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに消防局の長をいう。
- (4) 資格審査部会 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年達第 2号）第 5条第 1項に規定する資格審査部会をいう。

(指名停止)

第 3 有資格者が別表第 1及び別表第 2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者

2 前項の指名停止が行われたときは、市長等は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。

3 第 7の規定により資格審査部会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず資格審査部会の議を経た日とする。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人に関する指名停止)

第 4 第 3第 1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、当該下請負人について、情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

(共同企業体の構成員に関する指名停止)

第 5 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件（当該共同企業体がある資格者でないことを理由として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体がある資格者であるとした場合に該当する措置要件）のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

2 第 3第 1項、第 4第 1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体（有資格者に限る。）について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 6 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、

それぞれ別表各号に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本市に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1) 又は第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。

3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要なときは、別表各号及び第 1 項の規定による指名停止の期間を 2 倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。

4 別表第 2 第 2 号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第 2 第 2 号に定める期間の 2 分の 1 とする。

5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第 1 項及び第 2 項の規定による指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。

6 別表第 2 第 2 号 (2)、第 3 号 (2)、第 2 号 (2) 若しくは第 3 号 (2) 又は第 8 号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1)、第 8 号又は第 2 号 (1)（告発の場合に限る。）若しくは第 3 号 (1) の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した指名停止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。

- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第2項から第5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第2項から第5項までの規定を適用する。
- 8 第6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

(資格審査部会)

第7 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査部会の議を経なければならない。第6第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。

- (1) 第4第1項ただし書き又は第5第1項ただし書きの規定を適用するとき。
- (2) 第6第3項又は第5項の規定を適用するとき。
- (3) 措置要件が別表第1第9号又は別表第2第5号若しくは第9号に該当するとき。

(指名停止の通知)

第8 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第 9 市長等は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(下請負等の不承認)

第10 市長等は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(苦情申立て)

第11 第 3 第 1 項、第 4 第 1 項又は第 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による指名停止を受けた者は、当該指名停止の期間内に、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

2 市長は、苦情の申立てがあつたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 10 日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に定める休日を含まない。）に書面により回答するものとする。この場合、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、第 1 項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第12 第11第 2項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内（第11第 2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2週間を下回る場合にあつては、第11第 2項の回答の翌日から起算して 2週間以内）に、市長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 市長は、前項の再苦情申立てがあつたときは、名古屋市入札監視等委員会に諮問する。

3 第 1項の再苦情の処理手続については、財政局契約監理監が別に定めるものとする。

(指名停止の効力)

第13 第11及び第12における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

(報告等)

第14 局区等の長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書（第 4号様式）により財政局契約監理監に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

2 名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者は、その委任を受けた事項に関して有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、前項の規定を準用し、財政局契約監理監に報告しなければならない。

3 財政局契約監理監は、第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により指名停止を行い、第 6第 6項若しくは第 8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 6第 9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者の商号又は名称、指名停止期間、適用条項及び指名停止理由について、局区等の長に通知するものとする。

(指名停止等の公表)

第15 第 3第 1項、第 4第 1項又は第 5第 1項若しくは第 2項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第 6第 6項及び第 8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。

2 第11第 2項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第12第 1項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果の通知をしたときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。

(その他)

第16 指名停止に関する事務は、財政局契約部契約監理課において処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局契約監理監が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年 1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行以前に、この要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による警告等を受けている有資格者の当該警告等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
2 過失による粗雑履行 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
3 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 2か月
4 公衆損害事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。 (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
	1か月
5 契約関係者事故 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を出したとき。 (2) 負傷者を出したとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月
	2週間
6 落札決定後の契約辞退 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
7 賃金又は下請代金等の未払い 本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。	当該事実又は行為を知った日から 支払いの完了が確認できるまで
8 本市契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月
9 その他 本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 贈賄 (1) 本市職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア イ以外の有資格者等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2 4か月 逮捕又は公訴を知った日から 4か月 3か月
2 独占禁止法違反行為 独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	当該事実を知った日から ()内は告発の場合 6か月（12か月） 2か月（3か月）
3 談合 有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 1 2か月 3か月
4 あっせん利得処罰法違反行為 有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1) 以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 1 2か月 3か月

措 置 要 件	期 間
5 市会の告発 次の（１）又は（２）に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１）有資格者等が本市の市会から告発されたとき。 （２）（１）に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起されたとき。	告発から 公訴の提起がされるまで。ただし、12 か月を超える場合は 12 か月 公訴の提起から 12 か月以内
6 建設業法その他業務関連法令違反行為 （１）有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの（別表第 1 第 8 号に該当する場合を除く） （２）建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月 2 か月 行政処分を知った日から 4 か月 1 か月
7 その他の業務に係る違法行為 有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市契約に関するもの イ ア以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 8 か月 2 か月
8 談合等不正行為の確認 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会が確認したとき。	当該事実を確認した日から 6 か月
9 不正又は不誠実な行為 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

指 名 停 止 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

指名競争入札における貴社の指名を下記のとおり停止しましたので通知します。

記

- 1 停止期間
- 2 停止理由

＊ この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。
(問い合わせ先)
財政局契約部契約監理課審査係 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

指 名 停 止 変 更 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって指名競争入札における貴社の指名を停止しているところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 停止期間の変更

変更前
変更後

2 変更の理由

＊ この指名停止に不服がある場合は、上記 1 「停止期間（変更後）」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

（問い合わせ先）
財政局契約部契約監理課審査係 TEL：9 7 2-〇〇〇〇（直通）

指 名 停 止 解 除 通 知 書

財 契 第 号
年 月 日

様

名 古 屋 市 長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって指名競争入札における貴社の指名を
停止しているところですが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

(問い合わせ先)
財政局契約部契約監理課審査係 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

第 4号様式

年 月 日	
指 名 停 止 事 件 報 告 書	
(宛先) 財政局契約監理監	
局長 (室・区長)	
所在地 (住所) 名 称 (氏名)	
事件の概要	
名古屋市指名停止要綱	
別表 第 号 該当	
担当者情報 (所属・氏名・連絡先)	

㊤名古屋市生涯学習開放実施要綱

名古屋市生涯学習開放実施要綱

平成21年 3 月27日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号。以下「規則」という。）第2条第3号に規定する生涯学習開放（以下「開放」という）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営連絡会の設置)

第2条 地域の意見を踏まえた効率的、効果的な開放の推進を図るため、教育委員会（以下「委員会」という。）は、開放を実施する学校（以下「実施校」という。）に運営連絡会を設置することができるものとする。

(保護者)

第3条 規則第3条に規定する保護者は、次に掲げる者とする。

- (1) 親権者又は未成年後見人
- (2) 前号の者の委任を受けた者で法律上行為能力を有する者
- (3) その他委員会が特に認める者

(開放月日等)

第4条 規則別表第2 生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づく図書室の開放は週 3 日以内とし、開放時間は 1 日 3 時間以内とする。ただし、委員会が認めるときは、開放時間を 1 日 4 時間以内とすることができる。

2 規則別表第2 生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づくプールの開放は年20日以内とし、開放時間は 1 日 3 時間以内とする。

(開放の休止)

第5条 規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放を休止する。

- (1) 学校教育活動等に支障があると実施校の学校長が認める場合
- (2) 実施校が公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）に基づく選挙の実施による投票所となる場合で当該選挙の投票、投票所開設準備等での開放に支障がある場合
- (3) 非常災害時等の場合（学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱（平成21年 3 月27日教育長決裁）による）
- (4) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

(図書室利用登録)

第6条 規則第3条第6項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 学校名等
- (4) 電話番号
- (5) その他委員会が特に必要と認める事項

(プール利用登録)

第7条 規則第3条第7項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名

- (2) 住所
 - (3) 学校名等
 - (4) 年齢
 - (5) 電話番号（緊急連絡先を含む。）
 - (6) 利用者の保護者の署名
 - (7) その他委員会が特に必要と認める事項
- （登録証の提示）

第8条 図書室又はプールを利用しようとする者は、第6条又は第7条に規定する登録時に実施校毎に発行する登録を証する書類(以下「登録証」という)を提示するものとする。

（団体登録）

第9条 規則第3条第10項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次の事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体責任者の氏名
- (3) 団体責任者の住所
- (4) 団体責任者の電話番号
- (5) 団体の主な活動施設
- (6) 団体の使用目的(活動内容)
- (7) 団体の構成及び人員
- (8) その他委員会が特に必要と認める事項

（使用申込）

第10条 規則第5条第4項に規定する委員会が特別の事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

- (1) 市又は市の機関がその主催する事業のために使用する場合
- (2) 学校関係団体が実施する事業のために使用する場合
- (3) 学区連絡協議会、学区青少年育成協議会等の地域の公共的団体が行う地域事業、又は地域行事のために使用する場合
- (4) 運営連絡会その他これに準ずる団体が主催又は共催する事業のために使用する場合
- (5) 学区連絡協議会その他これに準ずる学区の組織(以下「学区連協等」という)の構成団体がその目的を遂行するために行う事業のために使用する場合
- (6) 学区連協等が、学区の地域社会と密接な関連を有する公共的団体がその目的を遂行するために使用する事業と認める場合
- (7) 使用日の属する月の1月前の初日が開放日でない場合
- (8) 利用調整のため抽選を行う場合
- (9) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

2 前項第1号から第6号までの規定に該当する場合には、使用しようとする日の10日前まで、随時受理することができる。

3 第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合には、使用日の属する月の前々月の10日以降で、あらかじめ実施校が指定する日から使用日の10日前まで受理することができる。

（使用料）

第11条 規則第6条第1項ただし書の規定により無償とすることができるのは、前条第

- 1 項第1号から第6号までの規定に該当する場合とする。
- 2 使用料は納入通知書により徴収する。
- 3 第5条の規定により開放を休止した場合は、当該既納の使用料を還付する。
(委任)

第12条 この要綱の運用に関する事項は、生涯学習部生涯学習課長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

②④学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

平成 21 年 3 月 27 日教育長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、
学習開放及び生涯学習開放事業における非常災害時等に事業を休止する場合の基
準を規定する。

第 2 条 削除

(学習開放)

第 3 条 次の各号に規定する場合は、学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基
準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、日曜日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合には午後
1 時から事業を実施する。また土曜日においては、午後 3 時 30 分の時点で、事由が
消滅している場合には午後 5 時 30 分から事業を実施する。

(2) 名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、か
つ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると名古屋市教
育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合

(3) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている
場合及びその時点以後事業開始までに発令された場合

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会
が認める場合

(生涯学習開放)

第 4 条 次の各号に規定する場合は、生涯学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基

準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、事由が消滅しているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(2) 名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合

(3) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合及びその時点以後に発令された場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、警報が解除されている場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、警報が解除されているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会
が認める場合

(使用料の還付)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の規定により使用を取り消した場合は、当該既納の使用料を
還付する。

(休止の協議)

第 6 条 第 4 条において、委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校及び当該事業を本市から委託を受け実施する団体の長と協議するものとする。

2 第 3 条において委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校
長と協議するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は生涯学習課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施により非常災害時における名東高校学習開放事業の運営要綱（平成16年11月1日教育長決裁）を廃止する。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

②⑤生涯学習開放（プール開放）管理運営業務委託にかかる取扱基準

生涯学習開放（プール開放）管理運営業務委託にかかる取扱基準

（目的）

第1

この基準は、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託仕様書」及び「名古屋市生涯学習開放実施委託特記仕様書」に基づき、運営主体が行う生涯学習開放業務のうち、プール開放の管理運営業務を実施するために必要な取扱について定めるものである。

（関係法令等の遵守）

第2

- (1) プール開放の管理運営を実施するにあたっては愛知県プール条例（昭和 36 年愛知県条例第 1 号）、同条例施行規則（昭和 36 年愛知県規則第 11 号）、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）その他関係法令等（愛知県発行「プール管理の手引き」を含む）について精通し、これらを遵守して業務を行うこと。
- (2) 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務を営むことについて、同法に規定する必要な手続き等を行うこと。

（業務従事者）

第3

プールを開放する学校（以下「実施校」という。）ごとに下記に定める者を配置すること。

(1) プール開放管理運営業務責任者

ア プール開放の管理運営業務に関する責任者として、プール開放管理運営業務責任者（以下「業務責任者」という。）を、プール開放時間中に常時 1 人配置すること。業務責任者はこの基準に係る業務全般にかかる責任を負い、業務内容を的確に把握し、他の業務従事者を指揮指導し、施設等に適用される関係法令等を遵守して、常に安全良好な業務を行うこと。

イ 業務責任者は、プール監視等プールの管理運営業務に十分な知識経験があり責任者としての資質を有する者であること。

ウ 業務責任者はプール管理にかかる機械設備の運転及び維持管理業務を行うことができる者であること。

エ 業務責任者は、日本赤十字社の「水上安全法救助員・救急法救急員」、（公財）日本体育施設協会の「水泳指導管理士」、（公財）日本スポーツ協会の「水泳コーチ 1 ～ 4 ・水泳上級教師・水泳教師」又は（公財）日本水泳連盟の「基礎水泳指導員」のうちいずれかの有資格者で、一定以上の泳力を有した者とする。

(2) プール開放監視等業務従事者

ア プール開放の管理運営業務を行うものとして、プール開放監視等業務従事者（以下「業務従事者」という。）を必要数配置すること。

イ 業務従事者は、プールの監視及び救急業務（以下「監視業務等」という。）の従事に適した健康な者であること。

ウ 業務従事者は、(1)エの資格を有した者か、本市の主催する普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」（AED 認定コース）が望ましい）又は上級救命講習（これと同等以上の、他の機関が主催する救命講習でも可）

を受講した者で、一定以上の泳力を有した者とする。

(研修・講習等)

第4

- (1) 運営主体は、業務責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）に対し、救急法及び救急処置法に関する講習会等に参加させ、併せて救急法及び救急処置法についての訓練等を実施するものとする。
- (2) プールサイドには、救急薬品などを常備しておくほか、携帯電話、緊急時の連絡先一覧表を備え、事故発生時の対処方法についての訓練を実施しておくこと。
- (3) 運営主体は、業務従事者等に対し、警備業務を適正に実施させるため、警備業法に基づき、必要とされる教育を実施するものとする。

(業務報告等)

第5

プールの開放期間中は、毎日、所定の様式によるプール管理日誌に、必要事項を記載し、保管すること。

定期業務にあつては、業務完了後すみやかに業務完了報告書を作成し提出すること。その他本市が必要とする場合には、本市の要請に基づき書類を作成し、提出するものとする。

(業務従事者等の配置等)

第6

(1) 監視業務等

プールの開放時間中は常に業務従事者等を下記のポスト数配置し、利用者の安全確保を最優先とした監視業務等を遂行させること。またプール利用者に、関係法令及び注意事項を遵守させるとともに、利用者が安全で快適に遊泳できるよう、プールの管理運営に努めること。

ア 吹上小・八熊小・明治小については常時2ポスト以上

イ 高見小・旭丘小・道徳小（別槽低学年用プールあり）、常安小（同一水槽内低学年用コースあり）については常時3ポスト以上

ウ ア又はイに関わらず、本市が指示する日や、同一水槽内の低学年用フロア（高見小・八熊小・明治小）に利用がある場合は、通常よりも監視箇所を増やし、監視業務等の強化にあたること。また、この基準に定める業務内容、プールの施設・設備の状況及び入場者数の推移等を勘案したうえで、必要な人数を配置し、安全に十分配慮すること。

エ 監視業務等に従事するものを交替する時は、次の従事者が指定の位置についてから交替すること。また、交替時の連絡を密にし、業務に支障を来たさないよう留意すること。

(2) プール開放の管理業務

プール開放の管理運営を円滑に遂行するため、プール開放の管理業務要員として、上記の監視業務等の必要配置数とは別に、業務従事者等を1ポスト以上配置すること。なお、緊急時等には、監視業務等に従事する業務従事者等と連携を図り速やかに対応すること。

(3) 業務従事者等の服装等

- ア 利用者との対応は、安心感、信頼感、満足感を与えることができるよう努め、不快感を与えないよう言葉遣い等には十分留意すること。
- イ 業務従事者等の服装は、当該従事者であることが第三者から容易に識別できるものとする。また、監視業務等に従事するものの服装は、事故等が発生した場合に備え、緊急時に即座に入水できる服装とし、人工呼吸用携帯マスクを常時携帯すること。

(プール開放の休止)

第7

名古屋市生涯学習開放実施要綱（平成21年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第5条に規定する場合は、プール開放を休止とするが、その他下記の事情が発生した場合には、プール開放の実施の可否を本市と速やかに協議すること。なお、プール開放中に下記の事情が発生した場合は、開放を一時中止のうえ本市と協議すること。なお、プール開放を休止する場合も、プール開放を予定していた時間中については、来場者の対応その他プールの管理上必要な人員を配置しておくこと。

- (1) 気温が水温より低い場合及び水温が22℃を下回る場合
- (2) 天候が悪い場合（雷を感知した場合は、即刻遊泳を中止させ、利用者等を安全な場所に避難させること。）
- (3) 水 midpoint 検等により異常を発見し、改善が困難な場合
- (4) プールに起因する感染症発生時
- (5) 上記のほか、現場の状況から、プール開放を実施することにより利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合

(監視業務等に係る注意事項)

第8

(1) プール利用上の注意事項

- ア 入水に先立ち必ずシャワーを使用させること。
- イ 遊泳の際他の人に危害が及ぶ恐れのある物品（ゴムボート、シュノーケル、足ヒレ、浮きマット、ガラス製品（水中眼鏡含む）等）の持ち込みは禁ずること。
また、大型の浮輪等は混雑が予想される場合、持ち込みを制限・禁止すること。
なお、浮輪、ビート板、ヘルパー、ビーチボール、プラスチック製の競泳用ゴーグルは使用できるものとする。
- ウ 眼鏡を使用しての入水をさせないこと。
ただし、利用者の状態を判断し、幼児の保護等でやむを得ない場合には、脱落防止等の対策を講じた後入水させてもよいものとするが、眼鏡を直接水に入れさせないこと。
- エ ヘアピン、時計、指輪、ネックレス等遊泳中に危害が及ぶ恐れのある物品の使用を禁ずること。
- オ 入水時は水泳帽を着用させることとし、水着以外の着衣での入水をさせないこと。
- カ 体調不良などの様子が見られる利用者には、利用者の状況を確認し、利用を控えさせる等適切な助言をすること。
- キ 実施校の敷地内はすべて禁煙とすること。また、飲食についても禁ずること。

- ク 飛込み、潜水、プールサイドの走行など、事故の恐れとなる行為を禁ずること。
- ケ 風紀上好ましくない行為、場内での粗暴な行為等他人に迷惑や危害が及ぶ恐れのある行為は禁ずること。
- コ 上記のほか、プールの安全・衛生管理上支障のある行為を禁ずること。

(2) 事故が発生した時の措置等

事故等の発生に備え救急法、応急処置法等につき日頃から訓練等を行い、万一急病や負傷等の事故が発生した場合は次の事項を遵守すること。

- ア 直ちに救助に当たるとともに、患者の状況を正確に把握し、適切な措置を行うこと。
- イ AED（自動体外式除細動器）を必要とする場合は、知識のある者が対応すること。
- ウ 他の利用者の整理にあたること。
- エ 発生した事故の状況、負傷者の状況の経過等について、速やかに本市に報告すること。

(業務内容)

第9

(1) プール開放の管理業務

プール開放期間中の毎日、プール開放の管理業務として下記の業務を実施すること。

- ア プール開放の受付業務。なお、利用当日の登録証の利用者の保護者の署名を確認のうえ、当該登録者及びその者に同行する保護者（実施要綱に規定する保護者。以下同じ。）をプールに入場させること。ただし、次の事項に該当する者は入場させないこと。
 - (ア) 保護者の同行しない15歳未満の者（小学校の第3学年以上の学年に在籍する者その他これに準ずる者を除く。）
 - (イ) 酒気を帯びた者及び伝染性疾患患者
 - (ウ) 体調不十分と認められる者
 - (エ) ペット等の動物を伴う者
 - (オ) 他人に危害を及ぼす物及びプールを汚染させる恐れのある物を持つ者
 - (カ) 上記のほか、利用者の安全・衛生管理上支障があると認められる場合
- イ 入場者数の集計を行うこと。
- ウ 更衣室への案内及び誘導を行うこと。
- エ 更衣室、便所等の巡回を適宜実施し、盗難・事故等の防止に努めること。
- オ ロッカーの使用状況を定期的に確認すること。
- カ 遺失物の整理、問い合わせ等の業務を行うこと。なお、閉場時にプール水槽内、プールサイド、更衣室、ロッカー内等の遺失物の有無の確認を行い、遺失物が確認されたときは、本市の指示により適正に処理すること。また、出入り口等の施錠確認を確実に行うこと。
- キ プール開放の管理上トラブルが発生した時には迅速かつ適切に対応し、原則として運営主体の責任により処理すること。また、本市にも当該状況を速やかに報告すること。
- ク 上記のほか、プール開放の管理上必要な業務を行うこと。

(2) 監視業務等

プール開放期間中の毎日、プール開放の監視業務等として下記の業務を実施すること。

ア 監視業務等に係る注意事項等を遵守のうえ、プール水槽及びプールサイド等の監視業務等を行うこと。また、プール利用上の注意事項についてはプールサイドなどの利用者の見やすい位置に掲示するとともに、利用者に対して必要な指示、注意を行うこと。

イ 開場前に場内の安全・衛生を確認するとともに、プール及び付属施設、設備、備品等の保全には常に留意すること。また「プール熱」等感染症の予防に努めること。

ウ 開場後は毎時、安全確認のため5分間程度遊泳を中止させ、遊泳者をプールサイドにあげ、遊泳者及びプール水槽内の安全・衛生を目視及び水中点検し、確認すること。

エ 開場前、開場後の毎時及び閉場時に排水口等の蓋の二重設置及びボルト等の固定状況について潜水確認にて点検を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、プール開放を一時中止のうえ、直ちに本市に報告すること。また、高見小、八熊小、明治小については、低学年用のプールの台座についても、開場前、開場後の毎時及び閉場時に設置状況を確認、点検のうえ、利用者の安全上適切な対応を図ること。

オ プール入場時及びウの後、再度遊泳者を入水させる前には、ラジオ体操、ストレッチ等の準備運動の指導を行った後に入水させること。

(3) 清掃業務等

ア 日常清掃

(ア) モルタル床面

掃除機等で丁寧に集塵し、その他の汚れは固く絞った水モップ等で拭き取ること。

(イ) ガラス、鏡面

更衣室等のガラス（低所）及び洗面所等の鏡面は拭き掃除をし、ムラや曇りのないよう磨くこと。

(ウ) 手摺、ノブ、窓枠等

塵埃を除去した後、乾いた布で乾拭きし、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用し洗浄すること。

(エ) プール水槽

浮遊物及び水底沈殿物を除去すること。

(オ) プールサイド、シャワー、足洗い場

遊泳時間終了後、水洗いしブラッシングの後水きりを行うこと。

また、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去し水洗いすること。

(カ) 更衣室

開場時間内においては、適時見回りし、抜け毛等を除去すること。

また、利用者が退場したことを確認した後、水洗いし、ブラッシングの後水きりを行い、スノコ等も水洗いにより下部の塵埃等の除去を行い、特に汚れの著しい場所は洗剤等を使用しデッキブラシ等で汚れを除去し水洗いすること。

(キ) コインロッカー

更衣室のコインロッカーの内部及び外部を、利用状況により適宜水拭き等適切な方法で清潔に保つこと。また、適宜消毒をすること。

(ク) 椅子、ベンチ等

プールサイドに設置してある椅子、ベンチ等は、水拭き等により清潔に保つこと。

(ケ) 便所

便所の床面は水洗いし、ブラッシングの後水きりを行い清潔に保つこと。

衛生陶器については、洗剤、柄付きたわし等で内側をよく洗い、周囲及び金属部分は雑巾等で水拭きすること。また、適宜消毒すること。

さらに、洗面台は周辺部を含め水拭きし、常に清潔に保つこと。また、適宜消毒すること。防臭剤、トイレットペーパーは随時取替え補充すること。

(コ) 通路等

業務従事者等及びプール開放の利用者の動線となる通路等については、毎日1回以上掃き掃除を行い、ゴミ、紙屑等を除去すること。

(サ) 側溝・集水桝等

適宜、プールサイドの側溝・集水桝に滞留した砂・泥・ゴミ等を取り除き、排水口のゴミ等を取り除くこと。

(シ) ゴミの集積、処理

ゴミ屑入れ及び清掃箇所から収集したゴミは、運営主体において適切に処分すること。

イ 特別清掃

実施校の学校長（以下「学校長」という。）と調整のうえ、夏季休業日に、原則として1回、プール水槽の水を落とし、タイル目地を傷めないよう留意して、水槽内壁、底部をブラシ等で洗浄し、塩素剤を塗布し再度洗浄すること。また、プール水を全換水した際は、プール本体の給水施設や排水口、ろ過機の循環水の取水口の金具が固定されたネジ、ボルト等に破損がないか確認を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、直ちに本市に報告すること。特に、排水口等の蓋については必ず二重設置及びボルト等による固定状況の確認を行うこと。

なお、業務の遂行にあたっては、業務従事者等の安全に万全の措置を講ずるものとし、脚立等の器材は運営主体の負担で用意すること。

(4) 機械設備運転管理及び水質保持・検査業務

業務を遂行するにあたり、学校長及び本市と業務連絡を緊密にし、機械設備等の取扱方法を熟知し、適正な運転、確実な点検及び保守を行ない、事故による損害を未然に防ぐとともに、故障箇所の早期の発見に努め、プールの管理運営に支障のないようにすること。

ア 機械設備の点検、保守は毎日実施すること。

イ 運営主体は水質測定器を準備し、プール開放の開場前及び開場後の毎時に水質検査等（残留塩素、水素イオン濃度、水温、気温）を実施すること。プール水は、残留塩素 0.4mg/L 以上、水素イオン濃度（pH 値） 5.8 以上 8.6 以下とし、足洗いは、残留塩素 50mg/L～100mg/L を保つものとし、浄化・消毒設備に成分規格を確認したうえで、適正に薬品を注入するなどにより、愛知県プール条例等の関係法令等に定める水質の維持管理に努めること。

ウ 1週間に1度、ヘアーキャッチャーの清掃を行うこと。

エ 機械設備の日常運転の際には、付属計器等を定期的に監視し異常の有無に注意をはらうこと。

オ 故障、異常が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切な措置を講じること。

カ 上記のほか、プール開放の管理運営上必要な業務を行うこと。

(5) コインロッカーの設置

プール開放期間中は各実施校の更衣室に、10戸口の100円リターン式コインロッカー（W840×D455×H1790程度）を、転倒防止処置を行ったうえで、2本設置すること。また、プール開放期間中の学校教育活動等に支障が生ずることのないよう、搬入・搬出の日時や設置位置は学校長の指示に従うこと。

(6) AED（自動体外式除細動器）の設置

プール開放期間中は各実施校のプールサイドにAED（自動体外式除細動器）を1台設置し、業務従事者等に機構、機能、取扱方法等の説明及び適切な指導を実施すること。

(7) 低学年用のプールの台座の設置

高見小、八熊小、明治小については、学校長と調整のうえ、学校が保管する低学年用のプールの台座をプール開放の開始前の期間にプール水槽に適正に設置し、プール開放期間終了後には学校長の指示する場所に収納すること。なお、台座の設置に際しては、利用者に危険のないよう安全面に充分配慮すること。

(8) 閉場作業

プール開放期間終了後は、期日等について学校長と調整のうえ、プール開放を実施するために用意した備品の撤去等の閉場作業を行うこと。

（その他）

第10

(1) 損害賠償責任等

ア 運営主体並びに運営主体に雇用等及び業務委託されたものの故意又は過失により、本市又はプール開放利用者等の第三者に損害を与えた場合、原則として運営主体が損害賠償責任を負うものとする。

イ アにより発生した損害について、本市が第三者に対し賠償を負った場合は、本市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を運営主体に対して求償できるものとする。

ウ 運営主体はア及びイに定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で賠償保険に加入し、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。

(2) 使用物品等

業務を遂行するために必要な消耗品等（トイレトペーパー、清掃業務等に要する用品、水質維持に要する薬品等含む。）は、運営主体が準備すること。なお、学校長の許可を得た場合に限り、机、椅子等の物品をプール開放用に学校から借用し使用することができるものとする。